

資料 1

調布市地域福祉計画

令和 6 (2024) 年度 ~ 令和 11 (2029) 年度

(案)

令和 6 (2024) 年 3 月

調布市

音声
コード

音声
コード

(白紙ページ)

元号・西暦表記について

平成31年度は令和元年度としています。原則、元号表記とし、計画期間である令和6年以降は西暦を併記しています。なお、レイアウトに不具合等が生じる場合は元号のみの表記としています。

音声コード

計画書の各ページに、「音声コード（U n i - V o i c e）」を付しています。

「音声コード」は、紙媒体に掲載された印刷情報をデジタル情報に変えるための二次元コードです。このコードを専用の読み取り機やスマートフォン用アプリで音声に変換し、文章内容を読み上げることで、音声で情報を得ることができます。

目次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 地域福祉とは	1
2 計画策定の背景	3
3 計画の目的	7
4 計画の位置付け	8
5 計画の期間	10
6 計画の策定体制	11
第2章 地域福祉の現状と課題	13
1 地域福祉の現状	13
2 現行計画の振り返り	19
3 調布市の地域福祉の課題	29
第3章 調布市の福祉の共通事項	35
1 福祉3計画に共通する背景	35
2 将来像と基本理念	38
3 福祉圏域	39
第4章 計画の基本方向	41
1 基本目標	43
基本目標1 安心した暮らしと社会とのつながりがもてる地域づくり ..	43
基本目標2 地域共生社会の基盤となる地域福祉の仕組みづくり	48
基本目標3 住民が主体的に参加する支え合いの地域づくり	51
基本目標4 地域生活課題を解決するための包括的な支援体制づくり ..	55
2 重点施策	57
重点施策1 地域におけるトータルケアの推進	57
重点施策2 住民主体の地域における支え合いの仕組みづくり	66
3 重層的な支援体制の整備の推進（調布市重層的支援体制整備事業実施計画）	72
第5章 成年後見制度の利用促進（調布市成年後見制度利用促進基本計画） ..	81
1 背景	81
2 地域福祉計画との一体的策定	82
3 成年後見制度の現状	83
4 振り返りと主な課題	85
5 基本方針	86
6 基本方針に基づく取組	87
7 重点的な取組	94

第6章 8つの福祉圏域の取組.....	97
1 緑ヶ丘・滝坂小学校地域.....	98
2 若葉・調和小学校地域.....	100
3 上ノ原・柏野小学校地域.....	102
4 北ノ台・深大寺小学校地域.....	104
5 第二・八雲台・国領小学校地域.....	106
6 染地・杉森・布田小学校地域.....	108
7 第一・富士見台・多摩川小学校地域.....	110
8 第三・石原・飛田給小学校地域.....	112
第7章 計画の推進に向けて.....	115
1 協働による計画の推進.....	115
2 計画の周知・普及.....	116
3 計画の進行管理・評価.....	116
参考資料.....	117
資料1 調布市の地域福祉計画と国の主な動向.....	117
資料2 地域福祉に関する統計データ.....	118
資料3 調布市民福祉ニーズ調査（アンケート調査）の主な結果.....	124
資料4 計画の策定経過.....	138
資料5 調布市地域福祉推進会議.....	141

計画案内ガイド（インデックス）

第1章

●地域福祉とは、

誰もが、それぞれの地域において安心して暮らせるよう、地域住民や関係機関・行政等の社会福祉関係者が相互に連携して、地域の福祉課題の解決に取り組む考え方。

●計画の背景 ●計画期間 など

第2章

●地域の状況

- ・高齢者人口と、ひとり暮らし高齢者世帯の増加が続く。
- ・近い将来に人口増加はピークを迎える、減少に転じる。

●現行計画の主な成果

●地域福祉の課題

課題1

本人のニーズを踏まえた支援体制の整備を図るとともに、身近な居場所の充実や社会参加への支援等を推進する必要がある

課題2

多様性を認め合い、互いを尊重する意識の向上と、世代や分野を超えた取組等を基盤に、ともに生きる地域をつくる必要がある

課題3

住民主体による地域福祉活動の多様な担い手を増やし、関係機関、行政と連携・協働することで、見守りと支え合いの仕組みづくりを推進する必要がある

課題4

複雑化・複合化した課題を抱える世帯・個人を支援するため、包括的な支援体制を構築する必要がある

調布市の福祉3計画の将来像

みんなで支え合う、誰一人取り残されない、ともに生きるまち

第3章

●福祉3計画の基本理念

理念1

誰もが自分らしく暮らし続けることができる地域社会

理念2

互いに認め合い、尊重し合い、ともに生きる地域社会

理念3

世代や属性を超えてつながり、住民全体で支え合う地域社会

理念4

多様なニーズに応じた切れ目のない包括的な支援体制

第4章

●地域福祉の基本目標

基本目標1

安心した暮らしと社会とのつながりがもてる地域づくり

基本目標2

地域共生社会の基盤となる地域福祉の仕組みづくり

基本目標3

住民が主体的に参加する支え合いの地域づくり

基本目標4

地域生活課題を解決するための包括的な支援体制づくり

重層的な支援体制の整備の推進（調布市重層的支援体制整備事業実施計画）

- 1 地域におけるトータルケアの推進
- 2 住民主体の地域における支え合いの仕組みづくり

第5章

成年後見制度の利用促進

(調布市成年後見制度利用促進基本計画)

第6章

8つの福祉圏域の取組

第7章

●協働による計画の推進

●P D C Aによる進行管理 など

参考資料

●調布市の地域福祉計画と国の主な動向

●地域福祉に関する統計データ

●調布市民福祉ニーズ調査（アンケート調査）の主な結果 など

(白紙ページ)

音声
コード

音声
コード

第Ⅰ章 計画の策定に当たって

I 地域福祉とは

地域福祉とは、誰もが、それぞれの地域において安心して暮らせるよう、地域住民や関係機関、行政等の社会福祉関係者が相互に連携して、地域の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

近年、社会情勢の変化などによって、従来の縦割りによる制度では十分に対応しきれない、制度の狭間の問題をはじめ、福祉ニーズは複雑化・複合化しています。そのため、地域福祉を推進するうえでは、地域に関わる全ての人や組織がそれぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる関係を強くしていくことが求められています。特に、地域の特性や資源を生かして「互助」と「共助」を実践すること、そして、多様な主体が連携し、ネットワークを組んで地域全体の支え合う力を高めることが重要です。

■調布市の地域福祉のイメージ

福祉分野の共通理念

高齢者の福祉

高齢者総合計画



障害者の福祉

障害者総合計画



児童の福祉

調布っ子
すこやか
プラン



その他の福祉

自殺対策、
更生支援 等



分野横断的な福祉課題への対応

例) 制度の狭間の問題、生活困窮、子どもの貧困、権利擁護、虐待防止 等

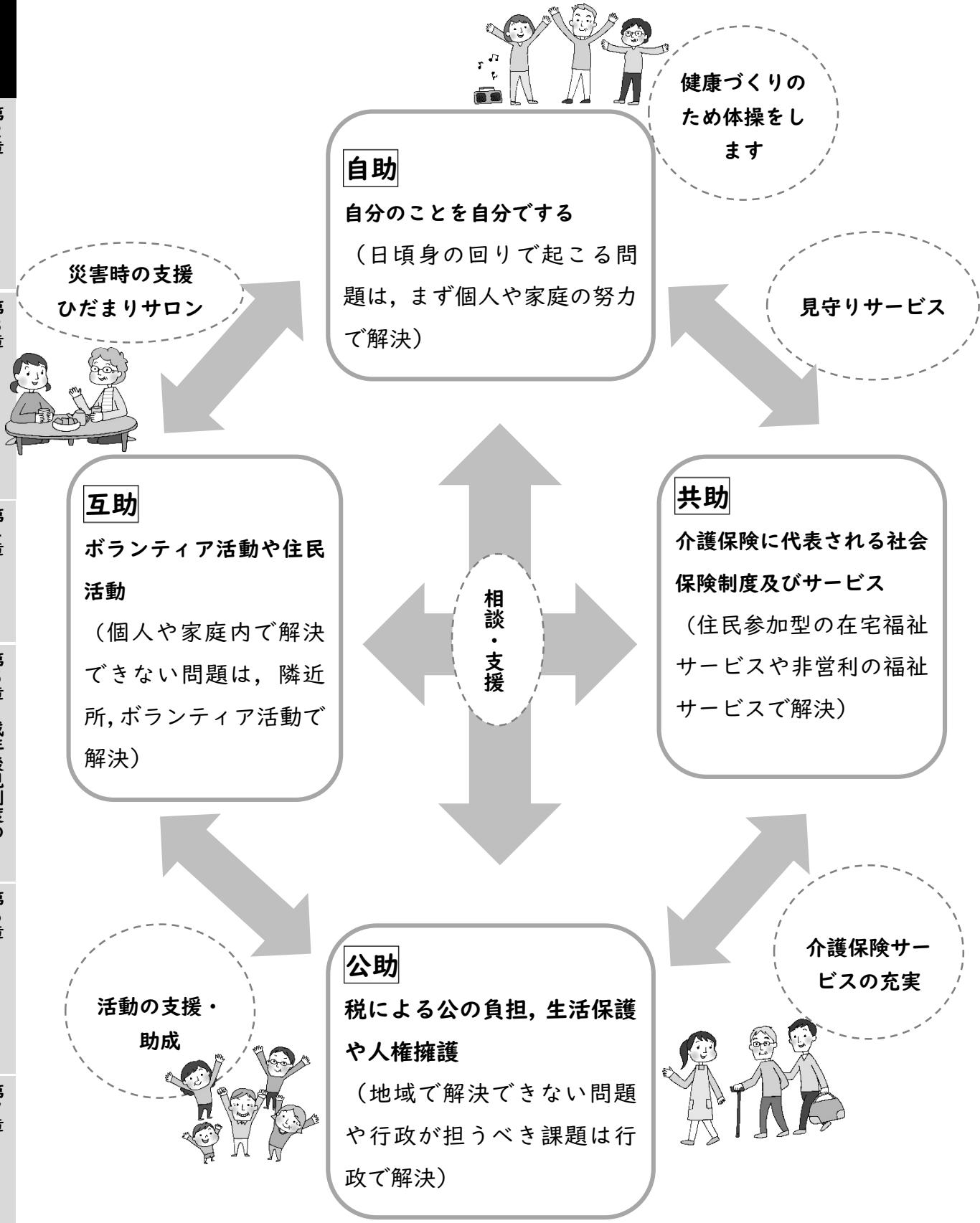
福祉分野共通の基盤となる取組の推進

福祉サービスの適切利用の推進 社会福祉事業の健全な発達 地域福祉活動への住民参加の促進 等

地域福祉の取組の充実が必要な事項（分野共通の取組）

- 身近な場所で何でも気軽に相談できること。
- 自分の居場所が地域の中にある、社会とのつながりがもてるここと。
- 地域での助け合いや支え合う仕組みが整い、機能していること。
- 情報を共有して、困っている人を見つけて支援すること。
- 分野横断的に関係機関が協働して包括的に支援する体制を構築すること。

■自助、互助、共助、公助のイメージ



2 計画策定の背景

(1) 国の動向

我が国では、少子高齢化や人口減少などの社会情勢の変化に伴う、ライフスタイルや価値観の多様化、地域のつながりの希薄化など、社会状況が変化しています。こうした状況を踏まえ、平成28年6月の「ニッポン一億総活躍プラン」の中で、国民の安心した生活を支える新しいビジョンとして「地域共生社会の実現」が明記されました。

その後も、新型コロナウイルスの世界的な流行（パンデミック）や不安定な世界情勢に起因する物価高騰などの社会的要因が重なり、市民生活や地域活動に影響を及ぼしています。社会が変化し続ける中、「地域共生社会の実現」に向けて、社会福祉法等の改正をはじめとする様々な法律が施行されるなど、その取組が推進されています。

■近年の主な動向

平成27 年度	「生活困窮者自立支援法」施行（平成27年4月）	生活保護受給者以外の生活困窮者に対する新たな仕組み（第2のセーフティネット）の構築
	厚生労働省「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」報告書（平成27年9月）	全世代・全対象型地域包括支援体制（新しい地域包括支援体制）を提示
平成28 年度	「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行（平成28年5月）	区市町村成年後見制度利用促進基本計画の策定の努力義務化
	「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定（平成28年6月）	「地域共生社会」の実現が明記
	「再犯の防止等の推進に関する法律」施行（平成28年12月）	地方再犯防止推進計画の策定の努力義務化
平成30 年度	「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」施行（平成30年4月）	・福祉分野の上位計画に地域福祉計画が位置付けられ、区市町村地域福祉計画策定が努力義務化 ・地域福祉計画に盛り込むべき事項として「包括的な支援体制の整備に関する事項」が追加
令和元 年度	「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行（令和元年9月）	貧困の状況にある子どもが健やかに育成される法律の目的・基本理念、教育の機会均等が図られるべき趣旨の明確化
令和3 年度	「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」施行（令和3年4月）	重層的支援体制整備事業の創設、実施計画の策定について記載
	「孤独・孤立対策の重点計画 令和3年度」閣議決定（令和3年12月）	分野横断的な対応が可能となる孤独・孤立対策の推進体制を整備
	「第二期成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定（令和4年3月）	・地域連携ネットワークを全市町村で早期に整備 ・全市町村で基本計画を早期に策定（概ね令和6年度まで）
令和4 年度	「第二次再犯防止推進計画」閣議決定（令和5年3月）	重点課題に「地域による包摂の推進」等を新たに明記
令和5 年度	「孤独・孤立対策推進法」公布（令和5年6月）※施行はR6年4月	孤独・孤立対策の基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項等を規定

(2) 東京都の動向

東京都では、平成18年2月に「福祉・健康都市東京ビジョン」が策定されました。

その後、社会福祉法の改正をはじめとする法・制度の動向を受け、平成30年3月に「東京都地域福祉支援計画」、令和3年12月に「第二期東京都地域福祉支援計画」が策定されました。

また、令和元年7月には「東京都再犯防止推進計画」が策定されました。

■第二期東京都地域福祉支援計画（令和3（2021）年度～令和8（2026）年度）の主な項目

3つの基本理念	<p>①誰もが、所属や世代を超え、地域で共に参加・協働し、互いに支え、支えられながら、生きがいと尊厳を持って、安心して暮らすことができる東京</p> <p>②地域の課題について、身近な場において包括的に相談でき、解決に向けてつながることができる東京</p> <p>③多様な主体が、それぞれの専門性や個性を活かし、地域づくりに参画することができる東京</p>
主な改定事項	<ul style="list-style-type: none">● 前計画後の社会情勢の変化を反映（社会福祉法の改正、コロナ禍の影響など）● 顕在化した複合的な地域生活課題についての対応等を新規掲載・追加記述（ヤングケアラー、ひきこもり状態にある方など）

(3) 調布市の動向

市は、平成12年の社会福祉法の改正に先駆けて、平成5年度を初年度とする調布市地域福祉計画（以下「本計画」という。）を策定し、地域福祉を推進してきました。

以降、30年間の歩みの中で、調布市地域福祉計画、調布市高齢者総合計画、調布市障害者総合計画（以下「福祉3計画」という。）の策定時期並びに調布市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画の策定時期を合わせて関連計画の連携強化を図りながら、法律・制度改革や社会情勢の変化、そして複雑化・複合化する福祉ニーズに対応する福祉施策を展開してきました。

■調布市の地域福祉の歩み

- | | |
|--------|---|
| 平成4年度 | ● 市は、国に先駆け、市民参加による手法で、平成5年度を初年度とする調布市地域福祉計画を策定し、「生涯をつうじて、いきいきとした生活と、ゆたかで、あたたかい地域社会を実現する」ことを目指して地域福祉の推進に努めてきました。 |
| 平成7年度 | ● 最初の地域福祉計画策定時の「行政計画が地域福祉計画の目標実現に即しているか否かを、福祉の施策の視点から検討するための市民参加型の常設委員会を設置されたい」との意見を受け、平成7年度から地域福祉推進会議を設置し、以降、計画の推進と進行管理を行っています。 |
| 平成12年度 | ● 社会福祉法の改正を受け、地域福祉計画の見直しを行う中で、計画期間を平成13年度から18年度の6年間としました。 |
| 平成13年度 | ● 子ども家庭支援センター「すこやか」を開設し、子どもと家庭の総合相談事業や乳幼児交流事業、エンゼル大学などをスタートさせました。 |
| 平成15年度 | ● 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者の権利を擁護するために、近隣5市共同で多摩南部成年後見センターを設立しました。 |
| 平成17年度 | ● 地域福祉計画を、別に定める高齢者、障害者、保健などの分野別福祉計画の基盤となる計画として位置付けるとともに、それら福祉計画の改定に合わせ1年前倒しして、改定しました。 |
| 平成19年度 | ● 災害時に備え、民生委員・児童委員と協力して、災害時要援護者台帳の作成に取り組んだほか、精神障害者の自立及び社会参加を支援し、精神保健福祉サービスの向上を図るため、こころの健康支援センターを開設しました。 |
| 平成20年度 | ● 75歳以上の高齢者を対象とする「後期高齢者医療制度」が開始されました。
● 後期高齢者医療制度の保険者は、東京都後期高齢者医療広域連合ですが、保険料の徴収や健診事業などは市が実施することとされ、従来の健診事業や介護予防健診（生活機能評価）との整合性を図りながら、住民にわかりやすい事業の実施に取り組みました。 |
| 平成21年度 | ● 「福祉のまちづくり条例」をユニバーサルデザインの理念に基づく条例として改正を行いました。 |
| 平成22年度 | ● 災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）をもとに、モデル事業として災害発生時の地域の取組を実施しました。 |

平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度を計画期間の初年度とする福祉3計画を策定しました。 地域福祉計画では、地域福祉の取組について先進事例を参考に研究・協議を進め、地域におけるトータルケアの推進によるネットワークの構築とコーディネート機能の強化を図る必要性を掲げ、計画に地域福祉コーディネーターの配置を位置付けました。
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者福祉において、在宅で生活する方や病院から退院し在宅医療に切り替わる方が、介護サービスとともに医療サービスを円滑に受けられるように、在宅医療相談室について広く周知を行うなど、医療と福祉の連携推進を図りました。 障害者福祉では、障害者自立支援法の改正を受け、新たに特定相談支援事業所を開設するとともに、基幹相談支援センターや障害者虐待防止センターを設置しました。
平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> 主に生活保護世帯の就労による自立を促進するため、ハローワークの窓口を庁舎内に常設するとともに、民間事業者を活用した就労意欲喚起や求人開拓等の就職サポート事業を開始しました。 高齢者が在宅で安心して暮らすための支援として、支援する親族がいない方を対象とした「あんしん未来支援事業」を開始しました。
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> 専門性を備えた福祉人材の確保と質の向上、また、地域の福祉人材の育成を総合的に推進し、将来にわたる福祉・介護ニーズに的確に対応する目的で、新たな研修・育成拠点として福祉人材育成センターを開設しました。 生活困窮者自立支援法の施行を受け、離職や失業などさまざまな事情で生活に困窮された方の生活再建の相談支援（調布ライフサポート）を開始しました。 高齢者福祉では、介護保険制度の改正を受け、ボランティア育成など地域での支え合いの体制整備を進める目的で、新たに地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）を配置しました。
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策基本法の改正を受け、従前の計画の見直し等を図り、調布市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）、行動計画（住民編）、行動計画（庁内編）を再編・統合し、「調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）」を策定しました。
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度を計画期間の初年度とする福祉3計画を策定しました。 平成30年度からの福祉3計画では、共通の将来像、基本理念を定めるとともに、福祉圏域の整理・統一化を図りました。
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> 福祉3計画共通の福祉圏域による取組を開始しました。 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業（以下「モデル事業」という。）において、多機関協働による包括的な支援体制の構築の取組の一つとして、「相談支援包括化推進会議」を設置しました。 高齢者分野では、認知症初期集中支援事業の運営を業務委託で開始しました。
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉コーディネーターを8つの福祉圏域全てに配置しました（8名体制）。 「調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市成年後見制度利用促進基本計画」を多摩南部成年後見センターを運営する5市協働で策定しました。

令和2年度	● 「調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市成年後見制度利用促進計画 調布市の取組」を策定しました。 ● 調布市生活ほっとあんしん相談事業を開始しました。
令和3年度	● 高齢者分野では、令和元年度に福祉圏域に合わせた地域包括支援センターの配置の再編を行い、令和2年度に8つの福祉圏域での相談開始に向けて引き継ぎし、令和3年度より本格実施しました。 ● 社会福祉法の改正により、重層的支援体制整備事業が創設されたことに伴い、モデル事業の廃止に伴い、重層的支援体制整備事業移行準備事業を開始しました。
令和4年度	● 「調布市更生支援プラン（調布市再犯防止推進計画）」を策定しました。
令和5年度	● 重層的支援体制整備事業に移行しました。 ● 高齢者分野では、地域支え合い推進員を8つの福祉圏域全てに配置しました。

3 計画の目的

これまで調布市は、みんなが自分らしく、安心して、つながりをもって暮らし続けられるまちを目指し、個別の生活課題やニーズを踏まえて、福祉サービスの充実や包括的な支援体制の構築を図るとともに、福祉活動を通じて地域を活性化させる視点から住民主体の取組を支援する、地域福祉を推進してきました。

地域福祉の取組は、市民、地域活動団体、ボランティア、NPO、社会福祉法人、福祉サービス事業者、調布市社会福祉協議会、関係機関、行政等の公的機関をはじめ、地域に関わる全ての人と組織が相互に協力し、「自助、互助、共助、公助」の取組を重層的に組み合わせて推進することが重要となっています。

そのため、本計画は、対象者を限定することなく、全ての市民を対象として、地域という視点を基盤に、分野共通の課題に焦点を当てて、高齢者分野、障害者分野その他の分野を横断的につなぎ、地域に関わる全ての人と組織が相互に協力し、地域全体で支え合うための方針を定めるため、策定するものです。

4 計画の位置付け

(法律の位置付け)

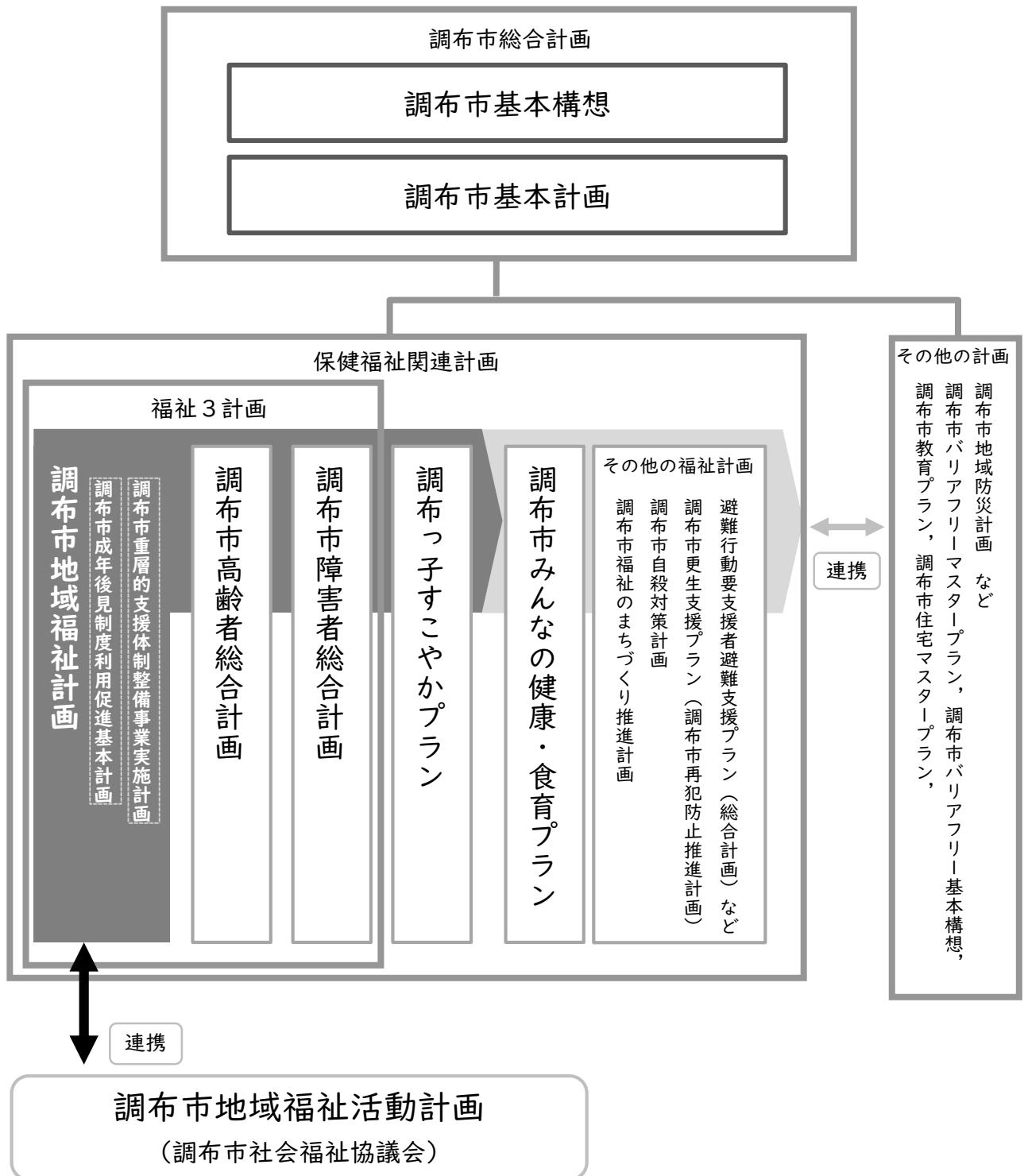
本計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として位置付けられます。また、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に規定する市町村成年後見制度利用促進基本計画及び社会福祉法第106条の5に規定する重層的支援体制整備事業実施計画を包含します。

(調布市の位置付け)

平成30年4月の社会福祉法改正により、地域福祉計画は「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を定める福祉分野の「上位計画」として位置付けられました。そのため、こうした観点を含めて、本計画は、「調布市総合計画」を最上位の計画としながら、保健福祉に関する他の分野別計画（「調布市高齢者総合計画」、「調布市障害者総合計画」、「調布っ子すこやかプラン」等）を地域という視点で横断的につなげる基盤の計画として位置付けるとともに、「調布市福祉のまちづくり推進計画」等のその他の福祉計画とも連携を図り、地域福祉の理念や仕組みをつくるものです。また、「調布市教育プラン」等のその他の計画とも横断的な連携を図ります。

さらに、調布市社会福祉協議会が策定する「調布市地域福祉活動計画」と地域福祉の推進という理念を共有するとともに、さまざまな施策や事業を進めるうえで、互いに連携を図ることとします。

■計画の位置付け



5 計画の期間

本計画は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6箇年計画とします。

また、変化する社会情勢や、関連する他の個別計画との整合を図るため、必要に応じて見直しを行うものとします。

計画名	年度	平成30	令和元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
調布市総合計画														
調布市地域福祉計画														
調布市成年後見制度利用促進基本計画 調布市重層的支援体制整備事業実施計画														
調布市高齢者総合計画 (老人福祉計画、介護保険事業計画)														
調布市障害者計画														
障害福祉計画														
総合計画														
障害児福祉計画														
調布っ子すこやかプラン														
調布市みんなの健康・食育プラン														
調布市福祉のまちづくり推進計画														
調布市自殺対策計画														
調布市更生支援プラン (再犯防止推進計画)														
調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）														
調布市教育プラン														
調布市住宅マスターplan														
調布市バリアフリーマスターplan														
調布市バリアフリー基本構想														
調布市地域防災計画														
調布市社会福祉協議会 調布市地域福祉活動計画														

音声
コード音声
コード

6 計画の策定体制

(1) 調布市地域福祉推進会議

調布市地域福祉計画に基づく地域福祉を市民参加により総合的に推進することを目的として、地域福祉課題について検討・協議する調布市地域福祉推進会議において、計画の検討を行いました。

(2) アンケート調査の実施（令和4年度調布市民福祉ニーズ調査として実施）

市内在住の市民（18歳以上）、高齢者（65歳以上）、障害のある方・障害児の保護者を対象に、生活実態や地域の福祉に対する意識や意見、ニーズを把握するために、アンケート調査を実施しました。

(3) 住民懇談会の開催（令和4年度調布市民福祉ニーズ調査として実施）

福祉圏域ごとに、地域住民等が日頃の想いや感じていることを話し合い、住民主体の交流活動の場等を充実させていく契機とするために、住民懇談会を開催しました。

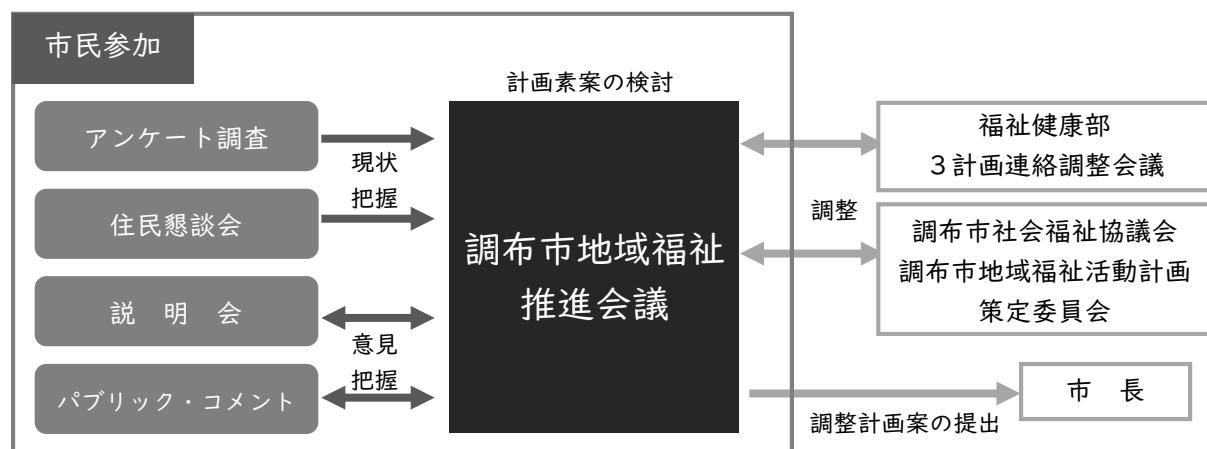
(4) 説明会の開催

市民から計画案に対する意見等を幅広く募集するため、福祉3計画合同説明会を開催するとともに、地域福祉計画の説明動画を作成し、市のホームページ等で広報することで、意見の把握に努めました。

(5) パブリック・コメントの実施

市民から計画案に対する意見等を幅広く募集するため、市のホームページや主要公共施設にてパブリック・コメントを実施し、意見の把握に努めました。

■計画の策定体制



(白紙ページ)

音声
コード

音声
コード

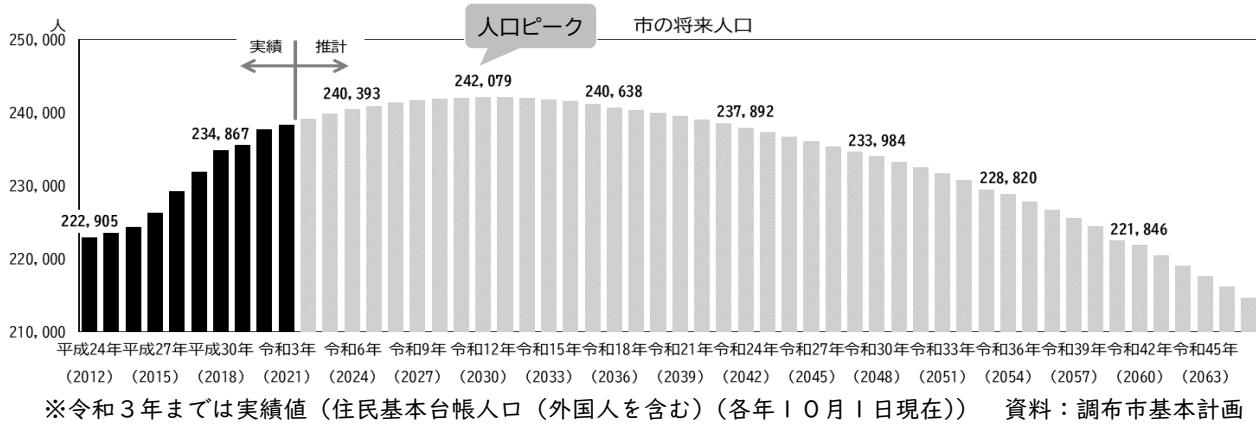
第2章 地域福祉の現状と課題

I 地域福祉の現状

地域福祉の現状を示す主な統計データを整理しました。さらに詳しい統計データを巻末の参考資料2に掲載しました。

(1) 人口の状況

人口は平成30年から約6,000人増加し、令和5年は238,505人となっていきます。市の将来人口（令和3年10月1日を基準年とした推計）をみると、今後は増加数が徐々に縮小し、令和12（2030）年の242,079人をピークに減少に転じる見通しです。



向こう約20年の人口の動きをみると、0～14歳（年少人口）は2,500人程度、15～64歳（生産年齢人口）は3,400人程度がそれぞれ減少します。

一方、65～74歳（前期高齢者）と75歳以上（後期高齢者）はどちらも1万人以上増加し、65歳以上（老人人口）は令和5年から26,000人程度える見通しであり、令和27（2045）年の高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）は33.0%に上昇する見通しです。

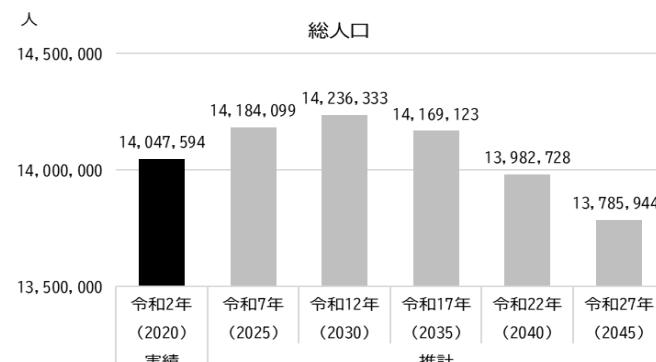
年齢4区分別人口（人）・割合（%）の推計

年齢区分	令和5年		令和27年（2045）		増減		
	人口	割合	人口	割合	人口	割合	
人口	238,505	—	236,048	—	-2,457	—	
0～14歳（年少人口）	29,274	12.3	25,891	11.0	-3,383	-1.3	
15～64歳（生産年齢人口）	157,429	66.0	132,314	56.1	-25,115	-9.9	
65歳以上（老人人口）	51,802	21.7	77,843	33.0	26,041	11.3	
内訳	65～74歳（前期高齢者）	23,074	9.7	35,446	15.0	12,372	5.3
	75歳以上（後期高齢者）	28,728	12.0	42,397	18.0	13,669	6.0

資料：令和5年は住民基本台帳（1月1日現在）、令和27年は調布市の将来人口推計（令和4年3月）

東京都の人口予測(令和2年国勢調査を基準年とした推計)では、東京都の人口も調布市と同じ令和12（2030）年頃をピークに減少に転じる見通しです。

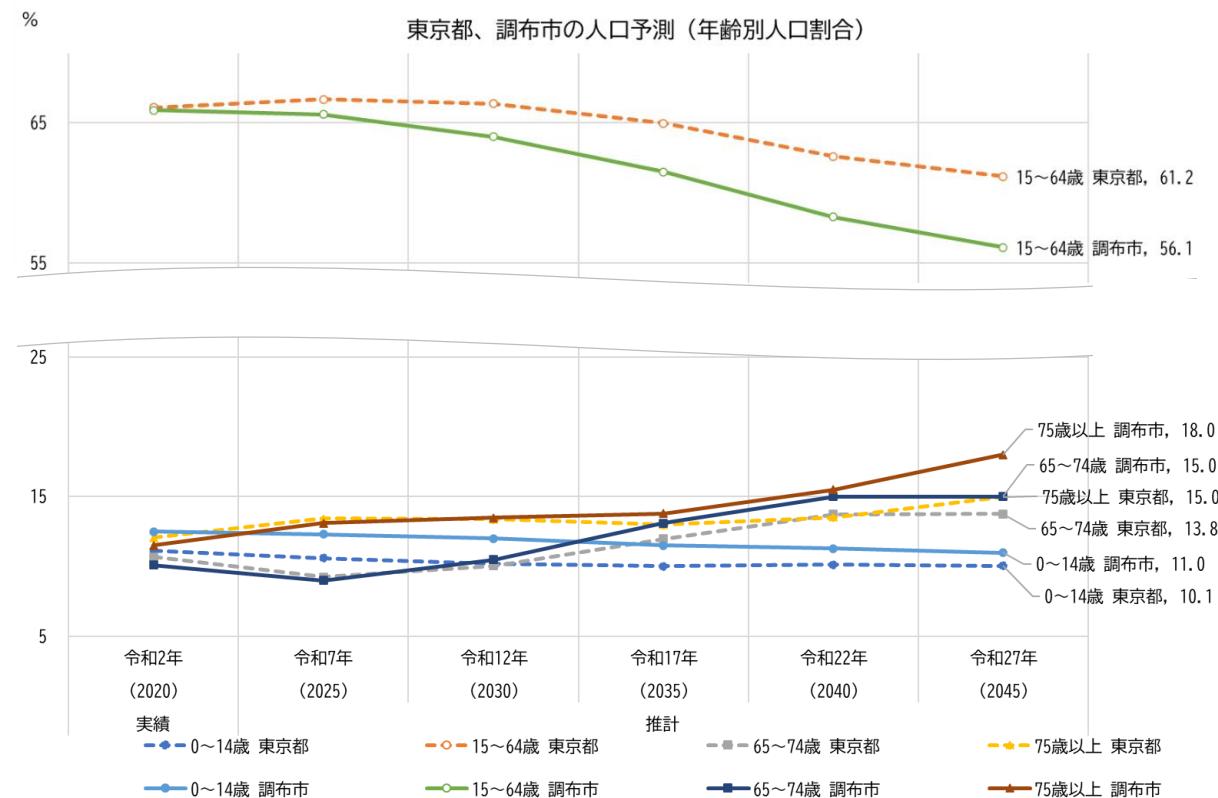
東京都の人口予測



資料：東京都の人口予測(令和5年3月28日更新)

向こう約20年の人口の動きを東京都と比較すると、本市の15～64歳（生産年齢人口）は東京都よりも速いスピードで減少します。

65～74歳（前期高齢者）と75歳以上（後期高齢者）は令和17年（2035）頃から東京都を上回るスピードで増える見通しであり、高齢化が加速します。一方、0～14歳（年少人口）は東京都よりゆるやかに減少が進む見通しです。



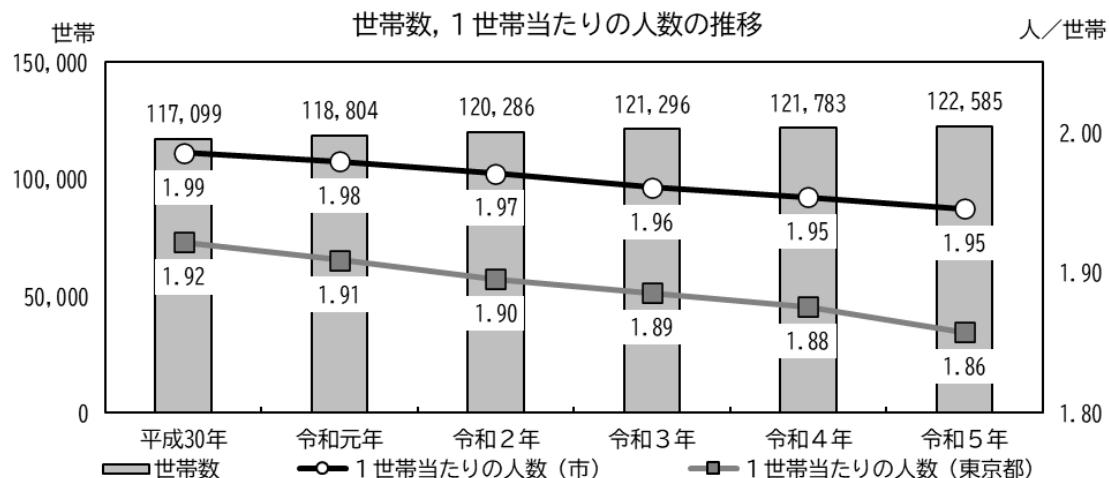
※令和2年（実績値）は、東京都が国勢調査、調布市が住民基本台帳人口（外国人を含む）（10月1日現在）

資料：東京都の人口予測(令和5年3月28日更新)，調布市基本計画

(2) 世帯の状況

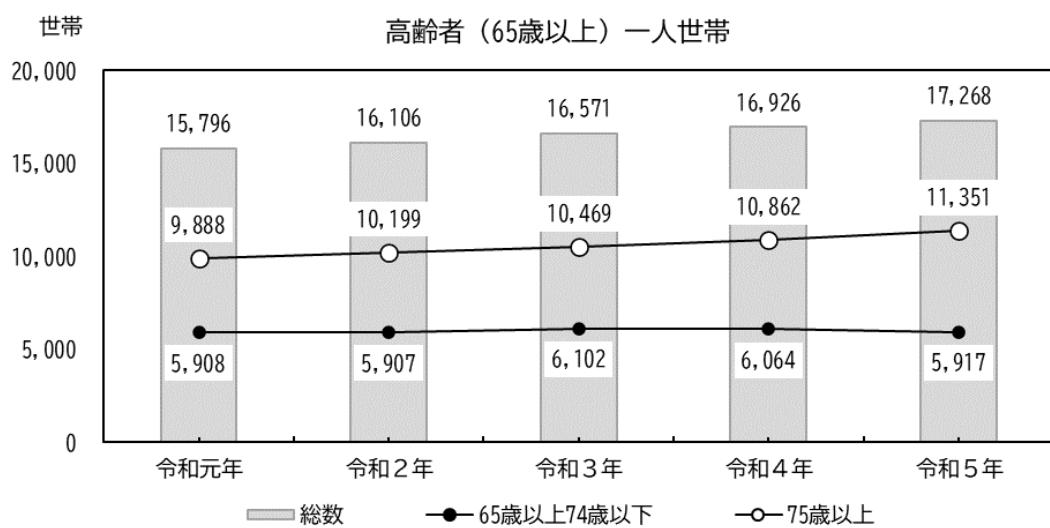
世帯数は、平成30年から約5,500世帯増加し、令和5年に122,585世帯となっています。

1世帯当たりの人数はゆるやかに減少しており、東京都を上回るもの、令和5年は1.95人／世帯となっています。



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

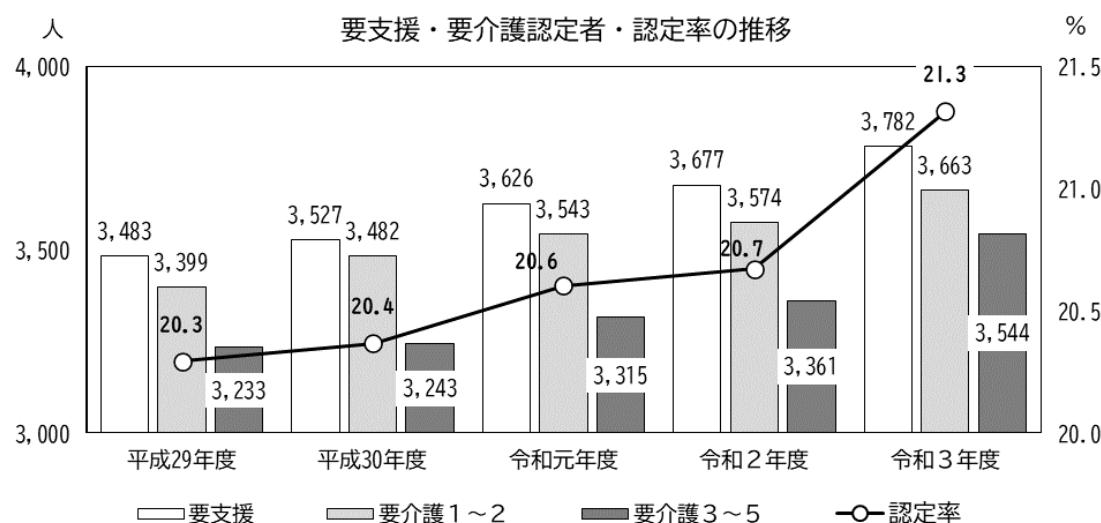
高齢者（65歳以上）一人世帯数は令和元年から1,500世帯近く増加し、令和5年は約17,300世帯となっています。増加した世帯数の大半は75歳以上世帯であり、令和5年の75歳以上世帯は高齢者（65歳以上）一人世帯数の約66%を占めています。



資料：調布市の世帯と人口（各年4月1日現在（外国人を含む））

(3) 要支援・要介護認定者の状況

介護保険の要支援・要介護認定者数は、平成29年度から約800人増加し、令和3年度は10,989人となっています。認定者数の増加に伴い認定率も上昇し、令和3年度は21.3%となっています。

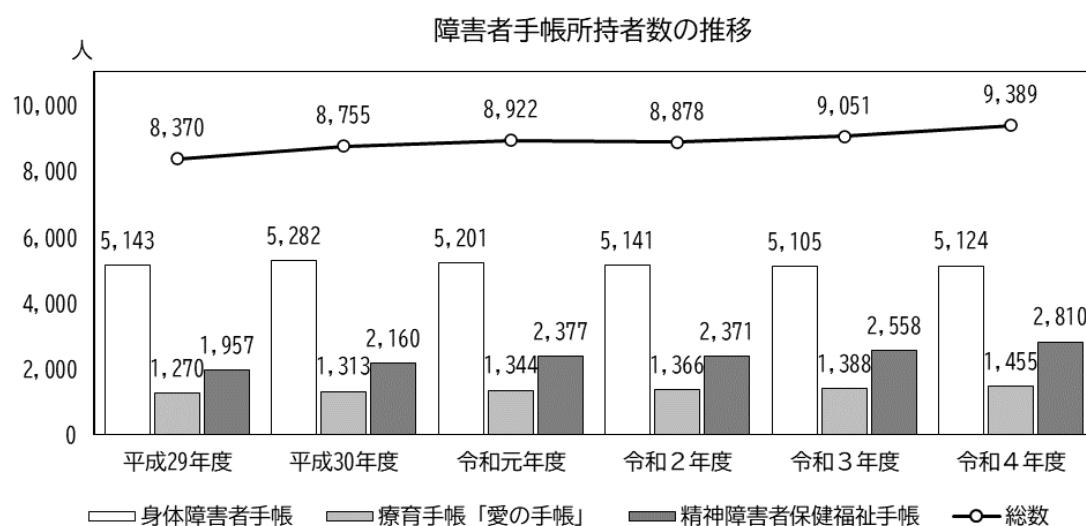


資料：調布市統計書(各年度3月31日現在)

(4) 障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者数は、平成29年度から約1,000人増加し、令和4年度は9,389人となっています。

平成29年度から令和4年度にかけて、療育手帳「愛の手帳」所持者数が185人、精神障害者保健福祉手帳所持者数が853人増加しています。身体障害者手帳所持者数は5,100～5,200人台で推移しています。



資料：調布市統計書(各年度3月31日現在)



コラム | 主な地域活動

(個別に記載があるものを除き、令和5年4月現在)

■ 身近な地域における多様な活動

☆ひだまりサロン

地域の中で一人ひとりが孤立することなく、お互いに支え合い助け合って、健康で安心した生活が送れるような憩いの場です。

92 箇所

☆子ども食堂※

地域住民などが主体となって無料又は低料金で子どもたちに食事を提供するコミュニティの場であり、子どもの貧困などに気づき、支援のきっかけにもなる場です。

22 箇所

※子ども政策課及び調布市社会福祉協議会において把握している団体数です。

■ 身近な地域での組織的な活動

☆自治会

生活環境の向上、防犯・防災など地域の共助力向上を目指して、様々な活動を行う組織です。

326 団体

☆地区協議会

(令和5年7月現在)

地域のまちづくりのために自主的に活動するネットワーク組織です。

18 団体

■ 見守りや緊急時に備える活動

☆民生委員・児童委員 (令和5年8月現在)

様々な相談に応じ、相談者と行政機関とのパイプ役として地域に根ざした広範囲な活動をする厚生労働大臣から委嘱された方です。

150 人

☆調布市見守りネットワーク(みまもっと)

日常生活や業務活動の中で、地域の高齢者等の異変や生活上の支障等に気づいたら通報・相談するネットワークです。

71 団体

地域を限定しない活動

☆ボランティア※

個人の自発的・主体的な意思により、福祉などの事業活動に参加する人のことです。市内では様々なボランティアの方や団体が存在します。

409 団体

☆調布市赤十字奉仕団
(令和5年8月現在)

赤十字の博愛人道の精神に基づき、明るく住みよい社会を築き上げていくための諸活動を実践しようとする方々で結成されたボランティア組織です。

56 人

☆社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的に設立された法人です。公益性と非営利性を備え、地域福祉の中心的な担い手としての役割を果たしています。

41 法人

※市民活動支援センター作成の市民活動団体リストに掲載されている団体数であり、実際に地域で活動しているボランティアの数と一致するものではありません。

罪を犯した人の更生を助ける活動

☆保護司
(令和5年8月現在)

罪を犯した人の立ち直りを地域で支える、法務大臣から委嘱された方です。社会復帰を果たした時、スムーズに社会生活を営めるように調整や相談を行っています。

50 人

☆更生保護女性会

更生保護への理解と協力を得るための運動を展開しつつ、広く社会の方々に更生保護の心を伝え、地域に更生保護の土壤を創りあげるために活動をしているボランティア団体です。

260 人

2 現行計画の振り返り

平成30年度から令和5年度にかけて取り組んだ事業の進捗（関係課調査）から、現行計画の4つの基本目標と3つの重点施策について、主な成果、事業実施の視点からの課題を整理しました。（注：重点施策3（災害対策）は基本目標3の中に包含）

◇地域福祉を担う人づくり、ボランティア活動支援（基本目標Ⅰ）

（主な取組）

(1)学校教育や生涯学習と連携した、福祉教育の推進	(2)地域福祉活動を担う新たな人材の発掘と養成	(3)ボランティア活動の促進
---------------------------	-------------------------	----------------

（主な成果）

■人づくり

- 福祉に関するメニューも掲載されている生涯学習出前講座ではインターネット申請を導入し、利用者の利便性向上につなげた。
- 「調布市福祉人材育成センター」で実施する専門研修や講演会等にオンラインでの実施を取り入れ、受講者数が増加した。
- 調布市障害者地域自立支援協議会での検討を経て、障害のある当事者からの発信を推進するため、令和5年度から障害当事者講師養成研修を開始した。

■ボランティア活動

- コロナ禍の影響を受け、ボランティアコーナーの活動も縮小・中止が多かったが、令和4年度以降、スマートフォン使用講座（スマホ講座）を開催するなど、社会状況に応じた取組を推進した。
- 市民活動支援センターは、市民活動団体からの相談対応や地域人材養成講座を実施している。令和4年度は、調布まち活フェスタを4年ぶりに対面で開催した。

（主な課題）

- 人づくりについては、小学校や中学校との連携による福祉教育等の推進や、福祉に関する研修や学習の成果を生かす機会の拡大など、様々な取組の一層の拡大が必要である。
- ボランティア活動については、各種の活動がコロナ禍から円滑に再開できるよう、市民活動支援センターや各地域のボランティアコーナー等による効果的な支援が必要である。

◇ふれあい、生きがい、支え合いの地域づくり（基本目標2）

(主な取組)

(1) 地域活動の中心となる地域組織との連携による住民活動の活性化	(2) 見守りネットワーク(みまもっと)等による見守り・支え合い体制の充実	(3) 地域サロンの開催等による地域交流や世代間交流の促進
(4) 身近な地域交流拠点の充実	(5) 罪を犯した者等への社会復帰支援	

(主な成果)

■地域ぐるみの活動

- 地区協議会ごとに担当者を配置し、地域のイベントなどに参加・協力することで、地区協議会の活動を支援した。
- ひとり親家庭ホームヘルプサービスの派遣元を2箇所から4箇所に増やし、さらに派遣ニーズに応える体制を整えた。
- 令和5年10月から地域福祉センターにインターネット予約システムを導入し、利便性向上を図った。

■交流促進

- 令和2年度に飛田給に新たに開設した農業体験ファームを含め、6園の農業体験ファームの運営補助を行った。
- 子ども食堂等を運営する団体と情報交換や共有を実施したほか、「調布市子どもの食の確保事業補助金」による経費の一部補助や市ホームページや市報、子育て支援情報誌、SNS等による活動の広報支援を行った。
- 令和5年度に、社会福祉法人が運営する子育て支援施設「プレイセンターせんがわ」の開設補助を行った。

■支援活動

- 子ども家庭支援センターすこやかに設置した児童虐待防止センターを令和3年度から市直営の運営とし、令和5年度からヤングケアラー支援事業を実施した。
- 令和4年度に「調布市更生支援プラン（調布市再犯防止推進計画）」を策定し、更生支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図った。

(主な課題)

- 地域ぐるみの活動では、ひとり親家庭ホームヘルパー、生活支援コーディネート事業「ちょこっとさん」登録ボランティア、地域福祉センターで行う会食サービスの調理ボランティアなどの人材確保が必要である。
- 民間配食業者が増加する中、市の施策としての配食サービスをどのように位置付けていくかの検討が必要である。
- 交流促進では、いつでも誰でも利用できる地域の居場所に対するニーズに対し、市民や団体の活動支援と拠点づくりが必要である。
- 支援活動では、児童虐待防止と更生支援の取組など、様々な連携体制のもと、各分野において効果的な取組を展開することが必要である。



コラム | ボランティアコーナー

ボランティアコーナーは、市民活動支援の拠点として、調布市社会福祉協議会が市内6か所に設置しているほか、地域住民の運営による拠点を1箇所設置し、市民活動支援センターと各コーナー等が相互に連携を図りながら、市民活動への効果的な支援をしています。

各コーナーには、専門のコーディネーターが配置されており、ボランティア活動に関する相談支援等を行っています。

写真を掲載予定

◇地域福祉の輪を広げるネットワークづくり（基本目標3）

(主な取組)

(1) 地域活動団体や関係機関、行政等の多様な主体の連携・協働の仕組みづくり	(2) 多様なメディアを生かした情報提供の充実	(3) 複合化した地域課題を解決するための体制づくり
(4) 誰もが利用しやすい権利擁護の推進		

(主な成果)

■情報

- 市の福祉にかかる制度やサービスを、市報ちょうふ、市ホームページとSNS（X（旧ツイッター）、LINE等）、テレビ広報ちょうふや市公式YouTubeの動画配信など、多様な方法で情報提供を行った。

■権利擁護

- 専門の相談員を配置し、市民からの権利擁護や成年後見制度に関する相談等に対応した。
- 5市（調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市）で多摩南部成年後見センターを運営することにより、セーフティネットとして、成年後見事務を提供した。
- 多摩南部成年後見センターを活用して、市民後見人の養成を推進した。
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、令和元年度に「調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市成年後見制度利用促進基本計画」を策定、令和2年度に同計画の「調布市の取組」を策定した。

(主な課題)

- 必要な人に情報が届くよう、より一層の工夫が必要である。
- 権利擁護では、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に向けて、行政、専門職団体、関係機関等との連携により、体制の整備を進める必要がある。また、後見の受任に限らず、養成した市民後見人の活躍の場を広げることが必要である。

※地域課題に向けた連携・協働の仕組みは、後述「◇地域におけるトータルケアの推進（重点施策①）」の項を参照

◇安全・安心して生活できる環境づくり（基本目標4）

(主な取組)	(注) (1) の事業は重点施策3（災害対策）を含む		
(1) 地域力を最大限生かした防犯・防災等の安全なまちづくりの推進	(2) 介護予防や生活支援サービスの充実	(3) 保健・医療・福祉が連携した総合的なケアマネジメントの推進	
(4) 多様な参加と活躍の促進	(5) 地域での相談支援	(6) 高齢者等の住宅確保要配慮者への支援	

(主な成果)

■防犯・防災

- 避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿の提供を行うとともに、自治会等と避難行動要支援者の支援に関する協定の締結を推進した。
- 毎年度、防災市民組織が増加している。
- 令和2年度に「防災マップ」、「洪水ハザードマップ」を更新、「土砂災害ハザードマップ」を作成、令和4年度に「洪水・内水ハザードマップ」を作成し、周知を行った。
- 要配慮者・発熱者等・ペットの専用避難場所を設けた。

■保健・医療・福祉の連携

- 医師会・歯科医師会・薬剤師会・関係部署と連携し、各種保健事業（糖尿病重症化予防、生活習慣病や慢性腎臓病（CKD）の受療勧奨、薬剤併用禁忌予防）を実施した。
- 認知症当事者主体の取組やチームオレンジの立ち上げに向けた取組の拡充を図った。
- 専任相談員による子どものアレルギー相談、アレルギー疾患の専門医による講演会の動画配信や従事者研修会を実施した。
- 令和4年度より在宅療養推進会議を開催し、在宅医療・介護連携の事業実施の検討を行っている。

■社会参加

- ハローワーク、関係機関、府内関係部署、ちょうふ若者サポートステーションと連携し、若者の職業的自立を支援した。
- 「ちょうふだぞう」「こころの健康支援センター就労支援室ライズ」の2箇所の就労支援センターにおいて、精神障害者や発達障害者の相談支援や社会復帰のための訓練事業、就労支援事業を実施した。
- 令和6（2024）年4月、障害者の一般就労を支援する「（仮称）ワークライフカレッジすとっく」を設置する予定である。

(主な課題)

- 防犯・防災では、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の要支援者への支援について、継続的な意識啓発や行政・関係機関・地域との平時からの連携による、災害時における体制の整備を進める必要がある。
- 保健・医療・福祉の連携では、認知症当事者のニーズ抽出やチームオレンジの立ち上げに向けた基盤や人材確保等が必要である。また、妊婦に対するアレルギー疾患対策の視点からの適切な指導の実施が必要である。
- 社会参加では、障害者雇用等の拡大の一方で、より幅広い就労へ向けたニーズへの対応や、若者の職業的自立支援における関係機関等の連携強化等が必要である。

音声
コード音声
コード

◇地域におけるトータルケアの推進（重点施策Ⅰ）

(主な取組)	(注) (1) の事業は重点施策3（災害対策）を含む	
(1) 支援につなぐ体制の構築とコーディネート機能の強化	(2) 保健・医療・福祉が連携したサービスの充実	(3) 制度外のサービス・支援の充実
(4) 生活困窮者の自立支援の取組と社会参加の促進	(5) 社会福祉法人の地域における公益的な取組の推進	

(主な成果)

■市全体の体制

- 8つの福祉圏域全てに地域福祉コーディネーター（相談支援包括化推進員兼務）を配置し、多機関連携による包括的な支援体制の構築に向けた取組を推進した。
- 令和5年度から重層的支援体制整備事業に移行したことにより、相談支援包括化推進会議を発展・充実させて、重層的支援会議・支援会議の機能を付加した。
- 調布市見守りネットワーク事業の協定団体が毎年度増加した。

■高齢者支援

- 地域包括支援センターを8圏域に設置し、福祉圏域との整合を図った。
- 令和4年度に在宅療養相談員2名を非常勤から常勤とし、相談体制を充実した。
- 調布ゆうあい福祉公社等と連携し、ケアラーカフェ、認知症カフェの立ち上げ、マップの作成と周知（全戸配布）、カフェ運営者同士のネットワーク構築を図った。また、令和4年度に、意識せず介護を担っているケアラー（介護者）（＊¹）向けリーフレットを作成した。

■子ども・若者支援

- 調布市子ども・若者総合支援事業「ここあ」において、ひきこもり、不登校、無業など様々な困難を抱える子ども・若者とその家族の相談に対応した。また、家以外に過ごす場の提供として、居場所事業を実施した。
- ゆりかご調布面接において、令和元年10月から申請窓口を健康推進課及び子ども家庭支援センターすこやかの2ヶ所に集約し、機能強化を図った。さらに、令和3年3月からオンラインでの面接及び東京共同電子申請サービスによる面接予約、令和5年2月からぴったりサービス（マイナポータルからの申請）、令和5年度から電子申請サービスをインターネットによる受け付けに変更し、面接予約を実施した。

*¹ ケアラー（介護者）とは、ケアの必要な家族などを無償でケアするインフォーマルケアの担い手のこと。

■障害者支援

- 基幹相談支援センター、市内3箇所の相談支援事業所、こころの健康支援センターを中心とした相談支援体制の継続と、各相談機関のスキルアップを図った。
- 令和元年4月から「調布市障害者（児）地域生活支援拠点」の「面的な体制」による運用を開始し、連絡会の開催による連携強化や課題抽出を行っている。

■生活困窮者支援

- 調布ライフサポートにおいて、ワンストップ型の相談窓口として、生活困窮者の自立を支援した。また、令和元年度には新たに就労準備支援事業と家計改善支援事業を行い、就労に至る前の方の支援や、家計に問題を抱える方の自立を支援した。

■教育支援

- 令和5年度から、教育委員会に「学び」に困難を抱える児童・生徒への支援体制を強化するため、チーフスクールソーシャルワーカーを新たに配置した。

(主な課題)

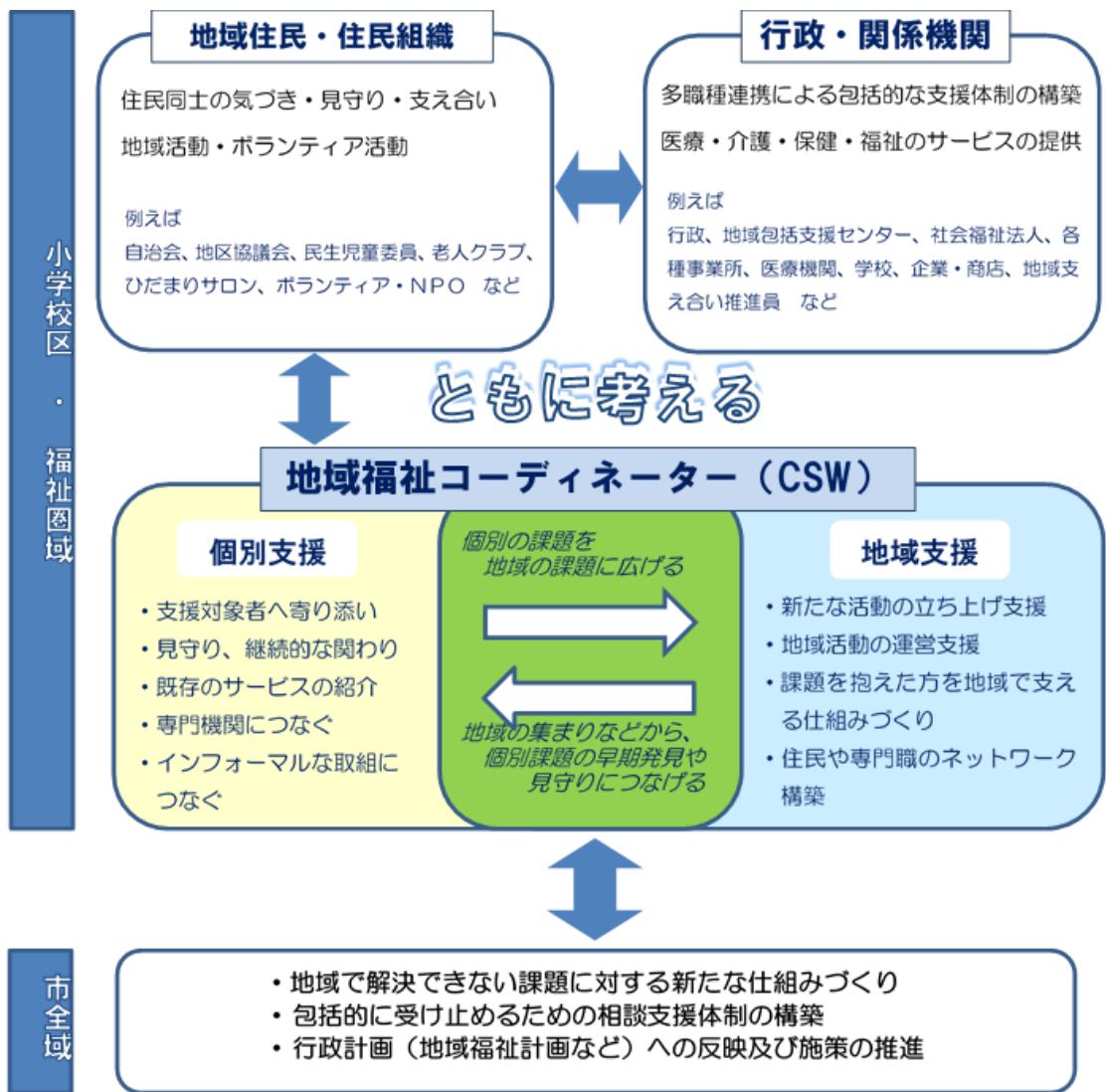
- 市全体の体制では、重層的支援体制整備事業への移行に伴い、従来の取組を踏まえて、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の各取組を一体的に実施し、効果的な推進を図る必要がある。
- 高齢化に伴い増加が予想される在宅療養に対応するため、医療・介護専門職相互の一層の連携強化が必要である。
- 多様な課題を抱える生活困窮者に対し、きめ細かな対応が必要である。
- こころの健康支援センターでの相談は30歳代以下が多く、また、10歳代の相談者も増えているため、他の関係機関と連携した対応力の向上が必要である。
- 調布市子ども・若者総合支援事業「ここあ」の利用者の増加に対応するため、相談体制の強化が必要である。



コラム | 地域福祉コーディネーター

生活上の悩みや困りごとを抱える方や制度の狭間で苦しんでいる方などに対し、様々な機関や団体と連携しながら、課題の解決を目指します。

また個別の課題から地域で共通する生活課題を見つけ、地域の方とともに考え、分野を超えた多様な主体による重層的な支援体制づくりや地域でのネットワーク構築に向けた取組を行っています。



◇住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり（重点施策2）

(主な取組)

(1) 地域課題の解決力の強化	(2) 住民主体の交流活動の場の拡充	(3) 地域住民相互の支え合いによる互助、共助の取組の活性化
(4) 誰もが認め合い、生きがいのある地域社会づくり		

(主な成果)

■ 地域課題解決の体制

- 8つの福祉圏域全てに地域福祉コーディネーターを配置し、地域における支え合いの仕組みづくりを推進する体制の充実を図った。
- 地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）の段階的な増員を進め、令和5年10月には8つの福祉圏域に1名ずつの配置が完了した。

■ 住民主体の交流活動の場の充実

- ひだまりサロンにおいては、コロナ禍による影響を踏まえながら、地域福祉コーディネーター、地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）、ボランティアコーディネーターが連携を取りながら、サロンの立ち上げや活動の継続、再開の支援を行った。
- シニア世代を主な対象とする地域デビュー事業で、様々な事業を実施し、市民が地域で活動するきっかけづくりに寄与した。

■ 地域活動やボランティア活動の充実

- コロナ禍の影響を受け、ボランティアコーナーの活動も縮小・中止が多かったが、令和4年度以降、スマートフォン使用講座（スマホ講座）を開催するなど、社会状況に応じた取組を推進した。（再掲）

■ 人権啓発活動

- 人権尊重の理念に対する理解を深めるため、人権擁護委員や教育機関（小中学校）と連携し、子どもたちからの人権メッセージ発表会、人権の花運動及び全国中学生人権作文コンテスト東京都大会等の人権啓発活動を行った。

(主な課題)

- 地域課題解決では、重層的支援体制整備事業への移行に伴い、地域づくりに向けた支援のもと、地域の実情を踏まえながら取組を推進する必要がある。
- 住民主体の交流活動の場の充実では、新型コロナウイルス感染症の影響は大きく、コロナ禍で中止が相次いだ集いの場や世代間交流活動の再開活動の継続、新規立ち上げへの支援が必要である。
- 人生100年時代を見据え、より幅広い世代が学べるきっかけづくりや、情報提供の工夫が必要である。
- ボランティア活動の支援・促進については、各種の活動がコロナ禍から円滑に再開できるよう、市民活動支援センター各地域のボランティアコーナー等による効果的な支援が必要である。（再掲）
- 人権啓発活動では、成人に対する啓発活動の効果的取組が必要である。

3 調布市の地域福祉の課題

地域福祉の現状、現行計画の振り返りや調布市民福祉ニーズ調査の結果等から、これから地域福祉を進めるうえでの課題を整理しました。

課題Ⅰ 本人のニーズを踏まえた支援体制の整備を図るとともに、身近な居場所の充実や社会参加への支援等を推進する必要がある



市の現状

- 市は、多機関協働の中心的な役割を担う地域福祉コーディネーター（相談支援包括化推進員兼務）と地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）を8つの福祉圏域全てに1名ずつ配置しました。
- この体制を中心に、複雑化・複合化する地域の生活課題に対する支援や地域における支え合いの仕組みづくりを進めています。

今後の見通し

- 今後の人ロ動向や社会情勢からは、例えば、高齢者の増加に伴うフレイル(*²)予防、孤立状態からの社会参加や職業的自立の支援、地域生活を希望する障害者やひとり暮らし高齢者の増加に伴う住まいの確保や生活支援、高齢の介護者や本人が意識をしていないヤングケアラーの支援など、求められる福祉ニーズはさらに複雑化・複合化し、かつ、増加することも予想されます。

市民の声

- 調布市民福祉ニーズ調査と住民懇談会から以下のような課題が挙げられました。

区分	調布市民福祉ニーズ調査のアンケート調査、住民懇談会から見えた課題
介護予防、 生活支援、 医療・介護連携	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくり、介護予防活動を支援する取組が必要である〔高齢者〕 介護者的心身の負担を軽くするための環境づくりが必要である〔高齢者〕 高齢者への早い時期からの認知症予防の働きかけが必要である〔高齢者〕 病気や障害をもちながら在宅で暮らす人のQOL（生活の質）を高める取組が必要になる〔障害者〕 障害児・者の家族・介護者を支援するため、多くの分野や地域との連携が必要である〔障害者〕
社会参加・居場所の充実	<ul style="list-style-type: none"> 身近な居場所の充実を図る必要がある〔市民〕 多様性を認め合う意識を育む必要がある〔市民〕 社会参加、趣味・生きがいづくりへの支援が必要である〔高齢者〕

*² フレイルとは、「加齢により心身が老い衰えた状態」のこと。高齢者のフレイルは、生活の質を落とし、様々な合併症も引き起こす危険がある。一方、フレイルは、早く介入して対策を行うことで、元の健常な状態に戻る可能性がある。（出典：公益財団法人長寿科学振興財団「健康長寿ネット」）

課題2 多様性を認め合い、互いを尊重する意識の向上と、世代や分野を超えた取組等を基盤に、ともに生きる地域をつくる必要がある



市の現状

- 市は、人権尊重の社会づくり、地域福祉を担う人材の養成、市民活動の活性化に、学校教育や生涯学習と連携して取り組んでいます。
- 判断能力の不十分な方の権利が守られるよう、成年後見に関する専門職等との連携や市民後見人の養成を進めています。
- 国際化や価値観の多様化が進む今後は、さまざまな背景をもつ一人ひとりの個性を尊重し、それぞれの違いを認め合うことを前提とする社会が求められます。

今後の見通し

- 予想される後期高齢者の増加、障害者本人や家族の高齢化に伴い、本人の権利擁護の取組や成年後見を必要とするケースが増えていきます。そのため、誰もが利用しやすい環境づくりが求められます。
- 地域共生社会の充実に向けて、子ども、若者、高齢者、障害者、外国人等が地域で活躍の場を広げることも期待されています。
- 調布市民福祉ニーズ調査と住民懇談会から以下のような課題が挙げられました。

市民の声

区分	調布市民福祉ニーズ調査のアンケート調査、住民懇談会から見えた課題
福祉教育、 心のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> 福祉のまちづくりを推進する必要がある [市民] 多様性を認め合う意識を育む必要がある [市民] 病気や障害への理解を深め、共生社会に向けた気運を高める必要がある [障害者]
情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 地域の資源の活用をはじめとして、多様な方法で情報を発信する必要がある [懇談会]

音声
コード音声
コード

課題3 住民主体による地域福祉活動の多様な担い手を増やし、関係機関、行政と連携・協働することで、見守りと支え合いの仕組みづくりを推進する必要がある

市の現状

- 市は、シニア世代の地域デビュー講座をはじめ、地区協議会、自治会、ボランティア団体、社会福祉法人の公益的な活動など、地域福祉活動の多様な担い手が増えるよう取り組んでいます。
- 8つの福祉圏域に配置した地域福祉コーディネーターは、地域課題の発見や、住民主体の交流活動の場の支援、地域資源の開発などに創意工夫をしながら取り組んでいます。また、令和5年10月からは、各福祉圏域に地域支え合い推進員(生活支援コーディネーター)を1名ずつ配置し、支援体制の強化を図りました。
- 調布市見守りネットワーク事業の協定団体が毎年度増えています。
- 住民主体の交流活動の場(サードプレイス)や子ども食堂などが増える一方、コロナ禍の休止等からの再開や活動の継続について、支援が必要です。
- 避難行動要支援者の支援について、避難支援等関係者との連携を図るとともに、協定締結団体と意見交換を図る連絡会も開催しています。

今後の見通し

- 人生100年時代を迎えた今日、年齢に関係なく、地域や社会のために活動する意欲のある人が活躍できる機会が求められています。
- 近年、活動資金を自ら調達し、独自の目的(テーマ)で社会貢献を行う団体や企業等も市内に増えています。こうした団体等がさらに増え、自治会や行政等とゆるやかにつながることも期待されます。
- 地域には社会的に孤立する人や支援を利用しない人もいますが、誰かが見守り続け、つながる機会を逃さないことが必要です。
- いざという時に備えて、身近な地域で日頃から顔の見える関係をつくることや、災害時の避難情報の周知、災害時に配慮が必要な人への取組など、身近な地域だからこそできる災害対策に継続して取り組んでいく必要があります。

音声
コード

音声
コード

市民の声

- 調布市民福祉ニーズ調査結果と住民懇談会意見から以下のような課題が挙げられました。

区分	調布市民福祉ニーズ調査のアンケート調査、住民懇談会から見えた課題
人材養成	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会参加、趣味・生きがいづくりへの支援が必要である〔高齢者〕
見守り・支え合い、ボランティア活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域での支え合いの仕組みづくりを推進する必要がある〔市民〕 ● 多様な主体による見守りと支え合いの輪を広げる取組が必要である〔高齢者〕 ● 介護者の心身の負担を軽くするための環境づくりが必要である〔高齢者〕 ● 障害児・者の家族・介護者を支援するため、多くの分野や地域との連携が必要である〔障害者〕
居場所、世代間交流	<ul style="list-style-type: none"> ● 身近な居場所の充実を図る必要がある〔市民〕 ● 地域資源を活用し、障害児・者が居場所（サードプレイス）、余暇・スポーツ活動の機会を増やす取組が必要である〔障害者〕 ● 住民主体の交流活動の場の構築を支援する必要がある〔懇談会〕 ● 誰もが活動しやすく、参加しやすい地域の居場所の充実が重要である〔懇談会〕
防災	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に住民同士で支え合いができる防災対策を推進する必要がある〔市民〕 ● 災害時への備えの徹底と、避難が困難な状況の障害者等を支援する体制の強化を図る必要がある〔障害者〕

音声
コード音声
コード

課題4 複雑化・複合化した課題を抱える世帯・個人を支援するため、包括的な支援体制を構築する必要がある

市の現状

- 市は、地域福祉コーディネーター（相談支援包括化推進員兼務）を8つの福祉圏域全てに1名ずつ配置しました。また、地域包括支援センターの区域を8つの福祉圏域と整合を図りました。
- 令和5年度から重層的支援体制整備事業に移行したことにより、相談支援包括化推進会議を発展・充実させて、重層的支援会議・支援会議の機能を付加しました。
- 子ども家庭支援センターすこやか、障害者支援拠点（基幹相談支援センター、市内3箇所の相談支援事業所、こころの健康支援センター）、生活困窮者の自立支援を行う調布ライフサポート、調布市子ども・若者総合支援事業「ここあ」などと分野の横断的な連携を進めしており、年齢や制度の切れ目のない支援体制を構築しています。

今後の見通し

- 重層的支援体制整備事業への移行に伴い、従来の取組を踏まえて、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の各取組を一体的に推進していく必要があります。
- コロナ禍の影響で、高齢者のフレイルや失業者が増加しました。さらに、子どもの肥満、生活リズムの乱れ、体力やコミュニケーション力の低下もみられ、数年先に新たな福祉ニーズが発生する可能性も考えられます。
- コロナ禍の「効果」として急速に普及したデジタルの力を、包括的な支援において活用していくことが期待されます。
- 調布市民福祉ニーズ調査結果と住民懇談会から以下のような課題が挙げされました。

区分	調布市民福祉ニーズ調査のアンケート調査、住民懇談会から見えた課題
包括的な支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の認知度向上とアウトリーチ活動の充実が必要である〔高齢者〕 複雑化・複合化した課題を抱えている世帯や個人を包括的に支援する体制を構築する必要がある〔市民〕 障害児・者が地域で暮らし続けるため、多様な住まいの確保や心身の障害に合わせた地域包括ケア体制の強化が必要である〔障害者〕 障害児・者の家族・介護者を支援するため、多くの分野や地域との連携が必要である〔障害者〕

音声
コード音声
コード

(白紙ページ)

音声
コード

音声
コード

第3章 調布市の福祉の共通事項

調布市においては、「調布市地域福祉計画」「調布市高齢者総合計画」「調布市障害者総合計画」を「福祉3計画」と呼称し、各分野の切れ目ない一体となった福祉の推進を図っています。

そのため、福祉3計画においては、調布市の福祉の共通事項を次のとおりまとめています。

I 福祉3計画に共通する背景

(1) 地域共生社会

国は、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月閣議決定）で示された新しいビジョンである「地域共生社会」の実現に向けて様々な取組を展開しています。調布市においても、こうした国の取組を踏まえて、福祉3計画相互の分野横断的な連携により、各計画を推進する必要があります。

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会を指しています。



資料：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

(2) パラハートちようふ

市は、東京2020オリンピック・パラリンピック大会の開催を契機として、共生社会の重要性をさまざまな分野にわたる取組を展開していくに当たり、市のキャッチフレーズとして「パラハートちようふ つなげよう、ひろげよう、共に生きるまち」を定めました。国の「地域共生社会」の目指すところと「パラハートちようふ」の理念は共通しています。そのため、福祉3計画の推進においても、「パラハートちようふ」の理念に基づいて取組を展開していきます。



つなげよう、ひろげよう、共に生きるまち

市では、「パラハートちようふ」のキャッチフレーズのもと、さまざまな障害に対する理解を深め、一人ひとりが寄り添う心を持ち、手を取り合って暮らせる共生社会の実現に取り組んでいます。

(3) 新たな総合福祉センターの整備について

市は、総合福祉センターの施設の経年劣化や機能の改善等の課題を踏まえて、現在、京王多摩川駅周辺地区への移転に向けた取組を進めています。

新たな総合福祉センターの整備に当たっては、調布市地域福祉計画・調布市高齢者総合計画・調布市障害者総合計画の「福祉3計画」及び調布市福祉のまちづくり推進計画との整合を図りながら、各計画の将来像や基本理念の具現化を目指します。

また、各計画の視点等を踏まえて、多世代・多様な主体が、あらゆる分野を超えて、認め合い、支え合い、共に生きることができるまちづくりの中心的な施設となるよう取組を推進します。併せて、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者などの多様な利用者をはじめ、誰もが利用しやすい施設となるよう、周辺のまちづくりを含めた、ユニバーサルデザイン・バリアフリーに配慮した施設整備に向けた取組を推進します。

このように、各計画と相互に連携を図りながら、新たな総合福祉センターは、その基本理念に掲げた「地域共生社会を充実するための総合的な福祉の拠点」となるよう、取組を進めます。

(4) SDGs

SDGs（エスディージーズ 持続可能な開発目標）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて、日本を含む全193か国の合意により採択された国際社会全体の共通目標です。「誰一人取り残さない」ことを目指し、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、平成28（2016）年から令和12（2030）年までの間に達成すべき17のゴール（目標）が定めされました。

SUSTAINABLE GOALS



我が国では、平成28（2016）年12月にSDGs実施指針が策定されました。自治体においても、各種計画、戦略の策定等に当たってSDGsの要素を最大限反映することを奨励するとともに、関係団体等との連携強化などにより、SDGsの達成に向けた取組を推進していくことが求められています。

市は、市民をはじめ多様な主体と連携・協働しながら、SDGsの目標達成につなげるまちづくりを進めています。福祉3計画においても、調布市基本計画で定めたSDGsの目標を念頭に取り組んでいきます。

■福祉3計画で推進するSDGsの17の目標

計画	SDGs目標（ゴール）				
調布市地域福祉計画	1 貧困をなくす 	3 すべての人に健康と福祉を 	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	10 人や国の不平等をなくそう 	11 住み続けられるまちづくりを
調布市高齢者総合計画 (老人福祉計画、介護保険事業計画)	13 気候変動に具体的な対策を 	17 パートナーシップで目標を達成しよう 	3 すべての人に健康と福祉を 	4 質の高い教育をみんなに 	9 産業と技術革新の基盤をつくろう
調布市障害者総合計画 (障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画)	1 貧困をなくす 	3 すべての人に健康と福祉を 	4 質の高い教育をみんなに 	8 働きがいも経済成長も 	9 産業と技術革新の基盤をつくろう
	10 人や国の不平等をなくす 	11 住み続けられるまちづくりを 	13 気候変動に具体的な対策を 	16 平和と公正をすべての人に 	17 パートナーシップで目標を達成しよう

資料：「調布市基本計画（分野別計画）に位置付けた30施策とSDGsの17の目標との関係」より作成

音声
コード

音声
コード

2 将来像と基本理念

令和6（2024）年度からの福祉3計画においては、以下のとおり、共通の将来像と基本理念を定めました。

（1）将来像

みんなで支え合う、誰一人取り残さない、ともに生きるまち

（2）基本理念

理念1 誰もが自分らしく暮らし続けることができる地域社会

誰もが住み慣れた地域や自らが選んだ場所で、自分らしく、いきいきと、安心して、必要な支援を受けながら自立して暮らし続けることができる地域社会を目指します。

そのために、必要なサービスや支援が行き届く体制づくりと、主体的な活動や自己決定による暮らし、社会参加を促進する環境づくりを進めます。

理念2 互いに認め合い、尊重し合い、ともに生きる地域社会

年齢、障害の有無、性別、人種その他の違いにかかわらず、多様性を認め合い、互いを尊重し合いながら、ともに生きる地域社会を目指します。

そのために、一人ひとりの能力・個性・意欲等が發揮・尊重され、誰一人社会から孤立することのない地域づくりに取り組みます。

理念3 世代や属性を超えてつながり、住民全体で支え合う地域社会

一人ひとりが世代や属性を超えてつながり、互助・共助の担い手となって、住民主体の支え合いによる地域社会を目指します。

そのために、地域住民、地域組織、ボランティア、事業者などの多様な主体、関係機関、行政が連携・協働しながら、地域全体で支え合う仕組みづくりを進めます。

理念4 多様なニーズに応じた切れ目のない包括的な支援体制

複雑化・複合化する多様なニーズを把握し、受け止め、切れ目のない支援を一體的・包括的に行う重層的な支援体制の充実を目指します。

そのために、福祉分野のみならず他分野とも連携し、多機関協働による包括的な支援や多世代・多分野の交流、多様な担い手が専門性や強みを生かす取組を進めます。

3 福祉圏域

(1) 福祉圏域の地域区分

福祉圏域は、福祉、教育、地域コミュニティ等の共通基盤である小学校区を基礎とし、それらの複数で構成される8つの圏域（中学校区規模）です。

多問題を有する個人や家庭が抱える福祉課題に対応するため、専門機関等の担当エリアの整合や地域での顔の見える関係づくりを行うことで、より重層的な支援による解決を図る必要性があること等を踏まえ、福祉3計画の圏域の整理・統一化を図り、共通の福祉圏域としています。

統一した8つの福祉圏域には、多機関協働の中心的な役割を担う地域福祉コーディネーターと、主に高齢者支援を担う地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）を各1名ずつ配置しています。また、地域包括支援センターの区域を福祉圏域と整合を図っています。障害者福祉の分野は市内全域を1圏域としていますが、障害福祉課においては、福祉圏域と整合を図った相談員の配置を行っています。

今後も引き続き、8つの福祉圏域を基本に体制整備を進めることで、分野横断的な連携がより円滑になり、複合的な福祉課題に迅速かつ効果的な支援ができるよう、福祉3計画の連携強化を図っていきます。

■福祉圏域の地域区分

下記 内の記載は小学校区の名称です。



(2) 地域福祉を展開するための圏域の範囲の考え方

地域福祉分野においては、市民・地域・行政等が一体となって地域福祉を推進するため、福祉3計画共通の福祉圏域を踏まえて、市全域（大圏域）、市内8つの福祉圏域（中圏域）、市民に身近な小学校区（小圏域）という3層からなる圏域を基本に、それぞれの圏域に応じた機能や体制を構築し、より効果的な取組や支援を推進していきます。

なお、市単独では対応が困難なケースや専門性の高い対応が必要なケースにおいては、東京都や近隣市などとの広域連携を図ります。

■ 3層構造の圏域

【大圏域】市全域

市の基本的なサービスや市内各地域への支援、専門性の高い相談への対応など、専門的・広域的な対応を図ります。



【中圏域】福祉圏域

活動団体の情報交換や連携を図り、圏域内の福祉課題やニーズの掘り起こしを行うとともに、それを解決する取組を開発します。

また、福祉関係機関同士等の顔の見える関係づくりを構築し、包括的な相談体制の取組を行います。



【小圏域】小学校区

地域での支え合い活動や見守り活動とともに、災害時に避難所運営等を図る防災体制づくりなどを行います。



第4章 計画の基本方向

本計画では、地域福祉の課題と福祉3計画共通の将来像、基本理念を踏まえ、地域福祉における4つの基本目標を掲げました。また、これらの実現に向けて、各施策を展開するとともに、2つの重点施策を定めました。

■調布市の地域福祉の課題、福祉の基本理念、基本目標の関係



■施策体系

区分	方向	施策
1 基本目標	基本目標1 安心した暮らしと社会とのつながりがもてる地域づくり	1. 1 相談支援の充実 1. 2 情報提供の充実 1. 3 医療・保健・福祉の連携による支援 1. 4 住宅確保要配慮者への支援 1. 5 社会参加につながる支援・環境づくり 1. 6 生活に困難を抱える者への支援
	基本目標2 地域共生社会の基盤となる地域福祉の仕組みづくり	2. 1 お互いを認め合う心を育む教育・学習の推進 2. 2 多世代・多様な主体の連携・協働のネットワークづくり 2. 3 権利擁護支援・成年後見制度の利用促進 2. 4 更生支援（再犯防止）の推進
	基本目標3 住民が主体的に参加する支え合いの地域づくり	3. 1 地域福祉活動の充実に向けた支援と人材の発掘・養成 3. 2 ボランティア活動の活性化 3. 3 見守り、支え合う住民活動の活性化 3. 4 身近な地域交流や世代間交流の充実
	基本目標4 地域生活課題を解決するための包括的な支援体制づくり	4. 1 複雑化・複合化した課題を解決する包括的な支援体制づくり 4. 2 制度外のサービス・支援の充実
2 重点施策	重点施策1 地域におけるトータルケアの推進	(1) 支援につなぐ体制の構築とコーディネート機能の強化 (2) 包括的な相談支援体制の構築 (3) 社会参加につながる支援・環境づくり
	重点施策2 住民主体の地域における支え合いの仕組みづくり	(1) 多様な交流の場の拡充 (2) 地域福祉活動の支援と地域で活動する人材の養成 (3) 地域住民相互の支え合いによる互助、共助の取組の活性化 (4) 地域防災力の向上と避難行動要支援者への支援

音声
コード音声
コード

I 基本目標

本計画では、地域福祉の課題と福祉3計画共通の基本理念を踏まえ、地域福祉の展開に当たって4つの基本目標を定めます。

基本目標Ⅰ 安心した暮らしと社会とのつながりがもてる地域づくり



施策全体の方向

基本理念である「誰もが自分らしく暮らし続けることができる地域社会」を念頭に、安心した暮らしを支える相談支援、情報提供の充実、医療・保健・福祉の効果的な連携、生活の基盤となる住まいの確保と社会参加につながる支援・環境づくり、生活保護に至る前の自立支援と生活に困難を抱える者への支援という6つの取組を展開し、一人ひとりが必要な支援を受けながら、地域や社会とのつながりの中で安心して暮らすことを地域全体で目指します。

基本理念Ⅰ
「誰もが自分らしく暮らし続けることができる地域社会」へ

基本目標Ⅰ 安心した暮らしと社会とのつながりがもてる地域づくり

- I.1 相談支援の充実
- I.2 情報提供の充実
- I.3 医療・保健・福祉の連携による支援
- I.4 住宅確保要配慮者への支援
- I.5 社会参加につながる支援・環境づくり
- I.6 生活に困難を抱える者への支援



I. I 相談支援の充実

- 誰もが孤立せず、悩みや困りごとを早い段階で相談・解決できるよう、高齢、障害、子どもなど様々な分野の専門機関等による相談支援をはじめ、これらの相談窓口の周知や認知度向上と体制の充実を図ります。

主な事業【◎重点施策 ■重層事業】	担当課
◎■生活困窮者自立相談支援事業(調布ライフサポート)	生活福祉課
◎■地域包括支援センターの運営	高齢福祉担当
ケアラー(介護者)への支援	高齢福祉担当
認知症対策の充実	高齢福祉担当
福祉相談事業	高齢福祉担当
◎こころの健康支援センターの運営	障害福祉課
◎■障害者相談支援事業	障害福祉課
◎■子ども家庭支援センターすこやかにおける相談支援(利用者支援事業) ※子育て世代包括支援センター(子ども家庭支援センターすこやか及び健康推進課)	子ども政策課 健康推進課
◎■保育コンシェルジュ(利用者支援事業)	保育課
◎■ゆりかご調布面接(利用者支援事業)	健康推進課
◎子ども家庭支援センターの運営	子ども政策課
ヤングケアラー支援事業(ヤングケアラー・コーディネーターの配置)	子ども政策課
子ども発達センター相談事業	子ども発達センター
障害児相談支援事業	子ども発達センター
自殺対策の推進	健康推進課
◎調布市子ども・若者総合支援事業(ここあ)	児童青少年課
児童虐待防止センター事業	子ども政策課
障害者虐待防止センター事業	障害福祉課
高齢者の虐待防止に関する取組	高齢福祉担当

I.2 情報提供の充実

- 誰もが必要な情報を入手し、自分に合ったサービスを適切に選択できるよう、サービスに関する効果的な情報提供や福祉サービスに関する評価の実施とその受審支援を行います。

主な事業【◎重点施策 ■重層事業】	担当課
多様な媒体による市政情報の提供	広報課
高齢者福祉に関する情報提供	高齢福祉担当
「障害者福祉のしおり」の作成	障害福祉課
子育てに関する情報提供	子ども政策課
福祉サービス第三者評価の実施及び受審支援	高齢福祉担当 障害福祉課 保育課

I.3 医療・保健・福祉の連携

- 子育て期や高齢期の心身の健康維持と疾病予防の普及とともに、病気や障害がある人のQOL（生活の質）が高まるよう、医療と保健・福祉の連携強化による分野横断的な切れ目ない支援の充実を図ります。

また、障害者が高齢者になっても、本人が希望する生活が続けられるように、必要に応じて、「共生型サービス」の活用について検討します。

主な事業【◎重点施策 ■重層事業】	担当課
在宅医療・介護連携推進事業	高齢福祉担当
◎■地域包括支援センターの運営(再掲)	高齢福祉担当
認知症総合支援事業	高齢福祉担当
認知症初期集中支援事業	高齢福祉担当
◎■生活支援体制整備事業	高齢福祉担当
調布地域精神保健福祉ネットワーク連絡会	障害福祉課
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	保険年金課
国保ヘルスアップ事業の推進	保険年金課

I.4 住宅確保要配慮者への支援

- 誰もが希望する住まいを確保できるよう、高齢者住宅（シルバーピア）の設置、障害者グループホーム設置者等の支援、不動産関係団体、居住支援団体等と連携した住宅確保に向けた支援をとおして、住宅確保要配慮者への居住支援に取り組みます。

主な事業【◎重点施策 ■重層事業】	担当課
高齢者住宅（シルバーピア）	高齢福祉担当
障害者グループホーム等の拡充	障害福祉課
居住支援の推進	住宅課

I.5 社会参加につながる支援・環境づくり

- 生活困窮者、障害者、仕事に不安や悩みを抱える若者など様々な課題を抱える人が、その人に適した就労と暮らしを実現できるよう、地域福祉コーディネーターを中心とした社会参加に向けた支援や福祉以外の様々な分野と連携した支援、ハローワークや福祉サービス事業者等の関係機関と連携した就労支援、居場所の提供等をとおして、社会参加につながる支援と環境づくりを推進します。

主な事業【◎重点施策 ■重層事業】	担当課
◎■地域福祉コーディネーター事業の推進	福祉総務課
◎■生活困窮者自立相談支援事業（調布ライフサポート）による就労支援	生活福祉課
◎■生活支援体制整備事業（再掲）	高齢福祉担当
シルバー人材センターへの支援	高齢福祉担当
◎こころの健康支援センターの運営（再掲）	障害福祉課
「（仮称）ワークライフカレッジすとっく」の運営	障害福祉課
重度障害者施設の整備	障害福祉課
◎若者の職業的自立、就労の支援	障害福祉課 産業振興課（産業労働支援センター）
◎調布市子ども・若者総合支援事業（ここあ）（再掲）	児童青少年課
ふれあい福祉相談	調布市社会福祉協議会

I.6 生活に困難を抱える者への支援

- 生活困窮のおそれがある人や生活基盤が脆弱な人等、生活に困難を抱える人とその世帯に対し、個々の状況に応じた生活支援、家計改善に向けた支援、学習支援等を継続的に行い、自立の促進と生活の安定を図ります。

主な事業【◎重点施策 ■重層事業】	担当課
生活福祉相談 法内援護(生活保護)	生活福祉課
◎■生活困窮者自立相談支援事業(調布ライフサポート)(再掲)	生活福祉課
ひとり親世帯の子ども学習・相談支援事業	子ども家庭課
子どもの学習支援事業	子ども家庭課
◎調布市子ども・若者総合支援事業(ここあ)(再掲)	児童青少年課

基本目標2 地域共生社会の基盤となる地域福祉の仕組みづくり



施策全体の方向

基本理念である「互いに認め合い、尊重し合い、ともに生きる地域社会」を念頭に、ともに生きるまちの基盤となる多様性を尊重する心を育む教育・学習機会の充実、地域の生活課題の解決に向けた多様な主体の連携・協働の推進、本人の意向に沿った権利擁護支援や成年後見制度の利用促進、生きづらさを抱えたまま地域社会で孤立させない更生支援の取組という4つの取組を展開し、一人ひとりが地域共生社会の充実に自分らしく関わりながら暮らすことを地域全体で目指します。

基本理念2
「互いに認め合い、
尊重し合い、ともに
生きる地域社会」へ

基本目標2 地域共生社会の基盤となる地域福祉の仕組みづくり

- 2.1 お互いを認め合う心を育む教育・学習の推進
- 2.2 多世代・多様な主体の連携・協働のネットワークづくり
- 2.3 権利擁護支援・成年後見制度の利用促進
- 2.4 更生支援（再犯防止）の推進



2.1 お互いを認め合う心を育む教育・学習の推進

- あらゆる世代がお互いを認め合う心を育む機会を得られるよう、市立小中学校の9年間をとおした命の教育活動やコミュニティ・スクール(*³)による地域人材を活用した教育活動の推進、生涯学習や研修の成果を地域活動に生かす環境づくりに取り組みます。

主な事業【◎重点施策 ■重層事業】	担当課
命の教育活動の推進	指導室
地域人材を活用した教育活動の推進	指導室
人権に関する教育・啓発事業の推進	指導室
生涯学習出前講座の実施	文化生涯学習課
人生100年時代を見据えた生涯学習の振興	文化生涯学習課
人権尊重の社会づくり	市民相談課

2.2 多世代・多様な主体の連携・協働のネットワークづくり

- 多くの市民や団体の力が地域課題の解決に向けて発揮できるよう、地域福祉コーディネーターや地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）と連携し、社会福祉法人の公益的活動、ボランティアコーナーや市民活動支援センターの活性化を図り、世代、分野、地域の垣根を越えた連携や協働の関係づくりに取り組みます。

主な事業【◎重点施策 ■重層事業】	担当課
◎■地域福祉コーディネーター事業の推進(再掲)	福祉総務課
◎社会福祉法人の地域における公益的な取組の推進	福祉総務課
ボランティアコーナーの運営支援	福祉総務課
◎■生活支援体制整備事業(再掲)	高齢福祉担当
市民活動支援センターの運営	協働推進課

*³ コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）とは、保護者や地域住民が責任をもって学校運営に参画する仕組みであり、「地域とともににある学校づくり」を推進する国の制度。調布市では令和7（2025）年度までに市立小・中学校全校で導入する。（出典：調布市ホームページ）

2.3 権利擁護支援・成年後見制度の利用促進

- 認知症、知的障害その他の精神障害などにより、判断能力が十分でない状態になっても、本人の権利が守られ、自分らしく暮らし続けられるよう、権利擁護支援や成年後見制度の利用促進を図るとともに、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を推進します。

主な事業【◎重点施策 ■重層事業】	担当課
権利擁護に関する相談窓口の設置等	福祉総務課
多摩南部成年後見センターの運営	福祉総務課
市民後見人の養成	福祉総務課
中核機関の運営	福祉総務課 生活福祉課 高齢福祉担当 障害福祉課
チームによる支援体制の構築	福祉総務課 生活福祉課 高齢福祉担当 障害福祉課
関係機関と連携する協議会の運営	福祉総務課
地域福祉権利擁護事業の実施と成年後見制度への円滑な移行支援	調布市社会福祉協議会 福祉総務課
あんしん未来支援事業	高齢福祉担当

注：2.3は「第5章 調布市成年後見制度利用促進基本計画」に位置付ける事業

2.4 更生支援（再犯防止）の推進

- 「調布市更生支援プラン（調布市再犯防止推進計画）」に基づき、犯罪をした者等の地域社会への円滑な社会復帰を促進する当事者への支援とともに、更生支援のための環境づくり、連携体制の構築を進めます。

主な事業【◎重点施策 ■重層事業】	担当課
更生支援（再犯防止）の推進	福祉総務課

基本目標3 住民が主体的に参加する支え合いの地域づくり



施策全体の方向

基本理念である「世代や属性を超えてつながり、住民全体で支え合う地域社会」を念頭に、地域福祉の活動支援と人材の発掘・養成、ボランティア活動の活性化、地域住民の支え合いと交流機会の拡充という4つの取組を展開し、一人ひとりが互助・共助の担い手となり、つながりの中で心豊かに暮らせる環境を地域全体で目指します。

基本理念3

「世代や属性を超えてつながり、住民全体で支え合う地域社会」へ

基本目標3 住民が主体的に参加する支え合いの地域づくり

- 3.1 地域福祉活動の充実に向けた支援と人材の発掘・養成
- 3.2 ボランティア活動の活性化
- 3.3 見守り、支え合う住民活動の活性化
- 3.4 身近な地域交流や世代間交流の充実



3.1 地域福祉活動の充実に向けた支援と人材の発掘・養成

- 地域福祉活動の充実に向け、様々な地域福祉活動団体への支援を行うほか、地域福祉活動の担い手の継続的な確保や地域福祉活動の中心者による活動の組織化・活性化に向けて、地域福祉ファシリテーターの養成講座や各分野の福祉人材を養成する研修・講座の実施などを通じて、幅広い世代から福祉人材を発掘・養成する取組の充実を図るとともに、従事者の専門性の向上、事業所間、職員間のネットワーク形成を推進します。

主な事業【◎重点施策 ■重層事業】	担当課
地域福祉活動団体への支援	福祉総務課
市民後見人の養成(再掲)	福祉総務課
◎■地域づくり事業	福祉総務課
◎地域福祉ファシリテーター養成講座	福祉総務課 調布市社会福祉協議会
◎■一般介護予防事業	高齢福祉担当
人材育成事業	高齢福祉担当 調布ゆうあい福祉公社
◎福祉人材育成の推進	障害福祉課
リーダー養成講習会の実施	社会教育課
民生委員・児童委員活動への支援	福祉総務課



コラム | 地域福祉ファシリテーター養成講座

地域福祉ファシリテーター養成講座は、地域福祉の担い手の養成を目的として、ルーテル学院大学、調布市、三鷹市、武蔵野市、小金井市の4市の自治体と社会福祉協議会が協働で実施しています。

また、市は、調布市社会福祉協議会と連携して、講座の修了生をネットワーク化し、今後の取組の支援とフォローアップを行っています。

写真を掲載予定

写真を掲載予定

3.2 ボランティア活動の活性化

- 地域づくりを支えるボランティア活動の活性化を図るため、各地域のボランティアコーナーや市民活動支援センターの運営を行うほか、社会福祉法人の地域における公益的な取組や共同募金による地域福祉推進のための配分金の活用、地域福祉コーディネーターを中心とした民間企業による地域貢献の取組等を推進します。

主な事業【◎重点施策 ■重層事業】	担当課
ボランティアコーナーの運営支援(再掲)	福祉総務課
市民活動支援センターの運営(再掲)	協働推進課
◎社会福祉法人の地域における公益的な取組の推進(再掲)	福祉総務課
共同募金の活用	調布市社会福祉協議会
◎■地域福祉コーディネーター事業の推進(再掲)	福祉総務課

3.3 見守り、支え合う住民活動の活性化

- 地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制を整備するため、地域福祉コーディネーターによる地域支援や地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）による生活支援体制整備事業の充実を図り、地域における支え合いの仕組みづくりを推進します。また、地区協議会と自治会の活動、見守りネットワーク、防犯・防災活動など、誰もが関わりのあるテーマを核に住民活動の活性化に取り組みます。

主な事業【◎重点施策 ■重層事業】	担当課
◎■地域福祉コーディネーター事業の推進(再掲)	福祉総務課
◎■生活支援体制整備事業(再掲)	高齢福祉担当
◎■地域づくり事業(再掲)	福祉総務課
地区協議会の設立と支援	協働推進課
コミュニティづくりの推進	協働推進課
自治会の活性化に向けた支援	協働推進課
◎見守りネットワークの推進	高齢福祉担当
配食サービスの実施	高齢福祉担当
ホームヘルプサービス	子ども家庭課
◎調布市避難行動要支援者避難支援プランの推進	福祉総務課
◎防災意識の啓発	総合防災安全課
防災市民組織の育成	総合防災安全課
地域での防犯パトロールの支援	総合防災安全課
生活支援コーディネート事業「ちょこっとさん」	調布ゆうあい福祉公社

3.4 身近な地域交流や世代間交流の充実

- 住民主体の交流がさらに活発になるよう、ひだまりサロン、子ども食堂等の立ち上げと運営への支援、幅広い世代の地域デビュー支援、既存施設や空き家・空き店舗の活用を含めた地域活動の拠点の整備など、住民のアイデアと地域資源を生かす環境づくりを進めます。

主な事業【◎重点施策 ■重層事業】	担当課
◎ひだまりサロン事業	調布市社会福祉協議会
高齢者会食	調布市社会福祉協議会
◎■一般介護予防事業(再掲)	高齢福祉担当
ふれあい給食	高齢福祉担当
高齢者健康づくり事業の推進	高齢福祉担当
◎地域活動支援センター事業	障害福祉課
◎子ども食堂への支援	子ども政策課
◎■子育て関連施設への支援(地域子育て支援拠点事業)	子ども政策課
◎■子育てひろば(地域子育て支援拠点事業)	児童青少年課
人生100年時代を見据えた生涯学習の振興(再掲)	文化生涯学習課
市民活動支援センターの運営(再掲)	協働推進課
地域コミュニティ施設の整備・維持管理(地域福祉センターふれあいの家ふじみ交流プラザ)	協働推進課
◎空き家等利活用事業の推進	住宅課



コラム | 子ども食堂

子ども食堂は、地域の子どもやその保護者が気軽に立ち寄り、無料又は安価で食事を取りながら、相互に交流を行える場で、主にボランティアを中心とした民間団体等が運営しています。

市内でも、20を超える団体が子ども食堂の取組を行っており、市は、経費の一部補助や調布市社会福祉協議会と連携した立上げ支援等を通じて各団体の主体的な取組を支援しています。

写真を掲載予定

写真を掲載予定

基本目標4 地域生活課題を解決するための包括的な支援体制づくり



施策全体の方向

基本理念である「多様なニーズに応じた切れ目のない包括的な支援体制」を念頭に、専門機関等とのネットワークとコーディネート機能の強化による多機関連携、既存の制度だけでは対応できない様々なニーズに応える地域づくりという2つの取組を展開し、地域生活課題を解決するための包括的な支援体制づくりを推進します。

基本理念4

「多様なニーズに応じた切れ目のない包括的な支援体制」へ

基本目標4 地域生活課題を解決するための包括的な支援体制づくり

- 4.1 複雑化・複合化した課題を解決する包括的な支援体制づくり
- 4.2 制度外のサービス・支援の充実



4.1 複雑化・複合化した課題を解決する包括的な支援体制づくり

- 複雑化・複合化した課題や制度の狭間となる課題の解決に向けて、地域と行政、専門機関等とのネットワークの構築とコーディネート機能の強化を図り、多機関協働による包括的な支援に取り組みます。

主な事業【◎重点施策 ■重層事業】	担当課
◎■地域福祉コーディネーター事業の推進(再掲)	福祉総務課
◎■重層的支援会議・支援会議の設置	福祉総務課
◎■生活困窮者自立相談支援事業(調布ライフサポート)(再掲)	生活福祉課
◎調布市子ども・若者総合支援事業(ここあ)(再掲)	児童青少年課
◎■地域包括支援センターの運営(再掲)	高齢福祉担当
◎■生活支援体制整備事業(再掲)	高齢福祉担当
◎■障害者相談支援事業(再掲)	障害福祉課
学校における「学び」に困難を抱える子どもたちへの支援	指導室
◎■子ども家庭支援センターすこやかにおける相談支援(利用者支援事業)(再掲) ※子育て世代包括支援センター(子ども家庭支援センターすこやか及び健康推進課)	子ども政策課 健康推進課

4.2 制度外のサービス・支援の充実

- 既存の制度だけでは対応できない様々なニーズを支援できるよう、調布市社会福祉協議会、社会福祉法人、ボランティア等の活動を支援し、連携することにより、地域と行政で支え合う地域づくりを推進します。

主な事業【◎重点施策 ■重層事業】	担当課
調布市社会福祉協議会への支援	福祉総務課
◎社会福祉法人の地域における公益的な取組の推進(再掲)	福祉総務課
ゆうあい福祉公社への支援	高齢福祉担当
ボランティアコーナーの運営支援(再掲)	調布市社会福祉協議会

2 重点施策

福祉3計画共通の基本理念や本計画で定めた基本目標等に基づき、高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野の施策を踏まえて、調布市の地域福祉を推進するために特に重点的に取り組む施策等について、重点施策として定めました。

さらに、各重点施策の主な事業について、計画期間における目標を定めて、着実な推進に努めます。

重点施策Ⅰ 地域におけるトータルケアの推進

- これまで我が国の福祉制度・政策は、対象者の属性などに基づき必要な制度を設け、サービスの提供や専門的な支援体制の構築等を進めることで、その充実を図ってきました。一方で、近年、社会状況の変化により、社会的孤立や、介護と子育てを同時に抱えているダブルケアの問題など、地域の生活課題は、複雑化・複合化しており、制度の狭間の問題や既存の対象者ごとの福祉サービスだけでは十分な対応ができない課題も顕在化してきています。
- そのため、市は、複雑化・複合化した支援ニーズへの包括的な対応を図り、誰もが住み慣れた場所で、社会から孤立することなく、いきいきと暮らせる地域を実現することを目指して、地域福祉コーディネーターを中心として、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の取組のもと、多機関協働による包括的な支援体制の構築や地域における支え合いの仕組みづくりを推進します。
- こうした取組を通じて、「自助、互助、共助、公助」の役割分担を踏まえながら、これらが有機的に連携して支援が提供される調布におけるトータルケアの推進を図ります。

重点施策Ⅰ

地域におけるトータルケアの推進

(1) 支援につなぐ体制の構築とコーディネート機能の強化

(2) 包括的な相談支援体制の構築

(3) 社会参加につながる支援・環境づくり

(Ⅰ) 支援につなぐ体制の構築とコーディネート機能の強化

- 制度の狭間で支援が必要な人や既存の公的な福祉サービスだけでは十分な対応ができない方、複雑化・複合化した課題を抱えながらも支援が届いていない方などの支援ニーズを発見し、解決を図るため、各福祉圏域に配置した地域福祉コーディネーターを中心に、地域と行政、関係機関等との連携を一層進め、多機関協働による支援ネットワークの構築やコーディネート機能の強化を図ります。

①主な事業

事業名	地域福祉コーディネーター事業の推進(多機関協働事業)
担当課	福祉総務課
概要	複雑化・複合化した生活課題に対応するため、重層的支援体制整備事業における多機関協働事業の実施者として、8つの福祉圏域全てに配置した地域福祉コーディネーターを中心に、支援関係機関をコーディネートするとともに、地域住民や関係機関と連携して課題を発見し、受け止め、多機関協働による課題解決に取り組みます。
今後の目標 (令和6～11年度)	複雑化・複合化した支援ニーズに対応する多機関協働による相談支援等の充実等を図るとともに、重層的支援会議と支援会議を通じて、多機関・多分野にわたる支援機関のネットワークの構築や具体的な支援プランに関する検討、支援に必要な関係機関との情報共有を図ります。

事業名	重層的支援会議・支援会議の設置
担当課	福祉総務課
概要	包括的な支援体制の構築を図るため、重層的支援体制整備事業の取組のもと、福祉分野のみならず、多機関・多分野にわたる支援関係機関のネットワークを構築するとともに、重層的支援会議や支援会議を一体的に開催し、具体的な支援プランに関する検討や、支援に必要な関係機関との情報共有を図ります。
今後の目標 (令和6～11年度)	複雑化・複合化した課題を抱える相談者等に対して、必要な支援が包括的に提供できるよう、各相談支援機関等の関係者間で、具体的な支援プランに関する検討や情報共有等を行う重層的支援会議や支援会議を開催します。 また、重層的支援体制整備事業の実施状況を踏まえて、会議の運用について継続的に検討を行い、多機関協働による包括的な支援体制の構築を進めます。

音声
コード音声
コード

②その他の関連事業

事業名	概要	担当課
地域包括支援センターの運営	地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの中核を担う機関で、身近な相談窓口として機能強化を図るとともに、地域や関係機関との連携を強化し、ネットワークを生かした取組を充実します。	高齢福祉担当
生活支援体制整備事業	高齢者などが住み慣れた地域で安全・安心に暮らしていけるよう、日常生活上の生活支援体制の充実・強化を図るとともに、介護予防や健康づくり、生きがいづくりの機会を創出し、地域における生活支援サービスの多様な担い手の育成を図ります。	高齢福祉担当
社会福祉法人の地域における公益的な取組の推進	社会福祉法人は、日常生活又は、社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならないことから、管内の社会福祉法人の取組状況を把握し、必要な助言等を行うことにより、社会福祉法人の地域における公益的な取組を推進します。	福祉総務課
見守りネットワークの推進	事業PR、通報に対して適切な対応を行うとともに、見守りネットワークの拡大を図るために協定団体を増やし、連携強化に努める。	高齢福祉担当

(2) 包括的な相談支援体制の構築

- 悩みや困りごとを抱えている本人や家族が孤立せず、早い段階で支援につながるよう、包括的に相談を受け止め、課題を整理し、必要な福祉サービス等の情報提供等を行います。
- 単独の支援関係機関等では解決が難しい複雑化・複合化した支援ニーズに対しては、適切な支援関係機関の相互連携により支援を実施することで、包括的な支援体制の構築を進めます。

①主な事業

事業名	地域包括支援センターの運営
担当課	高齢福祉担当
概要	地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの中核を担う機関で、身近な相談窓口として機能強化を図るとともに、地域や関係機関との連携を強化し、ネットワークを生かした取組を充実します。
今後の目標 (令和6～11年度)	引き続き、地域包括ケアシステムの中核を担う機関として、高齢者の身近な相談窓口として充実を図るとともに、地域や関係機関との連携を強化し、ネットワークを生かした取組の充実に努めます。 また、第三者視点からの評価を実施し、利用者満足度の向上を目指します。

事業名	障害者相談支援事業
担当課	障害福祉課
概要	市内3箇所の相談支援事業所において、障害者及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を提供するとともに、障害者に対する権利擁護のために必要な援助を行い、障害者の自立と社会参加の促進を図ります。 ○障害者地域活動支援センタードルチェ（主に身体障害、高次脳機能障害） ○障害者地域生活・就労支援センターちゅうふだぞう（主に知的障害） ○地域生活支援センター希望ヶ丘（主に精神障害）

今後の目標 (令和6～11年度)	今後も関係機関の連携を強め、相談支援専門の技量の向上を目指し、自己決定、エンパワメントの視点を重視し、その人らしい自立に向けた支援を行っていきます。 また、障害のある本人だけでなく、きょうだい児・者や介護者（高齢の親、ヤングケアラー等）への支援を含め、家族・家庭全体が抱えるニーズを的確に把握し、受け止め、関係機関と連携しながら支える体制づくりを進めます。
---------------------	---

事業名	子ども家庭支援センターすこやかにおける相談支援(利用者支援事業)
担当課	子ども政策課
概要	調布市子ども家庭支援センターすこやかで、妊婦や子育て家庭からの相談を受け、教育・保育・保健などの子育て支援サービスの情報提供と必要に応じて相談助言を行い、関係機関との連絡調整を実施します。
今後の目標 (令和6～11年度)	現行の取組を継続し、総合的に子育て家庭等への相談や支援に取り組みます。

事業名	生活困窮者自立相談支援事業(調布ライフサポート)
担当課	生活福祉課
概要	ワンストップ型の相談窓口として、生活困窮者の自立を支援します。また、併せて就労準備支援事業と家計改善支援事業を行い、就労に至る前の方の支援や家計に問題を抱える方の自立を支援します。
今後の目標 (令和6～11年度)	複雑化・多様化する生活困窮者にきめ細かな対応を行うために、事業実施体制の強化を検討します。 また、令和5年度に国が取りまとめた「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直し」を踏まえて、適時適切な取組を行っていきます。

②その他の関連事業

事業名	概要	担当課
保育コンシェルジュ(利用者支援事業)	就学前の児童がいる保護者等の相談を受け、その家庭のニーズに合った保育サービスの情報提供を行い、きめ細やかな相談支援を図ります。	保育課
ゆりかご調布面接(利用者支援事業)	妊娠届出をした妊婦に保健師等の専門職が面接し、出産・子育てに関する相談や子育てサービスの情報提供を行い、安心して出産を迎えるよう、切れ目ない支援を行います。	健康推進課
調布市子ども・若者総合支援事業「ここあ」	ひきこもりや不登校、無業などの様々な困難を抱える子ども・若者とその家族を支援するため、相談事業を実施するとともに、家以外に過ごす場を提供するため居場所事業を実施しています。	児童青少年課
子ども家庭支援センターの運営	調布市子ども家庭支援センターすこやかでは、子どもに関する相談や、親子の交流事業、子育てに関する学習講座、各種一時預かり事業のサービス提供や調整を実施します。	子ども政策課

音声
コード音声
コード

(3) 社会参加につながる支援・環境づくり

- 社会とのつながりを保ちづらい状態の人やその世帯の抱える課題に対し、本人やその世帯の支援ニーズと地域の社会資源とのマッチング、自立のための訓練や就労への支援、日中の居場所づくりや活動機会の充実等を図ることにより、社会とのつながりや参加を支援するとともに、多様な社会参加の実現を目指します。

①主な事業

事業名	地域福祉コーディネーター事業の推進(参加支援事業)
担当課	福祉総務課
概要	重層的支援体制整備事業における参加支援事業の実施者である地域福祉コーディネーターを中心に、相談者本人やその世帯の支援ニーズを丁寧に把握し、本人やその世帯への定着支援・フォローアップ、地域資源の活用体制の構築等を行います。
今後の目標 (令和6～11年度)	多様な支援ニーズに対応するため、既存の支援メニューとのマッチングだけでなく、企業・商店等との連携による新たな地域資源の開拓に取り組みます。

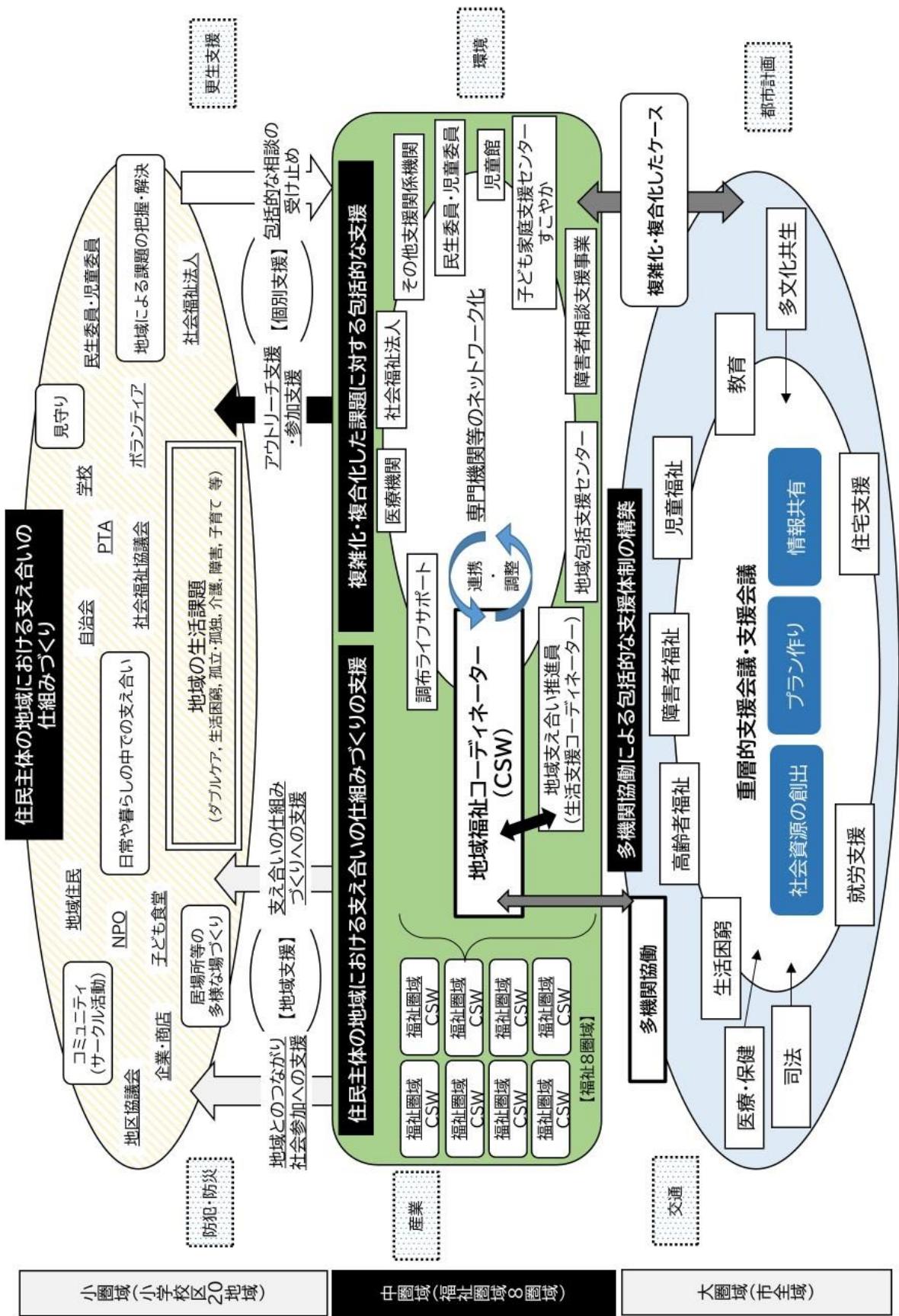
事業名	こころの健康支援センターの運営
担当課	障害福祉課
概要	精神障害者及び発達障害者とその家族の中心的な相談機関として、相談事業、デイ事業、自立訓練事業、就労支援事業等を実施し、自立と社会参加の促進を図ります。
今後の目標 (令和6～11年度)	関係機関との連携を図り、精神障害者及びその家族の相談支援を行い、精神障害者の自立と社会復帰を推進します。利用者の状況に応じて子ども・若者を対象とした相談窓口との連携を図りつつ、中学卒業後や、高校生等の相談にも対応できる体制を構築します。 また、新規相談に素早く対応できる体制を構築し、相談の待ち時間解消に努めます。

事業名	調布市子ども・若者総合支援事業「ここあ」
担当課	児童青少年課
概要	ひきこもりや不登校、無業などの様々な困難を抱える子ども・若者とその家族を支援するため、相談事業を実施するとともに、家以外に過ごす場を提供するため居場所事業を実施しています。
今後の目標 (令和6～11年度)	ひきこもりや不登校、無業などの様々な困難を抱える子ども・若者とその家族を支援するため、相談事業及び居場所事業を実施します。 また、利用人数の増加や多様化するニーズに対応するため、相談体制の拡充に向けた検討を行います。

②その他の関連事業

事業名	概要	担当課
生活困窮者自立相談支援事業(調布ライフサポート)による就労支援	調布ライフサポートにて相談を受けた生活困窮者の中で、就労による自立が必要な方に対して、民間職業紹介事業者と連携して、支援を行います。	生活福祉課
若者の職業的自立、就労の支援	障害者が一般就労し、安心して働き続けることができるよう、市内2箇所の障害者就労支援センターにおいて、就労面及び生活面の支援を一体的に提供します。 また、仕事に対する不安や悩みを抱えている若者がいきいきと働けるよう「ちょうふ若者サポートステーション」の職場体験事業の実施への協力に取り組むとともに、関係機関と連携し、若者向けの就労支援セミナーを実施し、就労支援や市内中小企業等の人材確保を支援します。	障害福祉課 産業振興課(産業労働支援センター)

■調布におけるトータルケアシステムのイメージ図



重点施策2 住民主体の地域における支え合いの仕組みづくり

- 近年、少子高齢化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化などにより、血縁・地縁・社縁といった、かつて社会を支えてきた共同体機能が脆弱化する中、お互いに支え合い、安心した生活が送れるよう、人と人、人と場所がつながり合う取組が生まれやすいような環境を整え、地域における支え合いの仕組みづくりを進める必要があります。
- そのためには、身近な地域において、住民が地域の生活課題を把握し、主体的に解決を図る取組や地域の生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備を推進することが重要です。
- こうした状況を踏まえて、多様な交流の場の拡充、地域福祉の担い手の育成、ボランティア団体や地域福祉活動団体等の支援をはじめとする互助、共助の取組の活性化、地域防災力の向上等の取組を一層充実させることにより、住民同士で支え合う仕組みづくりに取り組みます。
- また、地域福祉コーディネーターや地域支え合い推進員を中心として、関係機関等との連携を踏まえた一体的な事業実施による地域づくりを推進します。

重点施策2 住民主体の地域における支え合いの仕組みづくり

- (1) 多様な交流の場の拡充
- (2) 地域福祉活動の支援と地域で活動する人材の養成
- (3) 地域住民相互の支え合いによる互助、共助の取組の活性化
- (4) 地域防災力の向上と避難行動要支援者への支援

音声
コード音声
コード

(Ⅰ) 多様な交流の場の拡充

- 地域住民同士の交流をとおして地域で見守り、支え合える環境づくりに向けて、地域の社会資源を活用した多世代・多様な活動拠点づくりの推進、地域住民が中心となって展開するひだまりサロンや集いの場の支援の充実を図ります。

①主な事業

事業名	地域活動支援センター事業
担当課	障害福祉課
概要	障害者等が地域において自立して日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者への創作的活動や生産活動の機会の提供、地域との交流促進に向けた支援等を行います。
今後の目標 (令和6~11年度)	コロナ禍において、活動が縮小していた創作活動や生産活動をコロナ禍以前に戻し、回数や利用者等を増加させます。 障害者の日中活動の場を確保するだけではなく、相談や助言といったきめ細かい生活支援に対する需要は増えており、ますます必要性は高まっています。今後も、地域の障害のある市民の要望や意見に耳を傾けながら、実情に合わせて事業の拡充を図ります。

事業名	一般介護予防事業
担当課	高齢福祉担当
概要	「介護予防普及啓発事業」として、介護予防の知識の普及と、地域活動をしている組織などへの理解を深め、地域活動の際の担い手となれるよう、地域活動組織の育成及び支援を行うことを目的としています。 「地域リハビリテーション活動支援事業」として、介護予防効果を期待できる10の筋力トレーニングを調布市として市民に広めています。
今後の目標 (令和6~11年度)	引き続き、社会参加を目指し、市内の自主グループの新規の立ち上げやグループ活動の継続のための支援を行います。 介護予防普及啓発事業では、参加者が参加しやすいよう、開催する曜日や、開催場所の検討を行っています。

事業名	子育て関連施設への支援(地域子育て支援拠点事業)
担当課	子ども政策課
概要	子ども家庭支援センターすこやか及びプレイセンターちょうふ・せんがわで、子育て中の親子の交流や仲間づくり、育児相談等を行います。
今後の目標 (令和6~11年度)	現行の取組を継続しながら、保護者へのアプローチ方法や事業内容等について検討していきます。

②その他の関連事業

事業名	概要	担当課
空き家等利活用事業の推進	利活用可能な空き住宅や空き店舗、共同住宅等の空き室を多様な交流の場の創出、生活の利便性の向上、コミュニティ活性化等、地域の活動拠点づくりを推進します。	住宅課
子育てひろば(地域子育て支援拠点事業)	地域において、子育て中及びこれから子育てをはじめる保護者に対し、子育てに関する相談等を行うことにより、子育てに対する不安の解消を図るとともに、子どもの健全な育成を支援し、児童福祉の向上に資することを目的とし、市内全11児童館で実施を継続します。	児童青少年課
子ども食堂への支援	子ども食堂等を運営する団体が地域の子どもやその保護者へ食の提供を行うことで、各家庭が安定した食事の機会を確保するとともに、地域交流の場を維持継続することができるよう「調布市子どもの食の確保事業補助金」による経費の一部補助及び市ホームページや子育て支援情報誌「元気に育て!!調布っ子」、SNSなどによる活動の広報支援を行います。	子ども政策課
ひだまりサロン事業	住み慣れた地域で一人ひとりが孤立することなく、お互いに支え合い助け合い、健康で安心した生活が送れるような憩いの場として、ひだまりサロンの立ち上げ・運営を支援します。	調布市社会福祉協議会

(2) 地域福祉活動の支援と地域で活動する人材の養成

- 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮等の様々な分野や世代を対象とした地域福祉活動の支援や地域における福祉の担い手の育成等を通じて、地域づくりを推進するとともに、多様な地域活動が生まれやすい環境の整備を推進します。

①主な事業

事業名	地域づくり事業
担当課	福祉総務課
概要	<p>世代や属性を超えた住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備するとともに、交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人のコーディネートを行います。</p> <p>また、地域における活動を活性化すること等を通じて、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を推進します。</p>
今後の目標 (令和6~11年度)	<p>地域福祉コーディネーターを中心として、地域福祉の担い手づくりを行うとともに、地域生活課題及び既存の社会資源の把握を行い、世代や属性を超えた住民同士が交流できる多様な場や居場所の充実を図ることにより、地域における支え合いの仕組みづくりを推進します。</p>

②その他の関連事業

事業名	概要	担当課
地域福祉ファシリテーター養成講座	ルーテル学院大学主催の地域福祉ファシリテーター養成講座との連携により、地域住民等に対して地域福祉推進の担い手づくりとともにそのフォローアップを行い、地域における支え合いの仕組みづくりを推進します。	福祉総務課
福祉人材育成の推進	地域における福祉サービスの担い手としての人材の確保及び育成を目的とし、福祉人材の養成、専門性の向上、市民参入に向けた普及啓発及び事業所間・職員間のネットワーク形成に取り組む「調布市福祉人材育成センター」の運営費を補助します。	障害福祉課

(3) 地域住民相互の支え合いによる互助、共助の取組の活性化

- ボランティア活動の活性化や、地域福祉活動団体等との協働の仕組みづくり、地域住民のニーズと地域資源とのマッチングによる生活支援の充実等の取組を通じて、地域における支え合いの仕組みづくりを推進します。

①主な事業

事業名	生活支援体制整備事業
担当課	高齢福祉担当
概要	「介護予防・生活支援サービスの充実」「高齢者の社会参加」を推進するため、生活支援体制整備事業を充実し、地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）の活動充実と協議体の活性化を図ります。
今後の目標 (令和6～11年度)	各福祉圏域に1名の地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）を配置したことから、地域包括ケアシステムの推進のため地域づくりに取り組みます。

②その他の関連事業

事業名	概要	担当課
一般介護予防事業	「介護予防普及啓発事業」として、介護予防の知識の普及と、地域活動をしている組織などへの理解を深め、地域活動の際の担い手となるよう、地域活動組織の育成及び支援を行うことを目的としています。 「地域リハビリテーション活動支援事業」として、介護予防効果を期待できる10の筋力トレーニングを調布市として市民に広めています。	高齢福祉担当

(4) 地域防災力の向上と避難行動要支援者への支援

- 地域組織との協定締結や関係機関との連携体制の構築による避難行動要支援者避難支援プランの推進や市民の防災意識の啓発、防災市民組織の育成に取り組むほか、要介護高齢者や障害者などが安全に避難できるよう福祉避難所の確保等に努めることにより、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」が連携し合いながら地域が一体となった災害時の取組を推進します。

①主な事業

事業名	調布市避難行動要支援者避難支援プランの推進
担当課	福祉総務課
概要	調布市避難行動要支援者避難支援プランに基づき、災害時に安全に避難することが困難な高齢者や障害者などの避難行動要支援者に対し、地域における災害時の支援体制の整備を推進します。
今後の目標 (令和6～11年度)	引き続き、要支援者支援に関する地域組織とのさらなる協定の締結を進め、地域による共助の体制づくりの充実に努めるとともに、関係機関との情報共有体制の整備に取り組みます。 また、災害対策基本法等に基づき、支援の優先度が高い避難行動要支援者の個別避難計画の作成について、組織横断的な連携のもと、段階的に取組を推進します。

②その他の関連事業

事業名	概要	担当課
防災意識の啓発	講演会や研修、出前講座の実施、地域防災訓練の支援などにより、「自分の命は自分で守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」という自助・互助・共助の精神を育みます。	総合防災安全課

3 重層的な支援体制の整備の推進

(調布市重層的支援体制整備事業実施計画)

I 重層的な支援体制整備に向けた基本的な考え方

重層的支援体制整備事業は、市町村における包括的な支援体制の構築に向けた一つの手法として創設されたものであり、重層的支援体制整備事業実施計画は、福祉3計画の共通事項として定めている福祉圏域の考え方や、地域共生社会の理念等の共通部分を踏まえて、その事業の実施のために必要な固有の事項に特化した内容を定めることを基本としています。

重層的支援体制整備事業において実施する各事業の取組は、地域福祉計画に掲げている、「地域におけるトータルケアの推進」と「住民主体の地域における支え合いの仕組みづくり」の2つの重点施策に位置付けた事業と整合を図りながら推進することとしています。

こうした観点を踏まえて、調布市では、複雑化・複合化した支援ニーズに対する包括的な支援体制を構築するため、地域福祉計画に包含して「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定し、これらを一体的に取り組むものです。

2 重層的支援体制整備事業の概要

国は、令和3年4月に施行された社会福祉法の改正により、地域共生社会の実現に向けて、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する新たな事業として、重層的支援体制整備事業を創設しました。

市は、高齢福祉、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援等の分野別の支援体制では対応が困難な、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズへの対応を充実するため、既存の相談支援の取組等を踏まえて、令和5年度に重層的支援体制整備事業を開始しました。

今後も組織横断的な連携により、包括的な支援体制の構築に向けた取組を推進します。

音声
コード音声
コード

3 重層的支援体制整備事業において実施する事業

		機能	国が示す既存制度の対象事業等	調布市における該当事業名	担当課
第1号	イ	相談支援 (包括的相談支援事業)	地域包括支援センターの運営 ※介護保険法第115条の45第2項第1~3号	地域包括支援センター運営	高齢福祉担当
	ロ		相談支援事業 (基幹相談支援センター強化事業、住宅入居者等支援事業) ※障害者総合支援法第77条第1項第3号	障害者相談支援事業	障害福祉課
	ハ		利用者支援事業 ※子ども・子育て支援法第59条第1号	利用者支援事業(基本型)	子ども政策課
	二			保育コンシェルジュ	保育課
				ゆりかご調布面接	健康推進課
第2号		参加支援 (参加支援事業)	新規事業	調布ライフサポート	生活福祉課
			地域福祉コーディネーター事業	福祉総務課	
第3号	イ	地域づくり に向けた支援 (地域づくり事業)	一般介護予防事業(地域介護予防活動支援事業分) ※介護保険法第115条の45第1項第2号	一般介護予防事業 ①介護予防普及啓発事業 ②地域リハビリテーション活動支援事業	高齢福祉担当
	ロ		生活支援体制整備事業 ※介護保険法第115条第2項5号	生活支援体制整備事業	高齢福祉担当
	ハ		地域活動支援センター機能強化事業 ※障害者総合支援法第77条第1項9号	地域活動支援センター事業	障害福祉課
	二		地域子育て支援拠点事業 ※子ども・子育て支援法第59条第9号	①子ども家庭支援センターすこやか ②プレイセンターちゅうふ・せんがわ	子ども政策課
				子育てひろば事業(連携型) ※特例措置分を含む	児童青少年課
			生活困窮者支援等のための地域づくり事業	①地域づくり事業 ②地域福祉ファシリテーター養成講座	福祉総務課
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	新規事業	地域福祉コーディネーター事業	福祉総務課
第5号		多機関協働事業	新規事業	地域福祉コーディネーター事業	福祉総務課
				相談支援包括化推進会議	福祉総務課
第6号		支援プランの作成	新規事業	多機関協働事業と一体的に実施	

4 事業の実施体制等

(1) 包括的相談支援事業（第1号）

介護、障害、子ども、生活困窮等の各分野の支援関係機関等において、相談者の属性や世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を包括的に受け止め、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。また、他の支援関係機関等と連携した支援の実施等により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズへの対応の充実を図ります。

ア 地域包括支援センターの運営【第1号のイ】

所管課	高齢福祉担当
対象分野	介護
実施体制	市内に8つの地域包括支援センターを運営 ・つつじヶ丘 ・仙川 ・至誠しばさき ・はなみずき ・ゆうあい ・ときわぎ国領 ・ちょうふ花園 ・ちょうふの里
設置形態	基本型
拠点等の数	8箇所

イ 障害者相談支援事業（第1号のロ）

所管課	障害福祉課
対象分野	障害
実施体制	・障害者地域活動支援センタードルチェ ・障害者地域生活・就労支援センターちょうふだぞう ・地域生活支援センター希望ヶ丘
設置形態	基本型
拠点等の数	3箇所

ウ 利用者支援事業（第1号のハ）

所管課	子ども政策課
対象分野	子ども
実施体制	子ども家庭支援センターすこやか（利用者支援事業（基本型））
設置形態	基本型
拠点等の数	1箇所
所管課	保育課
対象分野	子ども
実施体制	保育コンシェルジュ
設置形態	基本型
拠点等の数	1箇所

所管課	健康推進課
対象分野	子ども
実施体制	ゆりかご調布面接
設置形態	基本型
拠点等の数	1箇所

エ 生活困窮者自立相談支援事業

所管課	生活福祉課
対象分野	生活困窮
実施体制	調布ライフサポート
設置形態	基本型
拠点等の数	1箇所

（2） 参加支援事業（第2号）

既存の社会参加に向けた事業では十分な対応が困難な本人やその世帯の支援ニーズを踏まえ、地域資源や支援メニューとのコーディネート、マッチングを行います。また、既存の地域資源の拡充に向けた働きかけを行うほか、マッチング後のフォローアップなど、本人やその世帯と社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

所管課	福祉総務課
事業名	地域福祉コーディネーター事業
実施主体	調布市社会福祉協議会
実施形態	委託
配置人数	8人（地域福祉コーディネーター）

(3) 地域づくり事業（第3号）

既存の地域づくりに関する事業の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、個別の活動や人のコーディネートや地域のプラットフォームの促進を通じて、地域における活動を活性化すること等を通じて、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行います。

ア 一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）

所管課	高齢福祉担当
対象分野	介護
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防普及啓発事業 ・地域リハビリテーション活動支援事業
設置形態	基本型
拠点等の数	一

イ 生活支援体制整備事業

所管課	高齢福祉担当
対象分野	介護
実施体制	生活支援体制整備事業
設置形態	基本型
拠点等の数	8人（地域支えあい推進員（生活支援コーディネーター））

ウ 地域活動支援センター機能強化事業

所管課	障害福祉課
対象分野	障害
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者地域活動支援センタードルチェ ・障害者地域生活・就労支援センターちゅうふだぞう ・地域生活支援センター希望ヶ丘
設置形態	基本型
拠点等の数	3箇所

エ 地域子育て支援拠点事業

所管課	子ども政策課
対象分野	子ども
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭支援センターすこやか ・プレイセンターちゅうふ ・プレイセンターせんがわ
設置形態	基本型
拠点等の数	3箇所

所管課	児童青少年課
対象分野	子ども
実施体制	11箇所の児童館で子育てひろば事業を実施 ・つつじヶ丘児童館 ・東部児童館 ・国領児童館 ・多摩川児童館 ・深大寺児童館 ・富士見児童館 ・佐須児童館 ・西部児童館 ・緑ヶ丘児童館 ・調布ヶ丘児童館 ・染地児童館
設置形態	基本型
拠点等の数	11箇所

才 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

所管課	福祉総務課
対象分野	生活困窮等
実施体制	・地域づくり事業 ・地域福祉ファシリテーター養成講座
設置形態	基本型
拠点等の数	8人（地域福祉コーディネーター）

(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（第4号）

複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない者に支援を届けるため、本人と関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりの形成に向けた支援を行います。

所管課	福祉総務課
事業名	地域福祉コーディネーター事業
実施主体	調布市社会福祉協議会
実施形態	委託
配置人数	8人（地域福祉コーディネーター）

(5) 多機関協働事業等（第5号、第6号）

単独の支援関係機関では十分な対応が困難な複雑化・複合化した課題を抱える相談について、支援の調整役として支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、必要に応じて支援プランの策定等の取組を行います。

所管課	福祉総務課
事業名	・重層的支援会議及び支援会議の設置 ・地域福祉コーディネーター事業
実施主体	市・調布市社会福祉協議会
実施形態	直営・一部委託
配置人数	8人（地域福祉コーディネーター）

5 重層的支援会議

(1) 役割

重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業に基づく支援が適切かつ円滑に実施されるために開催するもので、多機関協働事業において作成したプランの適切性の協議や、プラン終結時等の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討を行います。また、情報共有等、必要に応じて様々な機能を付加することで、重層的支援体制整備事業の推進を図ります。

(2) 開催方法

重層的支援会議は、定例開催するほか、プラン策定時や再プラン策定時、支援終結の判断時、支援中断の決定時など、必要に応じて隨時開催します。

(3) 参加者

重層的支援会議の参加者は、重層的支援体制整備事業として実施する各事業の所管課及び支援関係機関を中心に、多機関協働事業者が相談内容に応じて選定し招集します。

6 支援会議

(1) 役割

支援会議は、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、地域住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うもので、参加者に守秘義務が課される会議体です。多機関協働事業の利用申込に当たり本人同意まで至らなかった相談等について、支援関係機関同士で情報共有を行うほか、必要に応じて多機関協働事業の利用の要否について支援関係機関による検討を行います。

(2) 開催方法

支援会議は、定例開催します。

なお、今後の重層的支援体制整備事業の取組状況を踏まえながら、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会や介護保険法に基づく地域ケア会議、生活困窮者自立支援法に基づく支援会議などの既存の会議体を支援会議として活用することを検討します。

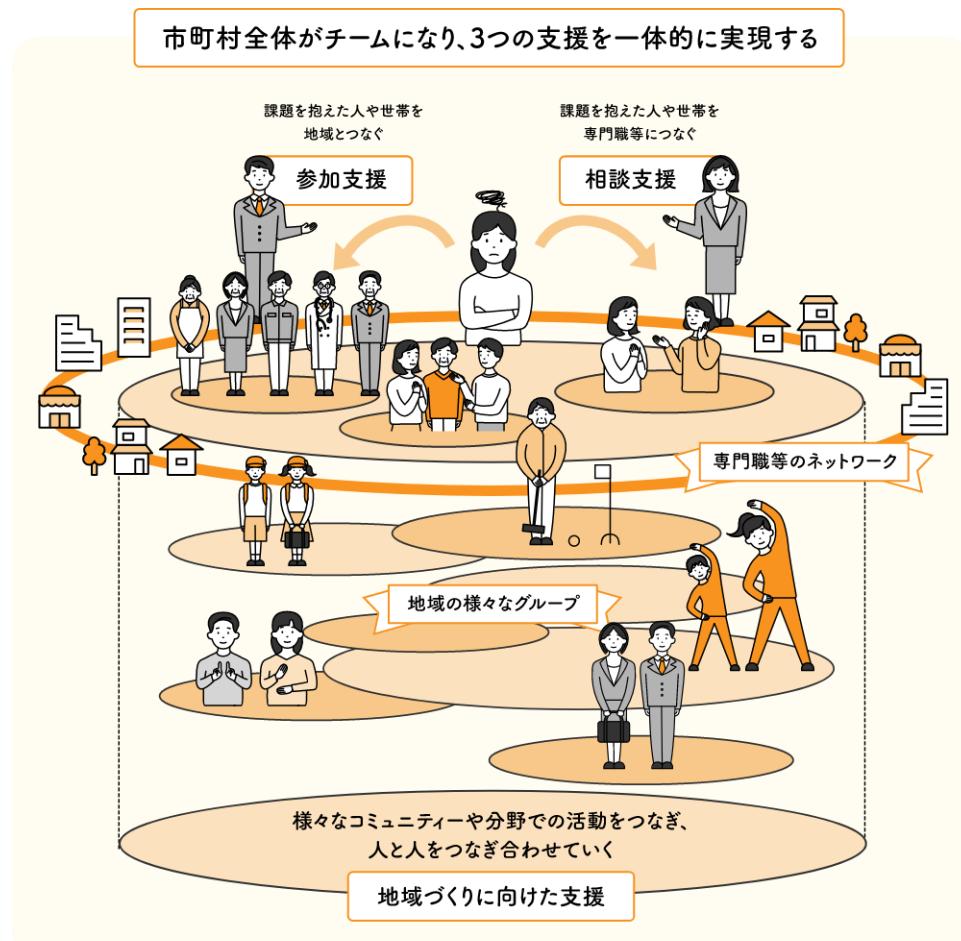
(3) 参加者

支援会議の参加者は、多機関協働事業者が相談内容に応じて必要な支援関係機関等を選定し、招集します。

7 進行管理・評価

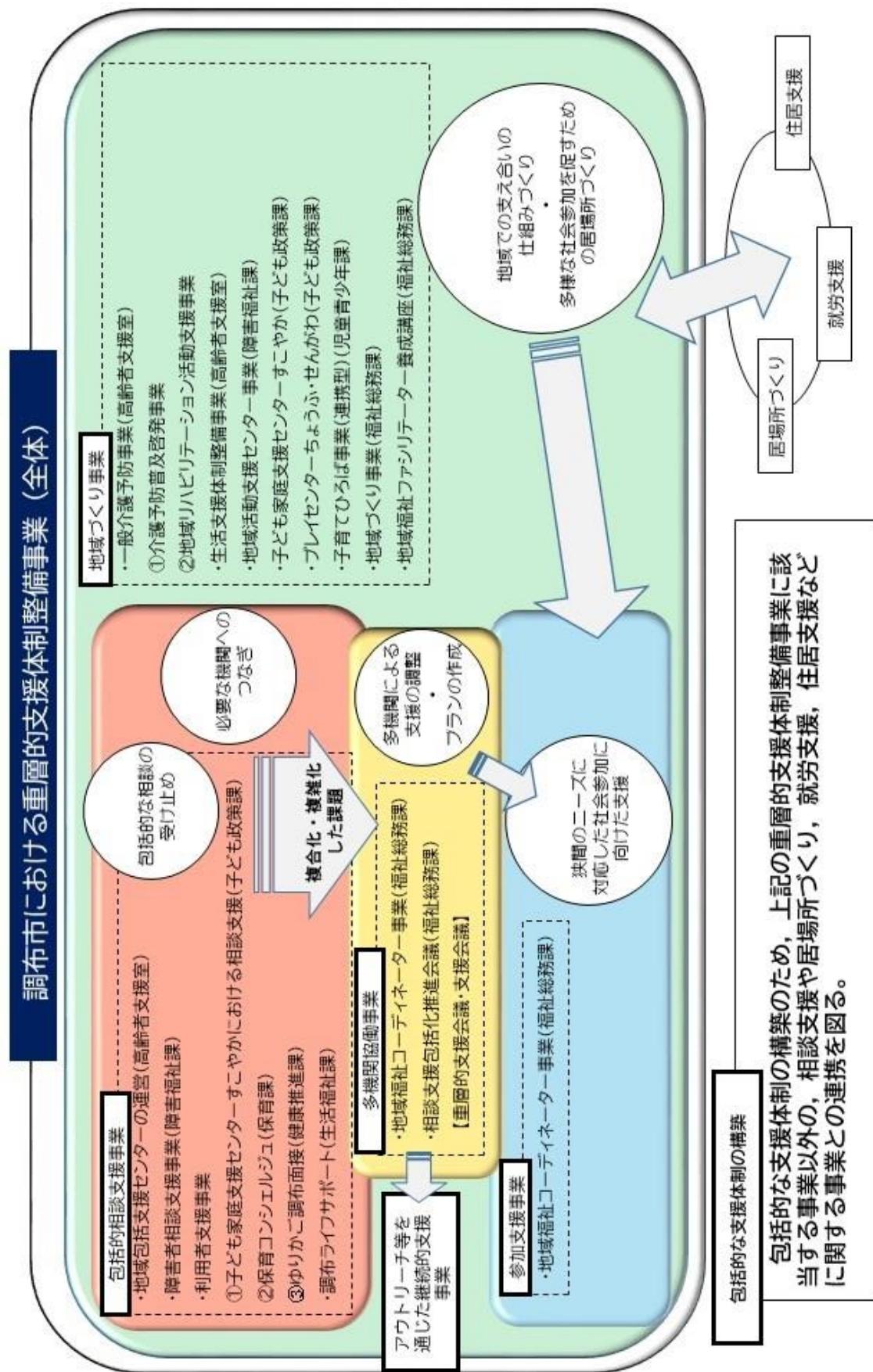
重層的支援体制整備事業の進行管理・評価については、PDCAサイクルの考え方に基づき、地域福祉計画の進行管理・評価と一体的に行います。

また、重層的支援体制整備事業の評価に当たっては、基本的に、事業の取組がどの程度進んでいるかについて、定性的な評価を行います。



資料：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

■重層的支援体制整備事業のイメージ図



第5章 成年後見制度の利用促進 (調布市成年後見制度利用促進基本計画)

成年後見制度とは

認知症や障害などの理由で判断能力が不十分なため契約等の法律行為を行えない方を後見人等が代理し、必要な契約等を締結したり、財産を管理したりする、本人の権利擁護支援を図るものです。

I 背景

(1) 国の動向

国においては、認知症や知的障害その他の精神上の障害があることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある方を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であることなどに鑑みて、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行しました。その基本理念においては、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重と、身上保護の重視という考え方が示されています。この法律の制定を受けて、国は、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定し、その取組の一つとして権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを掲げています。

現在、国は、令和4年3月に閣議決定した「第二期成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、地域共生社会の実現に向けて、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けたうえで、権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける権利擁護支援の一層の充実など、成年後見制度の利用促進の取組を推進しています。

(2) 調布市の取組

市町村は、国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされています。

調布市は、こうした国の動向を踏まえて、令和元年度には、多摩南部成年後見センターを共同運営する調布市、日野市、狛江市、多摩市及び稲城市の5市協働で、共通計画となる「調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。また、令和2年度には、この共通計画の目標の実現に向けて調布市が実現すべき取組について「調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市成年後見制度利用促進基本計画 調布市の取組」として策定しました。

今後は、高齢化などの社会状況や国の動向等を踏まえて、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進などの成年後見制度の利用促進に関する取組を進める必要があります。

■国の動向・調布市の取組・社会状況

国の動向	<ul style="list-style-type: none"> 平成12年度から、成年後見制度は介護保険制度創設と同時にスタート 平成28年5月、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の施行 平成29年3月、「成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定 令和4年3月、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定
調布市の取組	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年3月、「調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市成年後見制度利用促進基本計画」策定 令和3年3月、調布市の「日野市、狛江市、多摩市、稲城市成年後見制度利用促進基本計画 調布市の取組」策定
社会状況	<ul style="list-style-type: none"> 今後、健康寿命の延伸や高齢化の一層の進行に伴い、認知症の増加や障害者の高齢化など、判断能力が不十分な人が安心して暮らしていくために、成年後見制度の利用の促進が重要となる。

2 地域福祉計画との一体的策定

調布市の福祉3計画共通の考え方である「地域共生社会」は、一人ひとりが暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。そのため、たとえ認知症、知的障害その他の精神上の障害などにより、本人の意思決定が難しい状態になっても、自分らしい暮らし、生きがい、地域とのつながりを実現する社会でなくてはなりません。

全国と同様、調布市においても、今後、本人の高齢化や介護者の高齢化が一層進むことが予想されています。こうした状況の中、「地域共生社会」の充実を目指すうえでは、誰もが地域とつながり、自分らしい暮らしが続けられるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークの充実が重要です。また、そのネットワークの充実においては、地域福祉の推進などと有機的な結びつきをもって、地域における多様な分野・主体が連携する「包括的な」ネットワークとしていく必要があります。

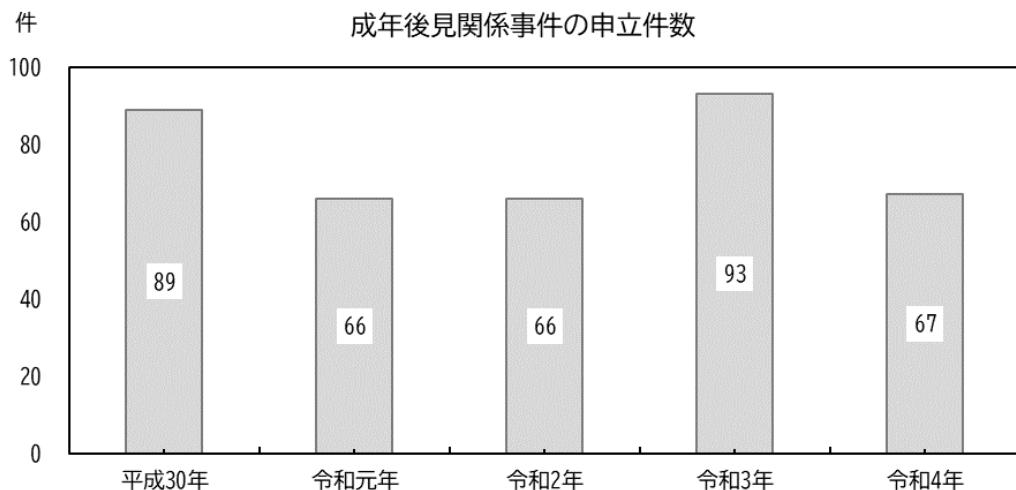
こうした観点からは、この地域連携ネットワークは、地域福祉で進める地域におけるトータルケアにおいて、地域共生社会の充実に向けた包括的な支援体制の構築のための取組の一つと捉えることができます。

そのため、地域共生社会の充実に向けて、誰もが尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるよう、地域福祉の取組と連動させながら成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に、地域福祉計画に包含して「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、これらを一体的に取り組むものです。

3 成年後見制度の現状

(1) 成年後見関係事件の申立件数

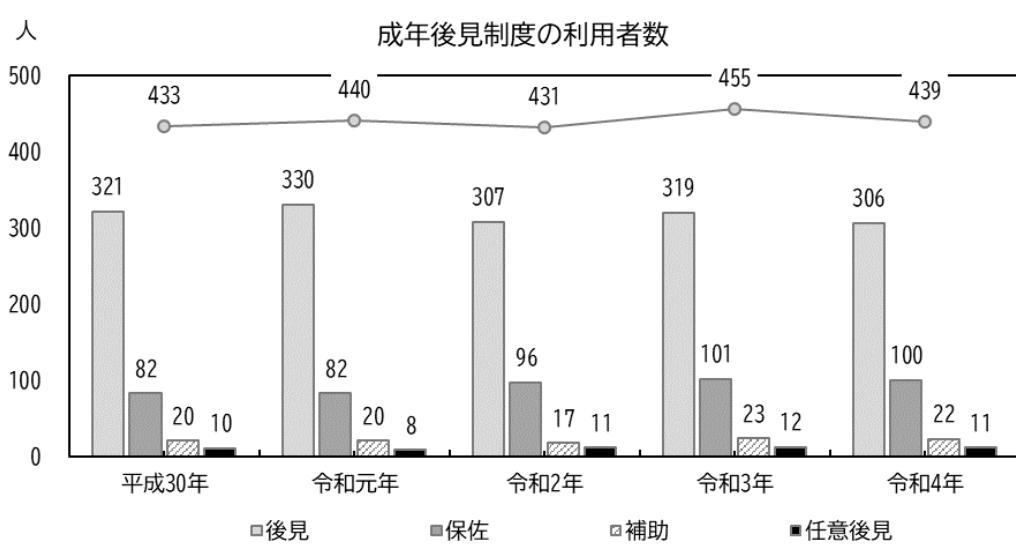
調布市の成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の申立件数は、毎年、60～90件程度となっています。



※本資料の数値は東京家裁集計に基づく概数です。 資料：東京家庭裁判所（各年1月～12月）

(2) 成年後見制度の利用者数

調布市の成年後見制度の利用者数は、毎年、430～450人程度です。このうち、後見の利用者数が約70%と最も多く、次いで保佐の利用者数が約20%を占めています。

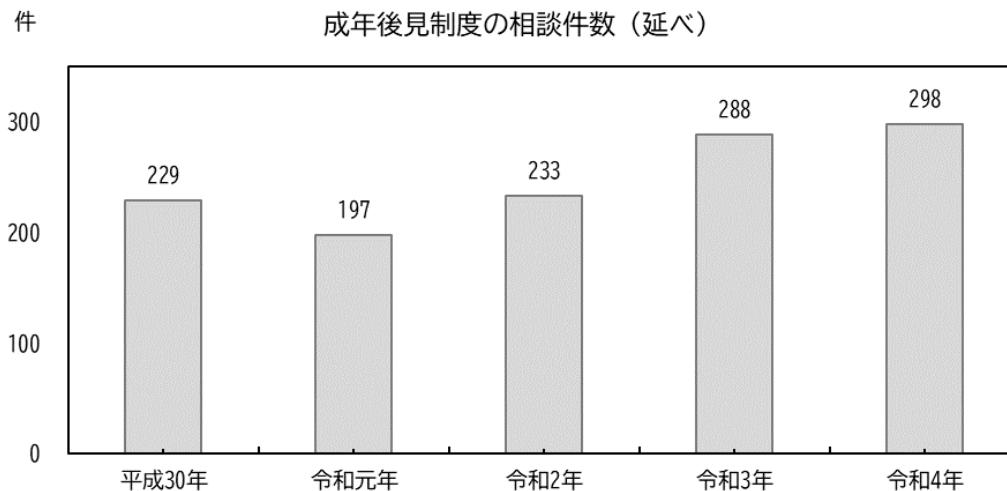


※本資料の数値は東京家裁集計に基づく概数です。 資料：東京家庭裁判所（各年12月31日現在）

なお、市民が利用している成年後見人等は、弁護士、司法書士、（本人の）子が比較的多くなっています。平成30年以降は、その他法人の利用も一定数みられます。

(3) 成年後見制度の相談件数

令和元年から令和4年にかけて、相談件数（延べ）は増加傾向にあります。

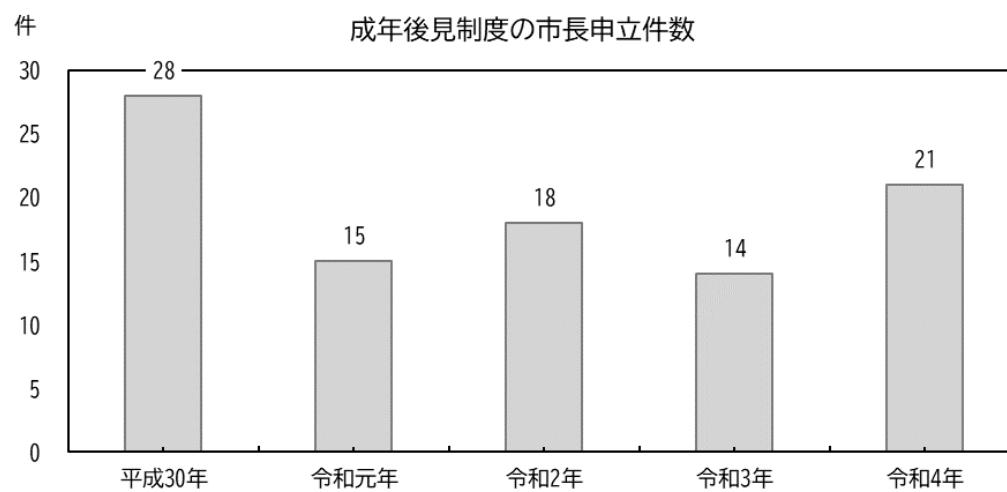


※福祉健康部福祉総務課に配置している調布市高齢者・障害者福祉相談員による延べ相談件数

資料：福祉総務課（各年1月～12月）

(4) 成年後見制度の市長申立件数

令和元年から令和4年にかけて、20件前後で推移しています。



資料：福祉総務課（各年1月～12月）

※市長申立て：成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、本人や親族が家庭裁判所に成年後見等開始の審判申立てを行うことが難しい場合等、特に必要があるときに市町村長（首長）が申立てを行う仕組みのこと。

4 振り返りと主な課題

調布市は、多摩南部成年後見センターを共同運営する5市（調布市、日野市、狛江市、多摩市及び稻城市）の協働で、令和元年度に共通計画となる「調布市、日野市、狛江市、多摩市、稻城市成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。また、令和2年度には、この共通計画の目標の実現に向けた調布市が実現すべき取組を「調布市、日野市、狛江市、多摩市、稻城市成年後見制度利用促進基本計画 調布市の取組」として策定しました。

これらの計画において掲げた5つの基本目標に関連する取組について、主な成果や事業実施の視点から課題を整理しました。

(主な取組)		
(1) 広報の充実	(2) 相談支援の充実	(3) 利用者がメリットを実感できる成年後見制度の運用
(4) 後見人等への支援の充実	(5) 地域連携ネットワークの整備	

(主な成果)
<ul style="list-style-type: none"> ● ホームページ等で、成年後見制度等について周知するとともに、制度の内容をわかりやすく紹介した市民向けのリーフレットを作成し、関係機関等へ配布した。 ● 成年後見制度についての相談の場として、専門職団体との共催による無料の成年後見相談会を実施した。 ● 有資格の相談員を配置することにより、権利擁護に関する幅広い相談を受け付けた。 ● 法人後見（多摩南部成年後見センター）、専門職の紹介制度、市民後見人の活用などによる適切な後見人等候補者の推薦、選任への取組を行った。 ● 多摩南部成年後見センターの市民後見人養成講座を通じて市民後見人の育成を行った。 ● 関係各課や関係機関等との連携により相談者へのチーム支援を行った。 ● 地域連携ネットワークにおける中核機関の取組として、関係各課や多摩南部成年後見センターとの間で連携を図った。

(主な課題)

- 必要な人に情報が届くよう、より一層の工夫が必要である。
- 対象者の課題や目的、意向を踏まえて、状況に応じて寄り添いながら受け止めることで、必要な支援へとつなげていく必要がある。
- 多摩南部成年後見センターや市民後見人の活用、専門職との連携により、対象者の状況に応じた適切な権利擁護支援に取り組む必要がある。
- 多機関協働による包括的な支援を行う中で、チーム支援に取り組む必要がある。
- 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に向けて、行政、専門職団体、関係機関等との連携により、体制の整備を進める必要がある。

5 基本方針

調布市成年後見制度利用促進基本計画は、調布市の現状と課題、そして、高齢化が進む調布市の将来を見据える中で、地域共生社会の充実に向けた権利擁護支援を推進するため、基本方針を以下のとおり定めました。

基本方針1 権利擁護に関する相談支援の充実

基本方針2 成年後見制度の適切な利用促進

基本方針3 後見人等の活躍支援・育成

基本方針4 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

6 基本方針に基づく取組

基本方針Ⅰ 権利擁護に関する相談支援の充実



基本方針の方向

権利擁護支援や成年後見制度の一層の周知とともに、権利擁護支援を必要とする人が早期に適切な相談支援機関につながるように関係機関と連携して取り組みます。

具体的な取組

取組【◎重点的な取組】	概要	担当課
成年後見制度・権利擁護制度の広報の充実	多様な課題を抱えた市民が適切なサポートを受けられるように、市報、ホームページ、SNS、パンフレット、関係機関の相談窓口等の様々な媒体を通じて権利擁護支援や成年後見制度に関する広報、啓発活動を行います。	福祉総務課
◎権利擁護等に関する相談窓口の設置等	成年後見制度・権利擁護支援の窓口である「利用者サポート相談」に専門の相談員を配置し、相談支援の充実や、関係各課、関係機関との連携による支援等を実施します。	福祉総務課
権利擁護支援の必要な人を発見するアウトリーチ体制の強化	地域福祉コーディネーター事業、地域包括支援センター、障害福祉の相談支援機関、見守りネットワーク事業などの推進により、権利擁護支援の必要な人を支援につなげます。 また、各関係機関の特性に応じてアウトリーチ（積極的な働きかけ）等を行うことにより、成年後見制度・権利擁護支援を必要とする方で、自ら相談することが難しい方の存在の発掘に努め、適切な相談支援機関の支援につなげます。	福祉総務課

取組【◎重点的な取組】	概要	担当課
多機関連携による早期の段階からの支援の実施	<p>市、調布市社会福祉協議会（ちょうふ地域福祉権利擁護センター）、多摩南部成年後見センター、地域包括支援センター、障害者の相談支援機関などの各機関の取組と、多機関連携による支援の充実を図ります。</p> <p>また、こうした連携を通じて、権利擁護支援や成年後見に関する相談支援など、幅広い視点で、制度利用の必要性の検討等の支援の充実を図ります。</p>	福祉総務課 生活福祉課 高齢福祉担当 障害福祉課

基本方針2 成年後見制度の適切な利用促進



基本方針の方向

多摩南部成年後見センターの運営や、成年後見人等への報酬助成などを実施し、対象者にとって適切な後見人等候補者の推薦、選任に努めます。

また、幅広い視点から意思決定支援の在り方を検討し、「本人の意思決定」を重視した権利擁護支援や成年後見制度の利用促進を図るとともに、金銭の管理手続や保証人機能の支援など、様々な取組を通じて、対象者の状況に応じた支援を実施します。

具体的な取組

取組【◎重点的な取組】	概要	担当課
◎多摩南部成年後見センターの運営	調布市、日野市、狛江市、多摩市及び稲城市の5市で多摩南部成年後見センターを共同運営し、セーフティネットとして、親族などの身寄りがない方や経済的な理由により成年後見制度を利用することが困難な方に、法人後見を提供します。	福祉総務課
成年後見人等への報酬助成の実施	成年後見制度を利用しやすくするため、低所得の高齢者・障害者・生活保護法に基づく被保護者等に対し、成年後見人等への報酬助成を適切に実施します。	生活福祉課 高齢福祉担当 障害福祉課

取組【◎重点的な取組】	概要	担当課
適切な制度の運用	<p>利用者の意思を尊重した適切な制度支援を行うため、後見だけでなく、保佐・補助及び任意後見制度や、地域福祉権利擁護事業など、活用可能な制度、施策を広く周知し、</p> <p>また、「意思決定支援」の在り方について、国や東京都の動向、先進的な取組等を踏まえて検討します。</p>	福祉総務課 生活福祉課 高齢福祉担当 障害福祉課
あんしん未来支援事業	十分な判断能力があるうちに支援方法を決めておき、必要な時に金銭の管理や手続き、保証人機能などの支援を行うあんしん未来支援事業を実施します。	高齢福祉担当

基本方針3 後見人等への活躍支援・育成



基本方針の方向

多摩南部成年後見センターや専門職団体等と連携し、後見人等への活動の支援や成年後見制度の担い手の養成等を行います。

具体的な取組

取組【◎重点的な取組】	概要	担当課
◎市民後見人の養成	調布市、日野市、狛江市、多摩市及び稲城市の5市連携による多摩南部成年後見センターを活用した市民後見人の養成や研修会の開催等を行い、成年後見制度の担い手の養成等を図ります。	福祉総務課
成年後見相談会の実施	親族後見人や後見制度を利用している、又は利用しようと考えている方やその家族に対し、専門職団体、調布市社会福祉協議会、多摩南部成年後見センターと連携して、成年後見相談会を実施します。	福祉総務課
親族後見人等への支援の充実	成年後見制度、権利擁護の窓口である「利用者サポート相談」に専門の相談員を配置するなど、本人や親族等による申立て支援の充実を図ります。 また、多摩南部成年後見センターや専門職団体、家庭裁判所とも連携を図りながら、「チーム」支援の一環として、必要に応じて、親族後見人に対してモニタリング・バックアップできる体制整備に向けた取組を検討します。	福祉総務課

基本方針4 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進



基本方針の方向

調布市と多摩南部成年後見センターが連携して中核機関としての機能を果たし、協議会の運営、チームによる支援体制の構築を図ることにより、権利擁護支援や成年後見制度の利用が必要な人につなげる地域連携のネットワークづくりを推進します。

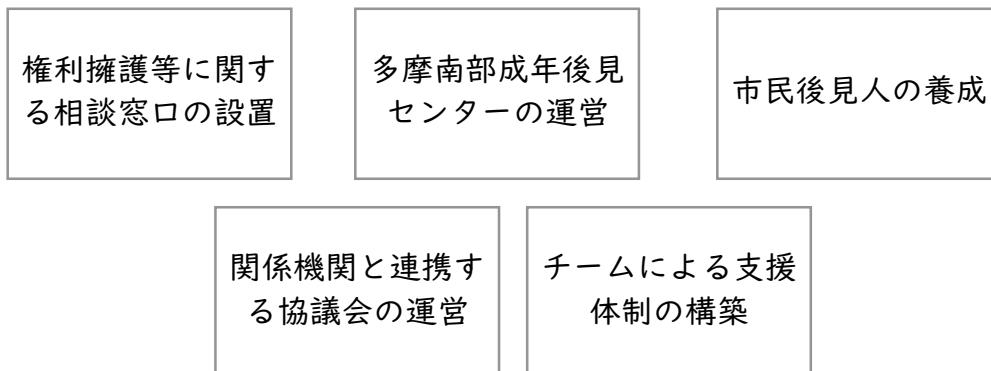
具体的な取組

取組【◎重点的な取組】	概要	担当課
中核機関の運営	<p>調布市の中核機関としては、福祉総務課、高齢者支援室、障害福祉課、生活福祉課が一次相談窓口を担い、広域の中核機関の役割（二次相談窓口）は多摩南部成年後見センターが担います。</p> <p>権利擁護支援に関する4つの機能（広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能）については、調布市と多摩南部成年後見センターが分担し、段階的・計画的に強化を図ります。</p> <p>また、広域、市域における東京家庭裁判所との連携の在り方について検討を行います。</p>	福祉総務課 生活福祉課 高齢福祉担当 障害福祉課
◎関係機関と連携する協議会の運営	法律や福祉の専門職団体や関係機関等で組織し、権利擁護支援や成年後見制度に関わる取組や課題などの報告や検討を行い、関係機関の連携と情報共有等を図ります。	福祉総務課

取組【◎重点的な取組】	概要	担当課
◎チームによる支援体制の構築	後見人と福祉・医療等の関係機関等が「チーム」となって、権利擁護が必要な方を支援する体制づくりを推進します。	福祉総務課 生活福祉課 高齢福祉担当 障害福祉課
権利擁護連絡会の開催	調布市の権利擁護への取組を推進していくために、市内で権利擁護に携わる関係機関が連携し、権利擁護に関する相談支援が円滑に行われるよう、情報の共有と資質の向上を図ることを目的として開催します。	高齢福祉担当
地域福祉権利擁護事業の実施と成年後見制度への円滑な移行支援	判断能力が十分でないため、権利侵害を受けやすい高齢者や障害者等の権利を擁護し、福祉サービスの利用援助により、安心して自立した地域生活を送れるよう支援する地域福祉権利擁護事業を実施します。 また、地域福祉権利擁護事業から、成年後見制度利用への移行が円滑に行われるよう、地域の相談窓口の機能の強化のほか、情報共有や事例検討など、関係機関との連携強化に努めます。	調布市社会福祉協議会 福祉総務課

7 重点的な取組

権利擁護支援の取組のうち、重点的に推進する取組は以下のとおりです。これらの取組は、計画期間における目標を定めて、着実な推進に努めます。



事業名	権利擁護等に関する相談窓口の設置等
担当課	福祉総務課
概要	成年後見制度、権利擁護支援の窓口である「利用者サポート相談」に専門の相談員を配置し、相談支援の充実や、関係各課、関係機関との連携による支援等を実施します。
今後の目標 (令和6～11年度)	引き続き専門の相談員を配置し、制度利用者や支援者に対する相談支援を行います。

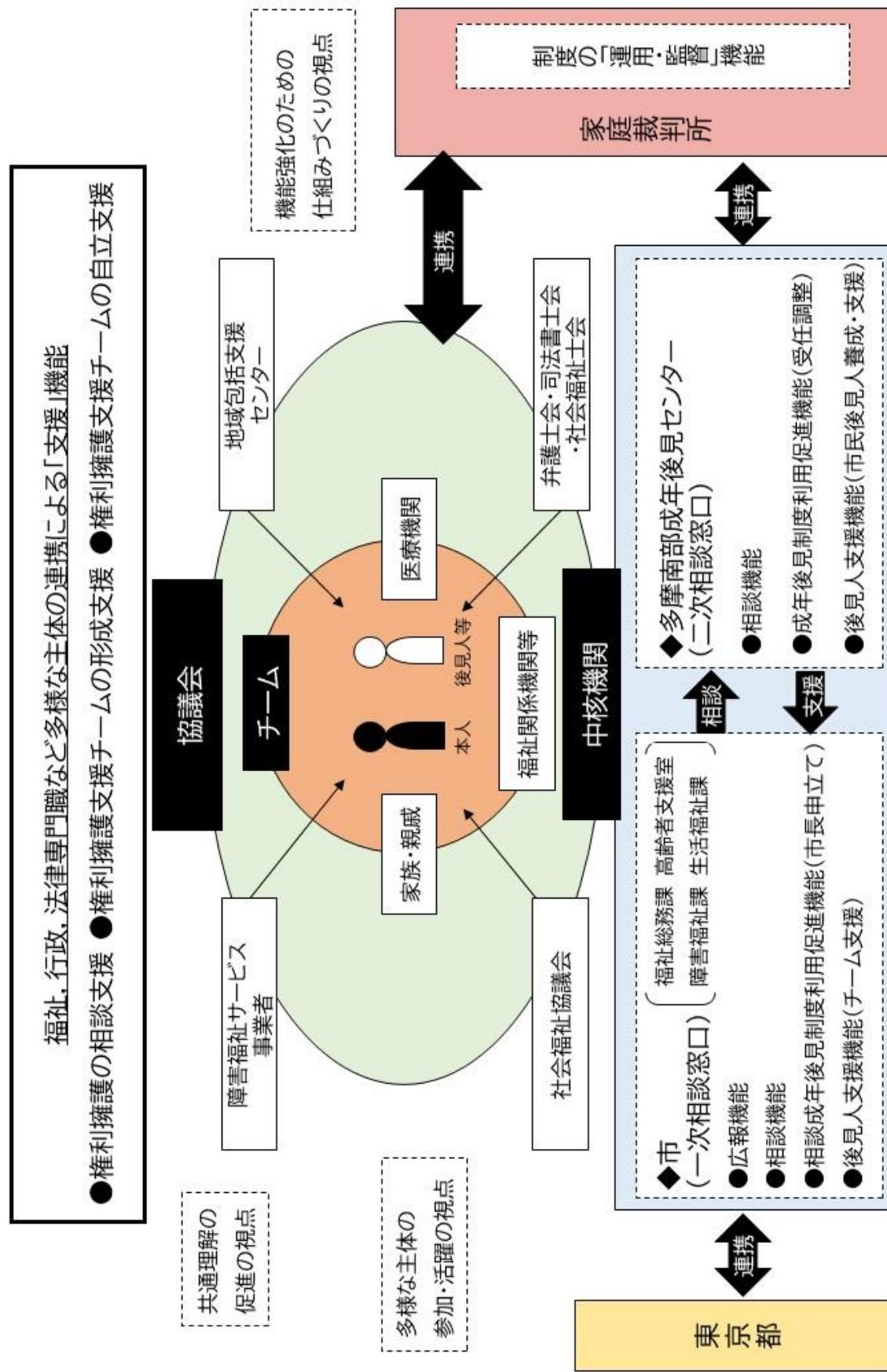
事業名	多摩南部成年後見センターの運営
担当課	福祉総務課
概要	調布市、日野市、狛江市、多摩市及び稲城市の5市で多摩南部成年後見センターを共同運営し、セーフティネットとして、親族などの身寄りがない方や経済的な理由により成年後見制度を利用することが困難な方に、法人後見を提供します。
今後の目標 (令和6～11年度)	セーフティネットとして法人後見の充実を図るとともに、広域の中核機関としての機能の充実を図ります。

事業名	市民後見人の養成
担当課	福祉総務課
概要	調布市、日野市、狛江市、多摩市及び稲城市の5市連携による多摩南部成年後見センターを活用した市民後見人の養成や研修会の開催等を行い、成年後見制度の担い手の養成等を図ります。
今後の目標 (令和6～11年度)	多摩南部成年後見センターを共同運営する5市及び同センター連携の下、引き続き、市民後見人の養成等を実施するとともに、その活躍の場を広げる支援を行います。

事業名	関係機関と連携する協議会の運営
担当課	福祉総務課
概要	法律や福祉の専門職団体や関係機関等で組織し、権利擁護支援や成年後見制度に関する取組や課題などの報告や検討を行い、関係機関の連携と情報共有等を図ります。
今後の目標 (令和6～11年度)	協議会を定期開催し、「チームによる支援体制の構築」や「地域連携ネットワークの構築」に向けた関係機関の連携や情報共有を図ります。

事業名	チームによる支援体制の構築
担当課	福祉総務課、生活福祉課、高齢福祉担当、障害福祉課
概要	後見人と福祉・医療等の関係機関等が「チーム」となって、権利擁護が必要な方を支援する体制づくりを推進します。
今後の目標 (令和6～11年度)	多機関協働による包括的な支援体制の構築を推進することにより、成年後見や権利擁護の問題のみならず、複雑化・複合化した課題を抱えた個人や世帯を支援する体制の整備を進めます。

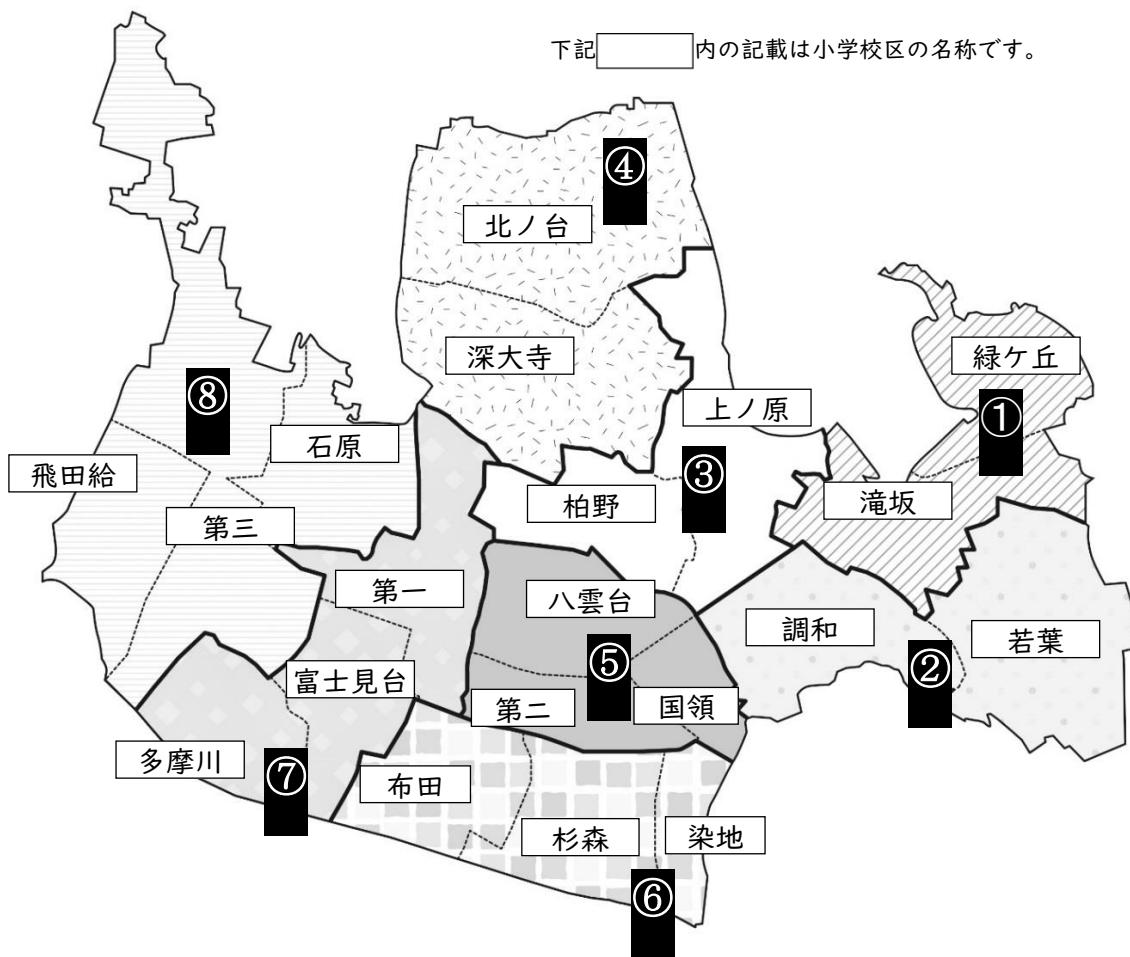
■権利擁護における地域連携イメージ図



第6章 8つの福祉圏域の取組

8つの福祉圏域ごとに、地域の特性、地域の居場所づくり（サードプレイス）に向けた住民懇談会意見をまとめました。

■ 8つの福祉圏域の地域区分



- | |
|--------------------|
| ① 緑ヶ丘・滝坂小学校地域 |
| ② 若葉・調和小学校地域 |
| ③ 上ノ原・柏野小学校地域 |
| ④ 北ノ台・深大寺小学校地域 |
| ⑤ 第二・八雲台・国領小学校地域 |
| ⑥ 染地・杉森・布田小学校地域 |
| ⑦ 第一・富士見台・多摩川小学校地域 |
| ⑧ 第三・石原・飛田給小学校地域 |

I 緑ヶ丘・滝坂小学校地域

■地域の紹介

この地域は、市の北東部に位置し、大規模な都営緑ヶ丘二丁目団地（都営仙川アパート）の建て替えが進んでいます。また、白百合女子大学やせんがわ劇場などの教育文化施設が立地するほか、仙川商店街などの商業施設の集積度も高く、にぎわいのある「芸術の街」が特徴です。

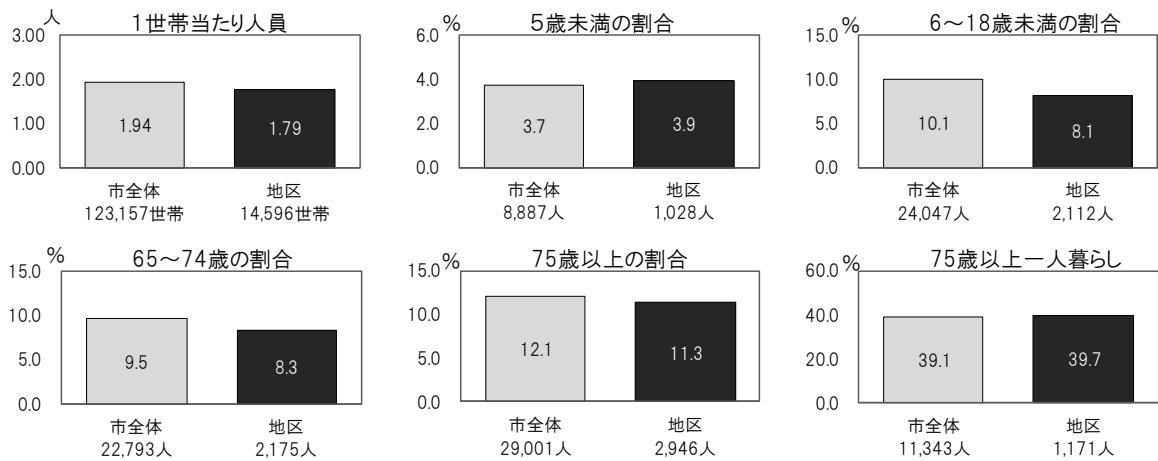
■地域活動・地域資源（令和●年●月●日現在）



人口・世帯	人口	26,081 人	世帯	14,596 世帯
組織・活動	自治会	23 箇所	ひだまりサロン	14 団体
	地区協議会	2 団体	民生委員・児童委員（注）	22 人
福祉施設	児童福祉施設	26 箇所	障害者(児)福祉施設	15 箇所
	高齢者・介護保険施設	7 箇所		
医療施設	病院・診療所	48 箇所	歯科医院	26 箇所

(注) 担当地区が複数の福祉圏域にまたがる場合は圏域毎に計上している

■人口構造（住民基本台帳 令和5年●月●日現在）



■地域特性を生かす地域福祉の取組

高齢者を中心とした地域活動や、子ども関係のネットワークなどの地域資源があるほか、常設の居場所を中心に多世代・多様な活動が行われている圏域です。今後は、こうした圏域の特性を生かしながら、多様な地域活動等の「見える化」を進めるとともに、地域活動の新たな担い手の確保に向け、地域交流活動につながる取組を支援し、誰もが活躍でき、居心地よく過ごせる地域づくりを目指します。

■地域の居場所（サードプレイス）づくりに向けた住民懇談会意見

住民懇談会テーマ	▼集まる・話せる空間・場所
『誰でも気軽に集まる・話せる 地域の「場所」や「時間」をふやそう』	<ul style="list-style-type: none"> インターネットやスマートフォンを誰もが使えるような場 公園やスーパー等、身近な既存の誰もが来られる場 誰もがリラックスでき、地域の情報も得られるような場 等
▼集まってできたらいいこと	▼知らせる・仲間をふやす方法
<ul style="list-style-type: none"> 双方向で学び合うことができ、win-winの関係になれる内容 見ているだけでも良いような、参加をしなくても良い 等 	<ul style="list-style-type: none"> まず行ってみる。「最初の一歩」が重要 コミュニティごとの広報紙 口コミ、声かけ（友人など）

2 若葉・調和小学校地域

■地域の紹介

この地域は、市の南東部に位置し、大規模な神代団地（UR賃貸住宅）、桐朋学園、武者小路実篤記念館、市民大町スポーツセンター、調和小学校内の室内プールなどがあります。入間町周辺地区は、武蔵野の面影を残す国分寺崖線や野川沿いの水辺空間のある自然豊かな環境を形成しています。

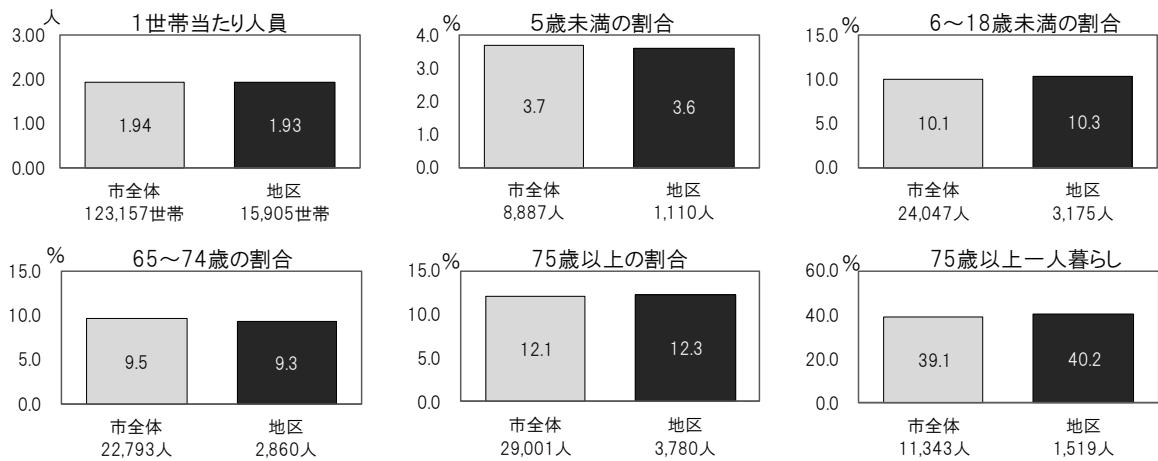
■地域活動・地域資源（令和●年●月●日現在）



人口・世帯	人口	30,749人	世帯	15,905世帯
組織・活動	自治会	30箇所	ひだまりサロン	7団体
	地区協議会	2団体	民生委員・児童委員（注）	23人
福祉施設	児童福祉施設	15箇所	障害者(児)福祉施設	2箇所
	高齢者・介護保険施設	7箇所		
医療施設	病院・診療所	11箇所	歯科医院	5箇所

（注）担当地区が複数の福祉圏域にまたがる場合は圏域毎に計上している

■人口構造（住民基本台帳 令和5年1月1日現在）



■地域特性を生かす地域福祉の取組

子育て世代等の転入により人口が増加しており、子どもから高齢者まで幅広い地域活動がある圏域です。今後は、地域の文化や自然を生かしながら、子どもの居場所づくり等、多世代交流につながる地域活動を支援し、住民同士の支え合いによる安全・安心な地域づくりを目指します。

■地域の居場所（サードプレイス）づくりに向けた住民懇談会意見

地域住民の意見	▼集まる・話せる空間・場所
住民懇談会テーマ 『誰でも気軽に集まる・話せる 地域の「場所」や「時間」をふやそう』	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場やショッピングセンター等の民間施設 バリアフリーに配慮された空間 公共施設 ネット環境を利用できる場
▼集まってできたらいいこと <ul style="list-style-type: none"> ボードゲームがある 飲食・飲酒などができると良い 趣味、スポーツの活動 バザーや祭り、遊び等 どのような世代でも行きやすいこと 	▼知らせる・仲間をふやす方法 <ul style="list-style-type: none"> SNS チラシ類 口コミ 等

3 上ノ原・柏野小学校地域

■地域の紹介

この地域は、野川が流れ、里山や水辺の環境が保全されており、田園風景も残る地域です。また、集合住宅や戸建て住宅が増えており、子育て世帯の流入などもみられます。

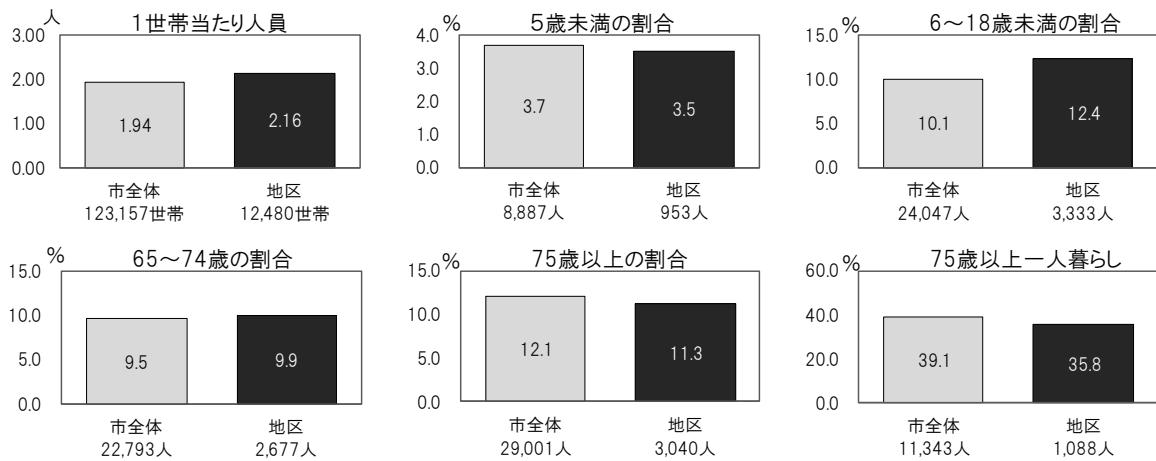
■地域活動・地域資源（令和●年●月●日現在）



人口・世帯	人口	26,962 人	世帯	12,480 世帯
組織・活動	自治会	44 箇所	ひだまりサロン	6 団体
	地区協議会	2 団体	民生委員・児童委員（注）	19 人
福祉施設	児童福祉施設	14 箇所	障害者(児)福祉施設	2 箇所
	高齢者・介護保険施設	4 箇所		
医療施設	病院・診療所	6 箇所	歯科医院	5 箇所

(注) 担当地区が複数の福祉圏域にまたがる場合は圏域毎に計上している

■人口構造（住民基本台帳 令和5年1月1日現在）



■地域特性を生かす地域福祉の取組

比較的若い世代が多い地域である一方で、ボランティアによる地域活動においては、高齢化による担い手不足の課題があります。今後は、野川等の豊かな自然を生かしながら、若い世代が地域と触れ合うきっかけづくりにつながる活動を支援し、多くの世代がつながり、地域に愛着を持ってみんなが安心して暮らせる地域づくりを目指します。

■地域の居場所（サードプレイス）づくりに向けた住民懇談会意見

地域住民の意見	▼集まる・話せる空間・場所
住民懇談会テーマ 『誰でも気軽に集まる・話せる 地域の「場所」や「時間」をふやそう』	<ul style="list-style-type: none"> ● 公民館、児童館、公園等の公共施設 ● 民間施設として寺社仏閣、飲食店 ● 企業との協働によるスペース活用等
▼集まってできたらいいこと <ul style="list-style-type: none"> ● まちめぐりや地図作りなど地域を知る内容や勉強会 ● 体操、スポーツ、趣味活動 ● 多世代が交流でき、気楽に集まれる場等 	▼知らせる・仲間をふやす方法 <ul style="list-style-type: none"> ● 紙による広報やデジタルの活用 ● 地域協議会、民生委員、参加者同士のつながりを活用した情報発信等

4 北ノ台・深大寺小学校地域

■地域の紹介

この地域は、武蔵野段丘と断崖により、自然樹林が広がる緑豊かな住宅市街地が形成されています。都立神代植物公園や国宝に指定された白鳳仏のある深大寺があり、世代を問わず、多くの人が訪れています。

令和4年5月、地域の北部（三鷹市との境界近く）にふじみ交流プラザと民間商業施設B R A N C H（ブランチ）調布がオープンし、市内外の人々の憩いの場や高齢者の社会参加・生きがいづくり、健康づくりの拠点となっています。

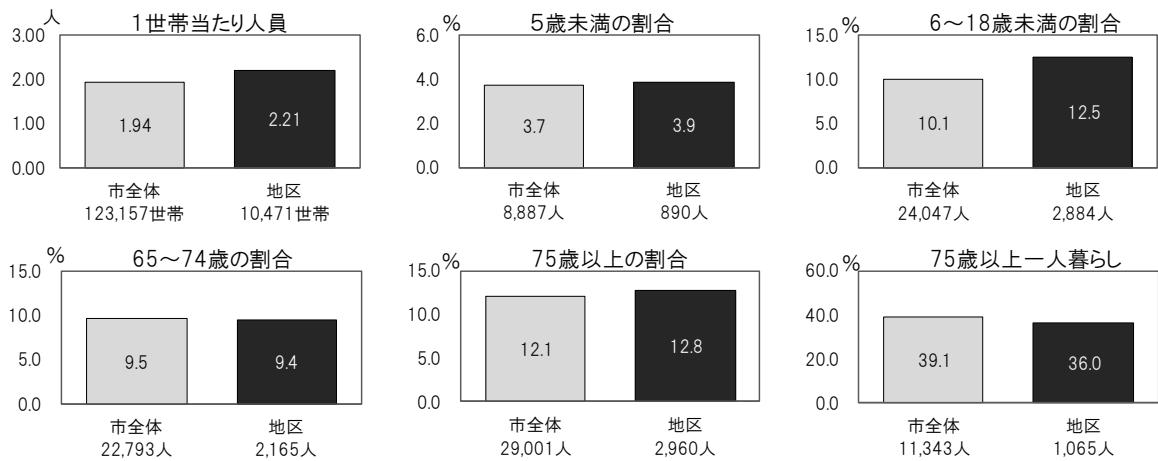
■地域活動・地域資源（令和●年●月●日現在）



人口・世帯	人口	23,106人	世帯	10,471世帯
組織・活動	自治会	20箇所	ひだまりサロン	6団体
	地区協議会	1団体	民生委員・児童委員（注）	17人
福祉施設	児童福祉施設	11箇所	障害者(児)福祉施設	5箇所
	高齢者・介護保険施設	10箇所		
医療施設	病院・診療所	5箇所	歯科医院	2箇所

（注）担当地区が複数の福祉圏域にまたがる場合は圏域毎に計上している

■人口構造（住民基本台帳 令和5年1月1日現在）



■地域特性を生かす地域福祉の取組

この地域に長く暮らしている世帯が多い一方で、近年、子育て世代の転入が増えている圏域です。今後は、都立神代植物園をはじめとする豊かな自然や、深大寺や神社を中心としたお祭りなど、多様な地域資源を生かしながら、転入世帯を含めた地域におけるつながりや支え合いの仕組みづくりに向けた取組を進めます。

■地域の居場所（サードプレイス）づくりに向けた住民懇談会意見

地域住民の意見

住民懇談会テーマ

『誰でも気軽に集まる・話せる

地域の「場所」や「時間」をふやそう』



▼集まる・話せる空間・場所

- 空き家、空き店舗、休耕地や田畠の活用
- 銭湯、寺社仏閣
- 飲食店等との協力
- 公共施設

▼集まってできたらいいこと

- 古地図の活用やまち歩き等の散歩
- 認知症や障害児がスタッフとなる食堂・カフェ等多様な人たちがお話しできる場
- 娯楽・運動
- キャンプや星空観賞、ヨガ等、一人でも楽しめる内容 等

▼知らせる・仲間をふやす方法

- 回覧や掲示板、チラシ等の紙媒体
- コンビニや銭湯等の地域店舗へのチラシ配架
- 学校や子ども会の活用
- SNSの活用 等

5 第二・八雲台・国領小学校地域

■地域の紹介

この地域は、国領小学校に近接する大規模集合住宅（都営調布くすのきアパート）にはひとり暮らし高齢者も多く暮らしています。市の中央部であり、子ども家庭支援センター、児童福祉や高齢者福祉施設、複数のふれあいの家も設置されています。

京王線国領駅に隣接する市民プラザあくろすは男女共同参画推進センター、産業労働支援センター及び市民活動支援センターがあり、市民活動の拠点となっています。

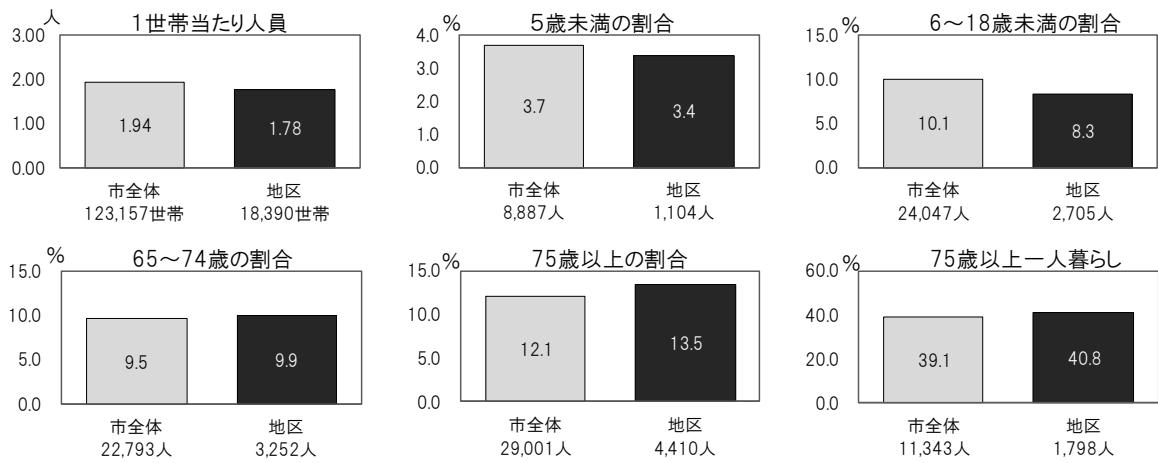
■地域活動・地域資源（令和●年●月●日現在）



人口・世帯	人口	32,761人	世帯	18,390世帯
組織・活動	自治会	48箇所	ひだまりサロン	13団体
	地区協議会	2団体	民生委員・児童委員（注）	23人
福祉施設	児童福祉施設	29箇所	障害者(児)福祉施設	23箇所
	高齢者・介護保険施設	11箇所		
医療施設	病院・診療所	30箇所	歯科医院	17箇所

（注）担当地区が複数の福祉圏域にまたがる場合は圏域毎に計上している

■人口構造（住民基本台帳 令和5年1月1日現在）



■地域特性を生かす地域福祉の取組

比較的駅から近く生活に便利な立地から、多様な地域資源があるほか、大規模集合住宅や戸建住宅群など、幅広い年齢層の住民が暮らしている圏域です。今後は、地域活動に若い世代を巻き込んでいくため、多世代交流につながる取組を支援し、地域における自然なつながりを大切にしながら、多様な立場の人が互いに理解し、支え合う地域づくりを目指します。

■地域の居場所（サードプレイス）づくりに向けた住民懇談会意見

地域住民の意見	▼集まる・話せる空間・場所
住民懇談会テーマ 『誰でも気軽に集まる・話せる 地域の「場所」や「時間」をふやそう』	<ul style="list-style-type: none"> 多摩川や公園等、屋外の良いところの活用 大学等の教育施設 人が流れる・不特定の人がいて良いような駅前広場やスーパー 公共施設・空き家の活用 等
▼集まってできたらいいこと <ul style="list-style-type: none"> 運動・食事 趣味や遊びの場 気分転換や好きな話ができる場 子どもの宿題を見る場 サロンで相談ができる場 等 	▼知らせる・仲間をふやす方法 <ul style="list-style-type: none"> 口コミ、掲示、ラジオ・ケーブルテレビやSNS等の活用 公共施設でのチラシ配架 自治会やサロン、リタイア後のサークル等のコミュニティの活用 等

6 染地・杉森・布田小学校地域

■地域の紹介

この地域は、市の中央南部に位置し、地域の南側を流れる多摩川の河川敷や土手では、野球、サッカー、サイクリングをする人、散歩や花見をする人、のんびりと過ごす家族などがみられ、人々のふれあい、交流、楽しみを生み出す環境となっています。また、ひだまりサロンが数多く活動しています。

多摩川沿いに大規模な多摩川住宅（東京都住宅供給公社）があり、多摩川住宅街づくり協議会が設立され、多世代が住み続けられる魅力づくりに取り組んでいます。多摩川住宅は竣工後50年を経過しているため、段階的な建て替えが計画されています。

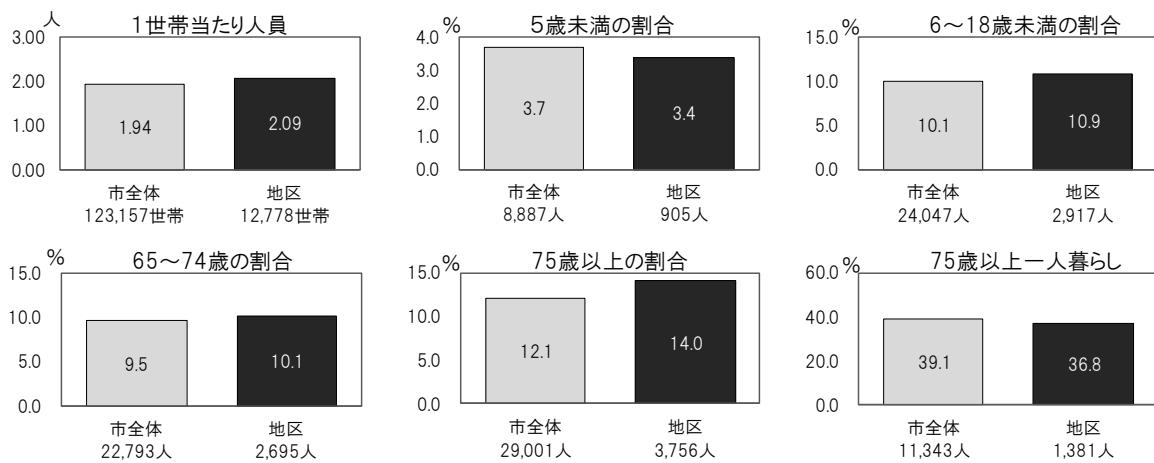
■地域活動・地域資源（令和●年●月●日現在）



人口・世帯	人口	26,739人	世帯	12,778世帯
組織・活動	自治会	31箇所	ひだまりサロン	16団体
	地区協議会	3団体	民生委員・児童委員（注）	14人
福祉施設	児童福祉施設	16箇所	障害者(児)福祉施設	10箇所
	高齢者・介護保険施設	8箇所		
医療施設	病院・診療所	10箇所	歯科医院	1箇所

（注）担当地区が複数の福祉圏域にまたがる場合は圏域毎に計上している

■人口構造（住民基本台帳 令和5年1月1日現在）



■地域特性を生かす地域福祉の取組

高齢化率が高い一方、若い世代も参加する小学校単位でのお祭り等のイベントが多く、多世代のつながりも生まれています。今後は、自治会やひだまりサロン、お祭り等の既存の地域資源を生かしながら、地域における日常の支え合いの関係づくりにつながる活動を支援し、困った時や不安な時に支え合い、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指します。

■地域の居場所（サードプレイス）づくりに向けた住民懇談会意見

地域住民の意見	▼集まる・話せる空間・場所
住民懇談会テーマ 『誰でも気軽に集まる・話せる 地域の「場所」や「時間」をふやそう』	<ul style="list-style-type: none"> 柔軟に活用でき、誰でも入れる、初めの一歩目が出しやすい雰囲気の場所 小中学校、地域福祉センター、カフェ等の活用 様子が確認でき、ユニバーサルデザインとなっている場 多摩川河川敷 オンラインの場 等
▼集まってきたらいいこと <ul style="list-style-type: none"> スポーツ観戦や体験活動、相互に学べる活動 親子が自己肯定感を高める場 おしゃべりできる場 インターネット等のICT活用を教えてくれる人、話をゆっくり聞いてくれる人がその場に居てほしい 	▼知らせる・仲間をふやす方法 <ul style="list-style-type: none"> SNSやホームページ、チラシや掲示板活用、口コミ等 普段の付き合いを大切にすること、 小中学校等、子ども関係を巻き込むこと 事前申し込みを不要にする 等

7 第一・富士見台・多摩川小学校地域

■地域の紹介

この地域は、市の中央西部に位置し、調布駅周辺には市役所（行政機能）、文化会館たづくり、総合福祉センター（京王多摩川駅周辺地区に移転予定）等の公共施設、多くの商業施設が集積しています。地域に立地する電気通信大学とは平成15年から相互友好協力協定（＊⁴）を締結し、文化、教育、学術、スポーツ等の分野で相互発展を図る取組を行っています。

■地域活動・地域資源（令和●年●月●日現在）

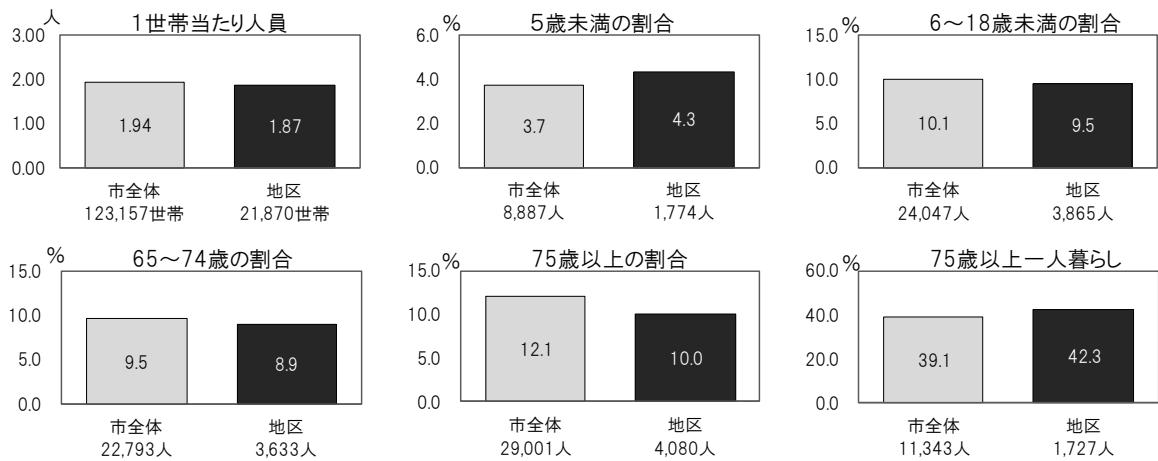


人口・世帯	人口	40,810人	世帯	21,870世帯
組織・活動	自治会	49箇所	ひだまりサロン	12団体
	地区協議会	3団体	民生委員・児童委員（注）	27人
福祉施設	児童福祉施設	30箇所	障害者(児)福祉施設	29箇所
	高齢者・介護保険施設	9箇所		
医療施設	病院・診療所	36箇所	歯科医院	35箇所

(注) 担当地区が複数の福祉圏域にまたがる場合は圏域毎に計上している

*⁴ 相互友好協力協定締結大学（令和3年度現在）は、電気通信大学、明治大学、桐朋学園（桐朋学園大学・桐朋学園芸術短期大学）、白百合女子大学、東京外国语大学、東京慈恵会医科大学、ルーテル学院大学（締結順）。（出典：調布市ホームページ）

■人口構造（住民基本台帳 令和5年1月1日現在）



■地域特性を生かす地域福祉の取組

市内でも高齢化率が低く若い世代が多い一方で、若い世代は人口の流動が激しく、地域のつながりが形成されにくいという課題があります。今後は、多世代が一緒に地域を創っていくため、必要な情報が必要な人に届くよう、多様な地域活動を支援し、人と人とのつながり、ちょっとした手伝いがお互いにできる地域づくりを目指します。

■地域の居場所（サードプレイス）づくりに向けた住民懇談会意見

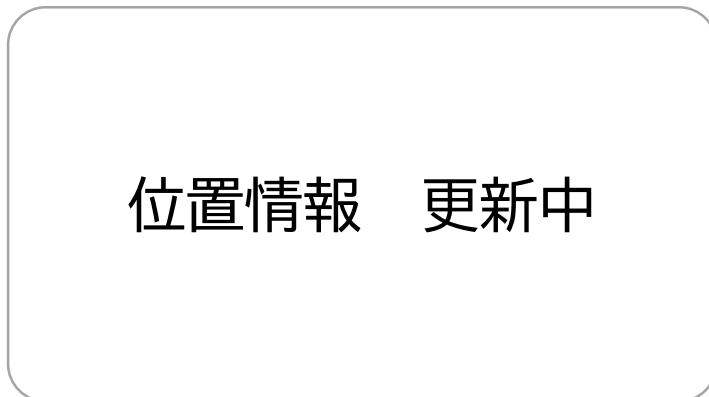
地域住民の意見	▼集まる・話せる空間・場所
住民懇談会テーマ 『誰でも気軽に集まる・話せる 地域の「場所」や「時間」をふやそう』	<ul style="list-style-type: none"> ● 広場や空きスペースにテーブルやベンチを置いて活用すること ● 空き家の活用、短時間で行ける場所、 ● 公園や多摩川等、自然を感じられる場
▼集まってできたらいいこと	▼知らせる・仲間をふやす方法
<ul style="list-style-type: none"> ● 趣味活動、情報交流交換、多世代や親子が交流できる場所 ● スマホ・料理教室やワークショップ等の学び、飲食できる場 ● ちょっとした困り事の相談ができる場等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市報や公民館等へのチラシ配架 ● かかりわりのある病院、保育園、自治会等の各組織の活用 ● ロコモ、SNSの活用等

8 第三・石原・飛田給小学校地域

■地域の紹介

この地域は、市の西部に位置し、国内外のスポーツイベントも開催される東京スタジアム、武蔵野の森総合スポーツプラザ、都立野川公園等があり、国内外から多くの人が訪れています。また、調布市青少年ステーションCAPSも立地しています。

■ 地域活動・地域資源（令和●年●月●日現在）



位置情報 更新中



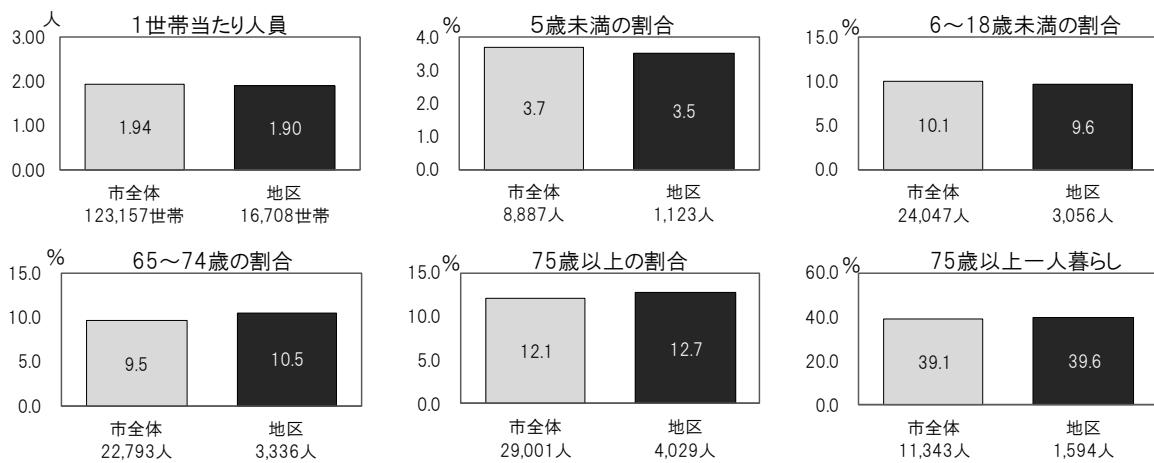
人口・世帯	人口	31,816 人	世帯	16,708 世帯
組織・活動	自治会	81 箇所	ひだまりサロン	18 団体
	地区協議会	3 団体	民生委員・児童委員（注）	23 人
福祉施設	児童福祉施設	26 箇所	障害者(児)福祉施設	34 箇所
	高齢者・介護保険施設	11 箇所		
医療施設	病院・診療所	19 箇所	歯科医院	10 箇所

(注) 担当地区が複数の福祉圏域にまたがる場合は圏域毎に計上している

音声
コード

音声
コード

■人口構造（住民基本台帳 令和5年1月1日現在）



■地域特性を生かす地域福祉の取組

自治会が多く、地区協議会等の地域活動も活発な地域です。また、子どもに関わる福祉施設が多く、子どもへの関心が強く、関連した取組が行われているエリアがあります。今後は、情報発信の方法を工夫したり、お祭り等のイベントに参加してもらえるよう働きかけを行い、あらゆる世代が地域活動に参加するきっかけとなる活動を支援し、地域のつながりの中で多様性を理解し、お互いを尊重し合い、誰もが楽しく住みやすい地域づくりを目指します。

■地域の居場所（サードプレイス）づくりに向けた住民懇談会意見

地域住民の意見

住民懇談会テーマ

『誰でも気軽に集まる・話せる

地域の「場所」や「時間」をふやそう』



▼集まつてできたらいいこと

- 防災に関する訓練やまち歩き
- 世代や障害の有無を越えて相互理解ができる場
- 映画や演奏、ダンスなどの好きな活動を行える楽しい場
- 相談できる場 等

▼集まる・話せる空間・場所

- 障害の有無にかかわらず、誰もがいつでも集まることができる場
- 公共施設や店舗の一部開放
- 河原や畠、公園などの屋外 等

▼知らせる・仲間をふやす方法

- ユニバーサルデザイン等、誰もが安心して参加できる場であることを周知する
- 口コミ、紙媒体、SNS
- 友人、地域包括支援センターの職員、民生児童委員等の信頼できる関係性から情報を伝えること
- ひきこもり、子育て中の親、障害者等、外に出る機会が少ない人に来てほしい

(白紙ページ)

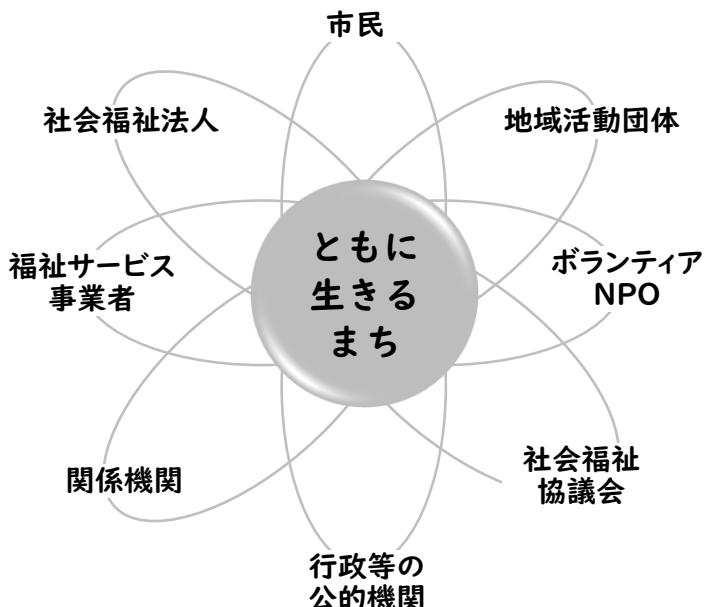
音声
コード

音声
コード

第7章 計画の推進に向けて

I 協働による計画の推進

地域で生活している市民一人ひとりが地域福祉の主役です。地域で活動する市民や団体等の様々な地域福祉の担い手と力を合わせ、「自助、互助、共助、公助」の重層的な取組を推進していきます。



☆市民

あいさつ、声かけ、趣味、SNSなど、自分らしい方法で、身近な地域における交流を深めることが大切です。

☆地域活動団体

自治会や民生委員・児童委員などの地域で活動する団体は、把握した地域課題を地域の中で解決するために様々な関係機関と連携することが重要です。

☆社会福祉法人

様々な分野における生活支援や、将来的に支援を必要とする可能性がある人への予防的な支援など、公益的な取組の実践による地域社会への貢献が期待されます。

☆ボランティア、NPO

市内外の知見とネットワークを生かした活動をとおして、地域福祉に貢献する活動が期待されます。

☆福祉サービス事業者

利用者本位のサービスと地域拠点機能を高め、市民生活を豊かにする役割が期待されます。

☆調布市社会福祉協議会

地域における課題把握やその課題に対応した事業の展開を図るとともに、市民や地域活動団体、福祉サービス事業者、行政などの様々な関係機関と連携しながら、地域福祉推進の中心的な存在として、各種支援をコーディネートすることが期待されます。

☆関係機関

当事者団体、支援者団体、企業、保育・教育機関、医療機関等は、専門性とネットワークの発揮と多方面との連携を期待します。

☆行政等の公的機関

市は、地域における支え合いの仕組みづくりや、地域におけるトータルケアの推進など、地域共生社会の充実に向けた福祉施策の総合的な推進を図ります。また、必要に応じて公的機関をはじめ、様々な支援関係機関と連携しながら、地域福祉の推進のための基盤づくりに努めます。

2 計画の周知・普及

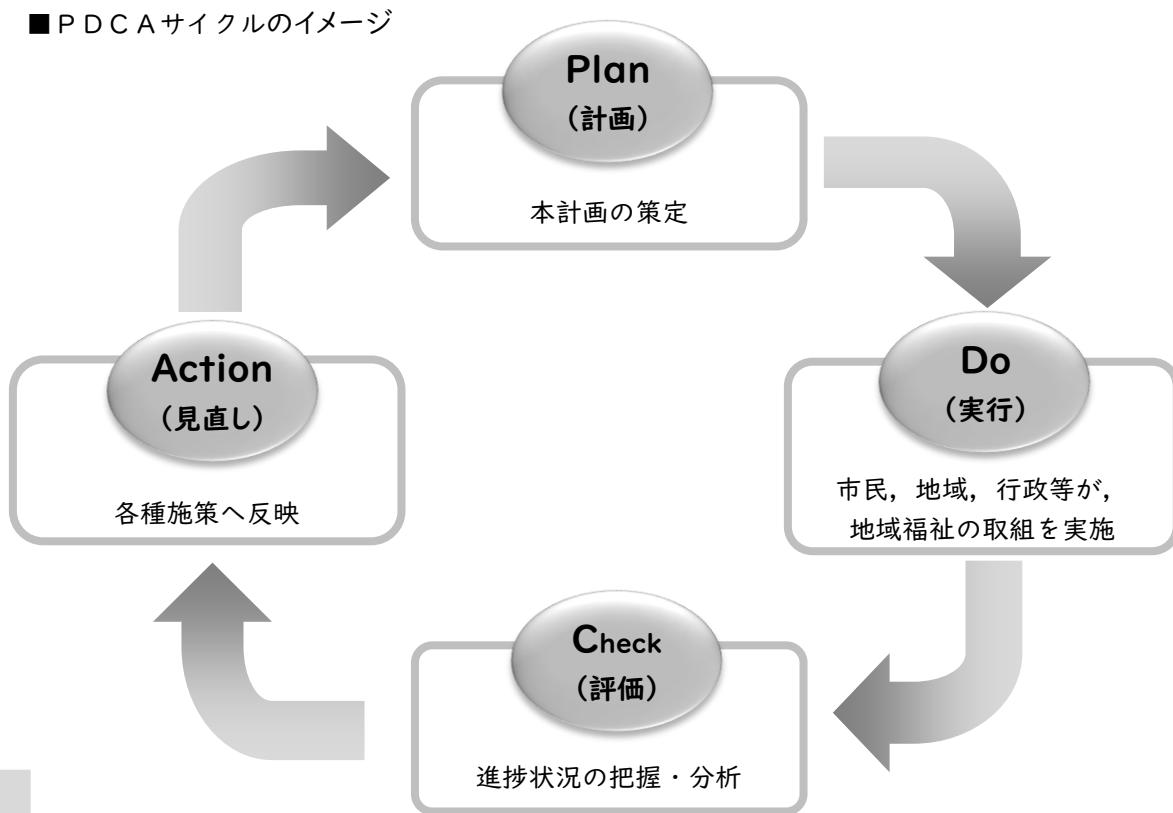
地域福祉を推進するうえで、地域福祉の方向や取組について、関係する全ての人、団体、機関等の共通理解を高めることが重要です。

そのため、市報、市のホームページ、SNS、メディア、関係する団体・機関を通じて、地域福祉の意義、取組の方向、市内の様々な地域福祉活動を広く市民に周知し、普及に努めます。

3 計画の進行管理・評価

P D C Aサイクルの考え方に基づき、本計画の進捗状況の定期的な把握と取組の継続的な改善を図ります。そのため、調布市地域福祉推進会議において、計画の評価と進行管理を継続し、地域福祉の着実な推進を図ります。

■ P D C Aサイクルのイメージ

音声
コード音声
コード

参考資料

資料Ⅰ 調布市の地域福祉計画と国の主な動向

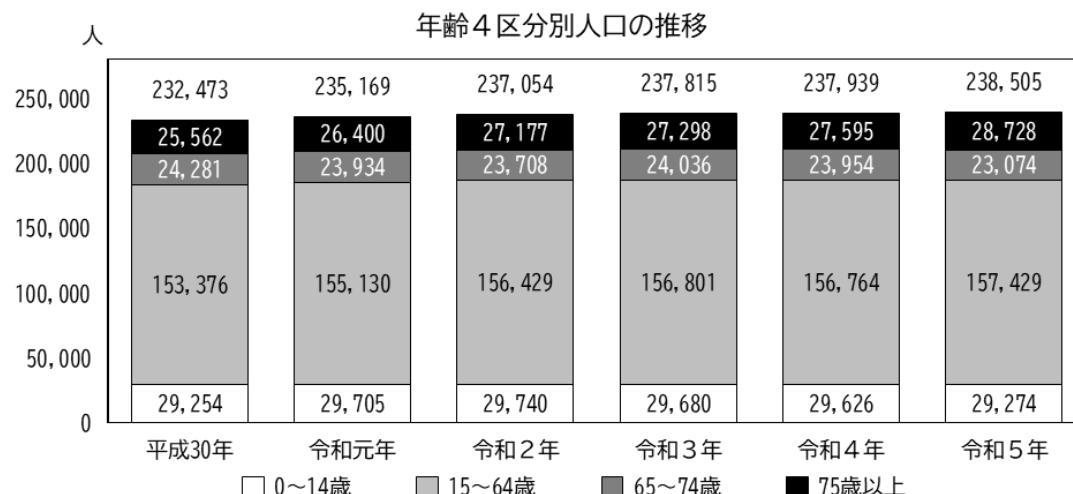
調布市の計画	国の地域福祉計画に関する主な動向
平成5年度策定	
↓	平成12年度 社会福祉法改正により、地域福祉計画の策定が明文化
平成11年度策定	
↓	平成13年度 社会保障審議会「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について」
平成17年度策定 (福祉3計画同時)	
↓	平成18年度 災害時要援護者の避難支援における福祉と防災との連携に関する検討会「災害時要援護者対策の進め方について」
平成23年度策定	
↓	<p>平成24年度 厚生労働省通知「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」</p> <p>平成25年度 厚生労働省通知「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」</p> <p>平成28年度 厚生労働省通知「社会福祉法等の一部を改正する法律の施行について」及び「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置</p> <p>平成29年度 地域力強化検討会最終とりまとめ、厚生労働省通知「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」</p> <p>国の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域での困りごとを地域で発見・解決できるような“地域力の強化” ●複合的な課題に対応していくため“包括的”な支援の推進
平成29年度策定	
↓	<p>平成30年度 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」施行</p> <p>令和元年度 「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行</p> <p>令和3年度 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」施行、重層的支援体制整備事業の創設 「孤独・孤立対策の重点計画 令和3年度」閣議決定、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定</p> <p>令和4年度 「第二次再犯防止推進計画」閣議決定</p>
令和5年度策定	令和6年度 「改正児童福祉法」施行、「孤独・孤立対策推進法」施行

音声
コード音声
コード

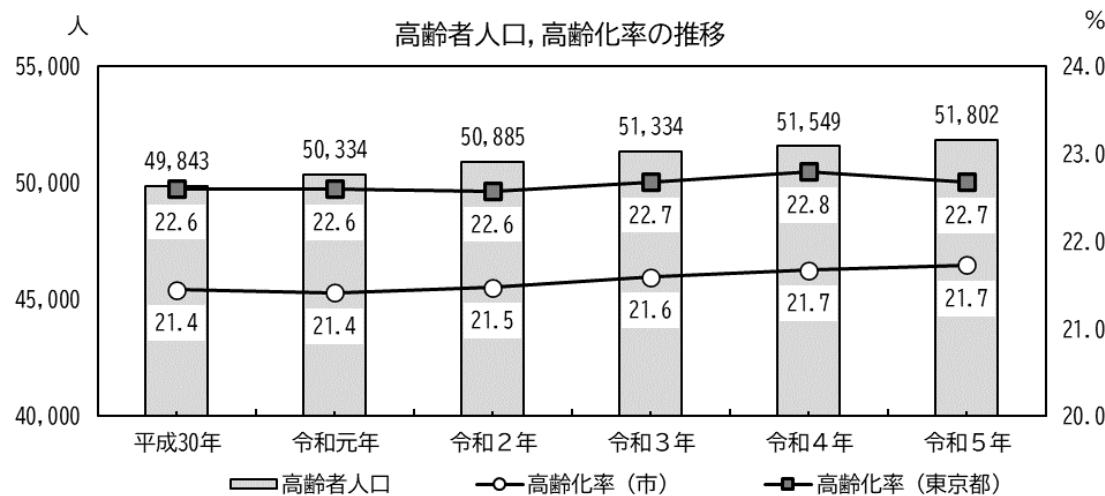
資料2 地域福祉に関する統計データ

(1) 人口の状況

人口は平成30年から約6,000人増加し、令和5年は238,505人となっていきます。年齢4区分別では、0～14歳は横ばい、15～64歳は約4,000人増加、65～74歳は約1,200人減少、75歳以上は約3,000人増加しています。

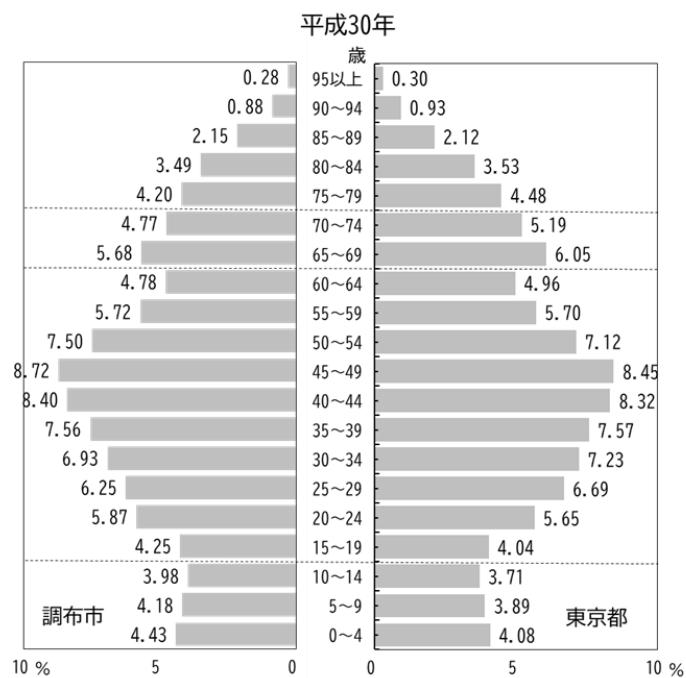


高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）はゆるやかに上昇し、令和4年は21.7%となっています。東京都に比べるとやや低く推移しているものの、人口の高齢化が着実に進んでいます。

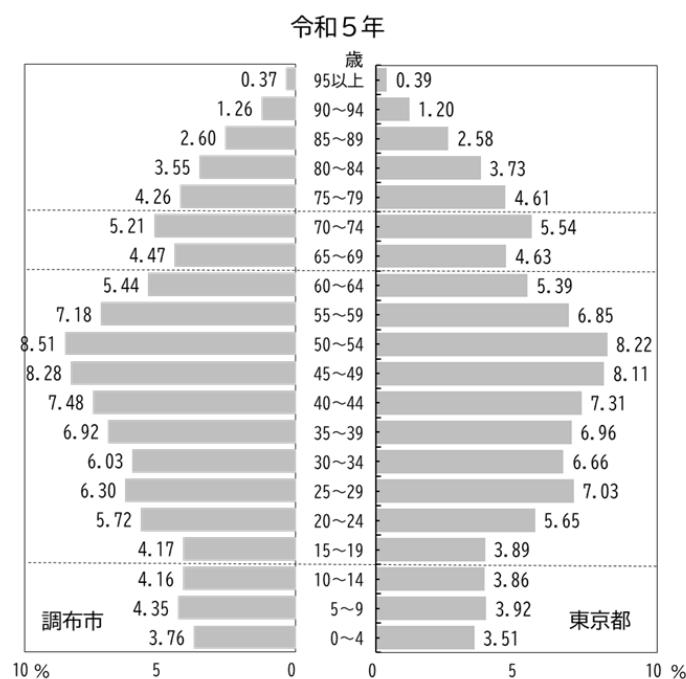


本市と東京都の人口構造（総人口を100%とした比率）は概ね同じような構造です。平成30年と令和5年の人口比率で特に顕著な動きは、本市、東京都とともに30～49歳と65～69歳が減少、50～59歳が増加しています。また、0～4歳も減少しています。

人口ピラミッドの推移



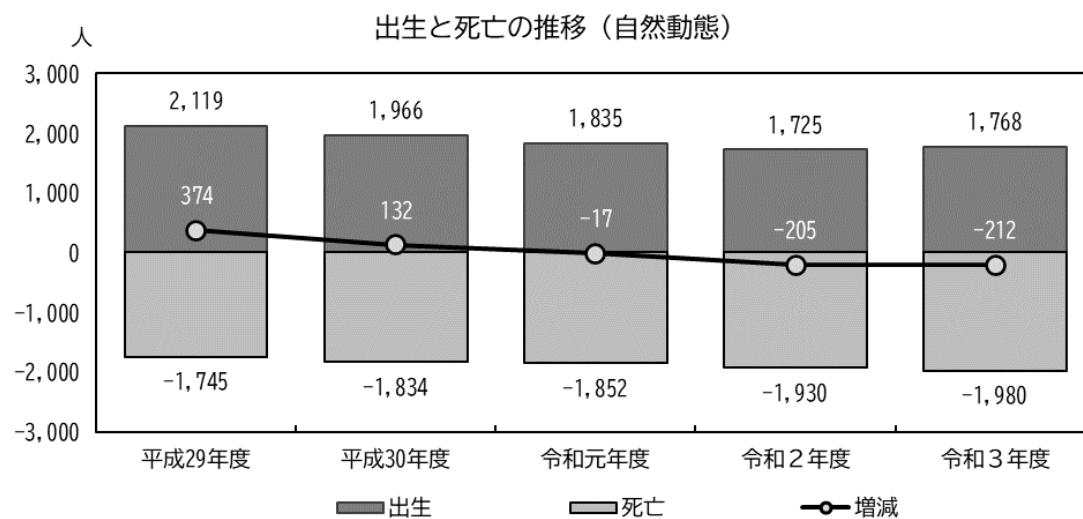
資料：住民基本台帳による東京都の世帯と人口（1月1日現在）



資料：住民基本台帳による東京都の世帯と人口（1月1日現在）

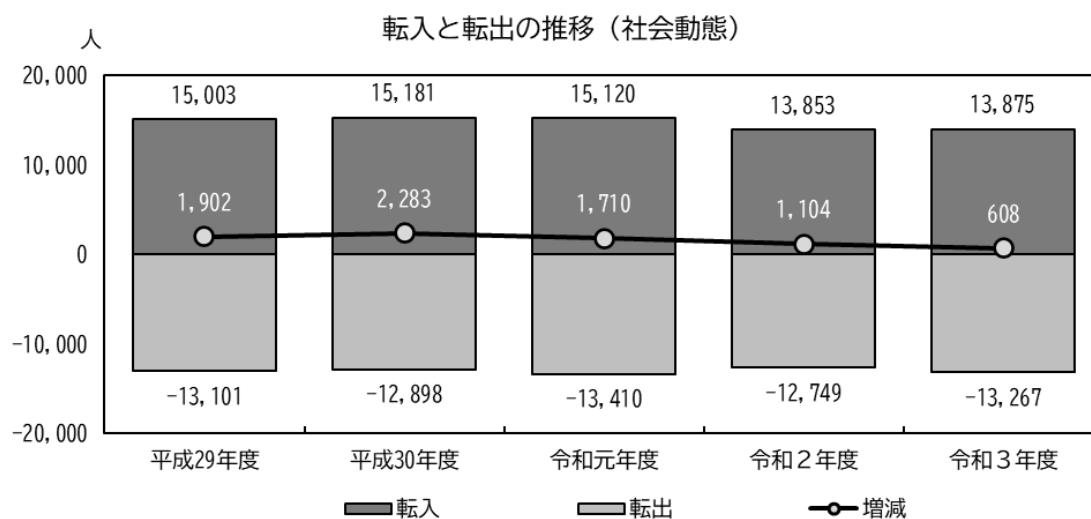
(2) 自然動態と社会動態の状況

出生・死亡の自然動態は、平成29年度の374人増でしたが、令和元年度は-17人減少となり、死亡数が出生数を上回る自然減になりました。令和3年度は-212人減少し、自然減が年々大きくなっています。



資料：調布市統計書（日本人）

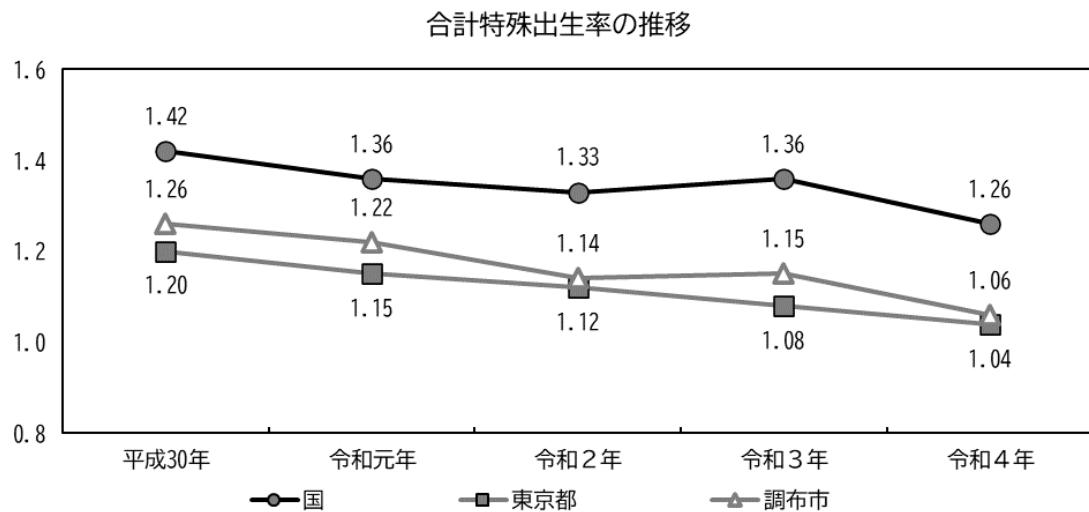
転入・転出の社会動態は、転出数が横ばい、転入数が令和元年度から減少傾向にあります。このため、転入・転出の差は平成29年度の1,902人増から令和3年度は608人増にとどまり、増加数（転入超過）が減少しつつあります。



資料：調布市統計書（日本人）

(3) 合計特殊出生率の状況

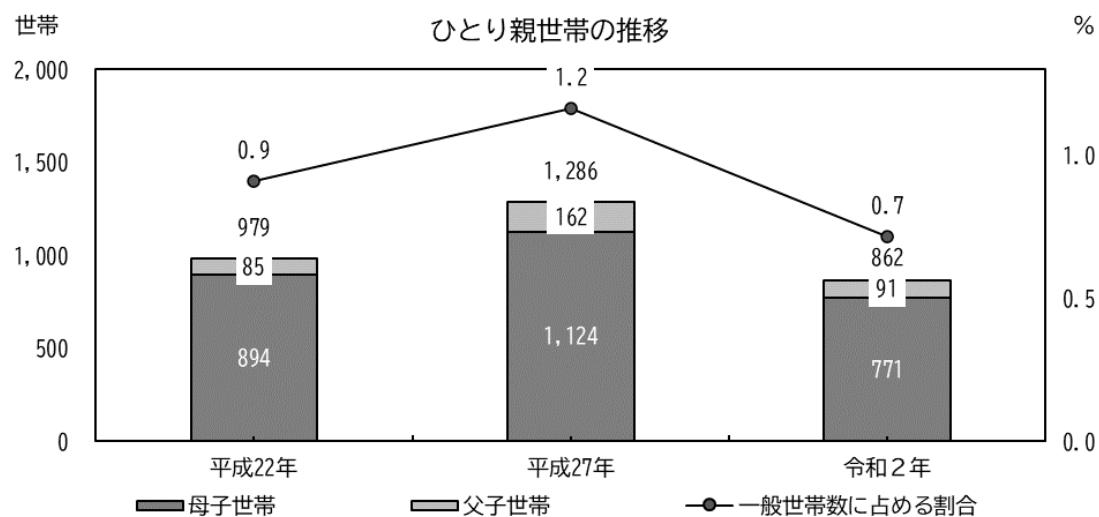
合計特殊出生率は、平成30年以降、国、東京都と同様、低下傾向にあります。また、毎年、東京都をわずかに上回りますが、国よりは低く推移しています。



資料：市：東京都人口動態統計（令和3年），令和4年東京都人口動態統計年報（確定数）
国・都：厚生労働省人口動態統計月報年計（概数）の概況

(4) ひとり親世帯の状況

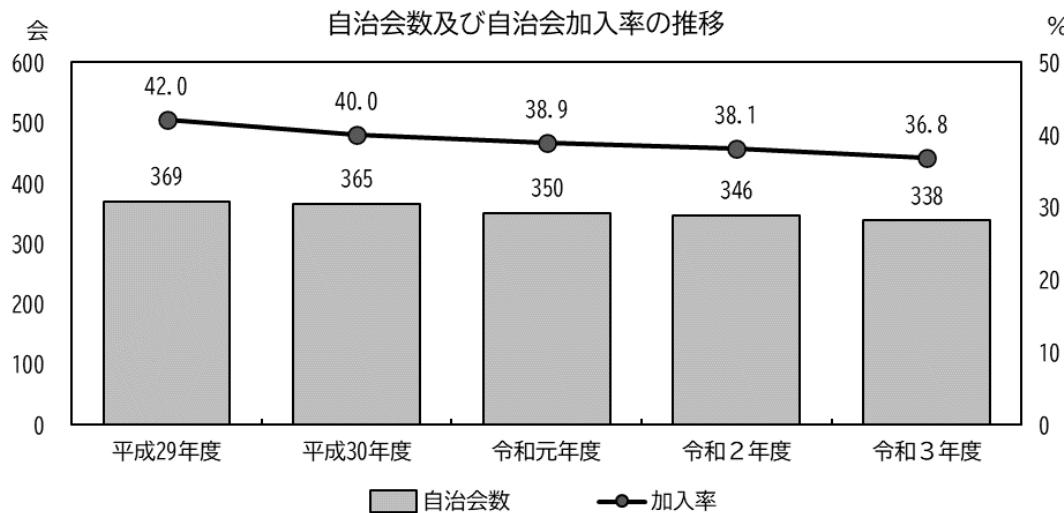
18歳未満の子どものいる母子世帯、父子世帯は、平成22年から平成27年にかけて増加しましたが、令和2年は減少しました。令和2年の母子世帯は771世帯、父子世帯は91世帯となり、一般世帯数に占める割合は0.7%となっています。



資料：国勢調査

(5) 地域活動・資源の状況

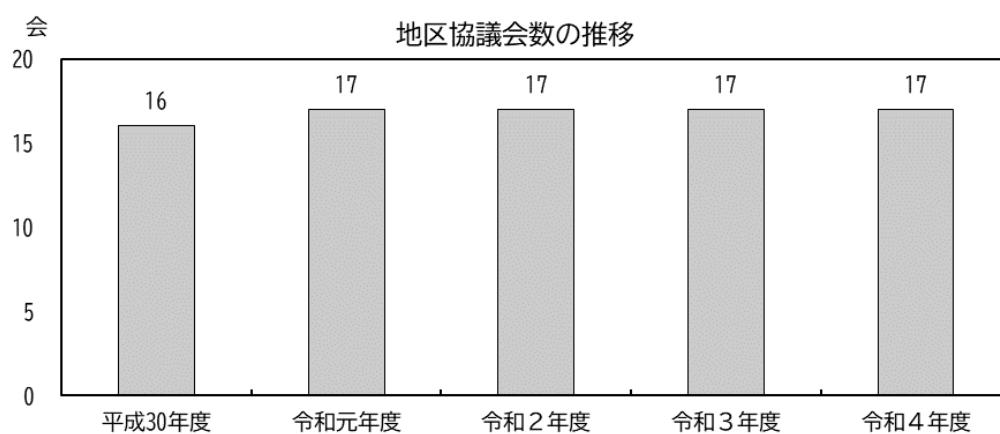
自治会数及び自治会加入率は、平成29年度から減少しており、令和3年度は338自治会、自治会加入率36.8%となっています。



資料：調布市基本計画（令和5年3月）

小学校区をコミュニティエリアとする地区協議会は、平成11年に初めて設立されて以降、令和4年度は17地区まで広がり、活動が行われています。

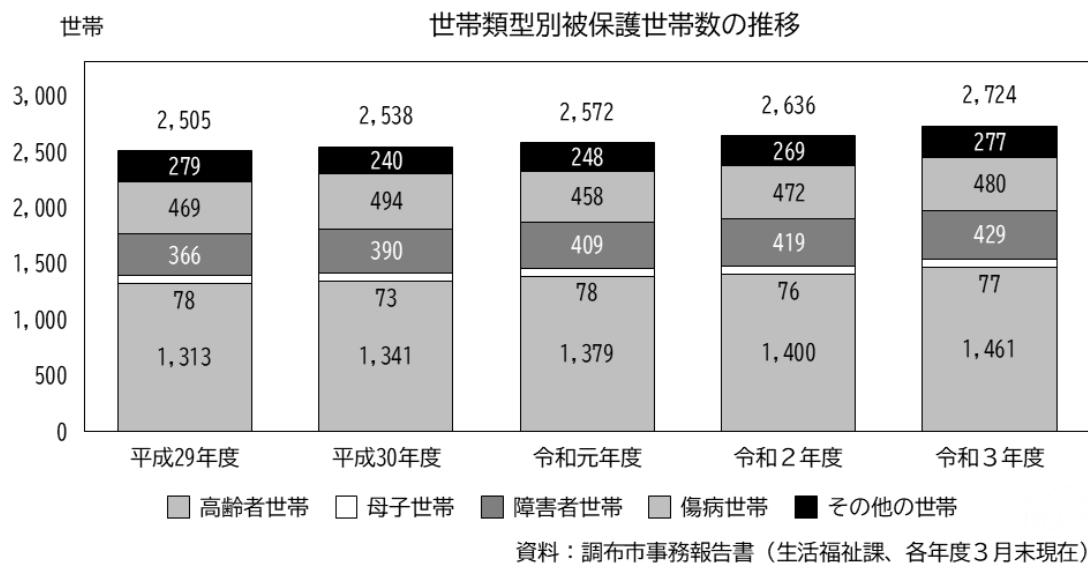
※地区協議会は、地域で活動する各種団体や地域住民が連携・協力し、地域のまちづくりのために自主的に活動するネットワーク組織。令和4年度現在、市内20の小学校区のうち、17地区で設立。



資料：調布市基本計画（令和5年3月）

(6) 生活保護の状況

生活保護世帯数は、平成29年度から「高齢者世帯」や「障害者世帯」を中心に増加しており、令和3年度は合計で2,724世帯となっています。



資料：調布市事務報告書（生活福祉課、各年度3月末現在）

資料3 調布市民福祉ニーズ調査（アンケート調査）の主な結果

対象：市民（18歳以上）、高齢者（65歳以上）、障害のある方・障害児の保護者

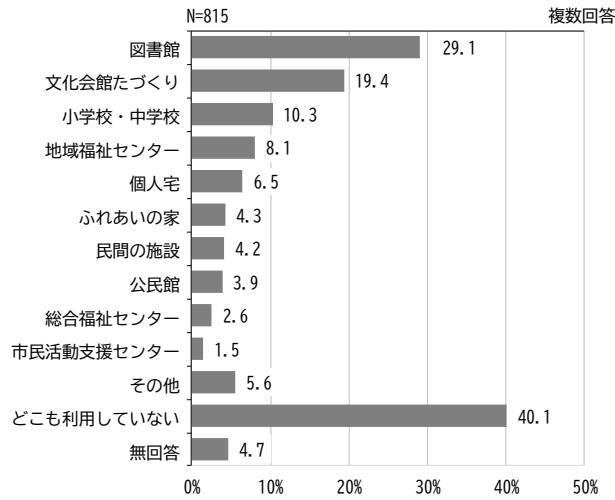
実施結果：令和4年10月実施

調査人数6,000人 有効回答数3,129人（52.2%）

（1）調布市民の福祉意識と地域生活について

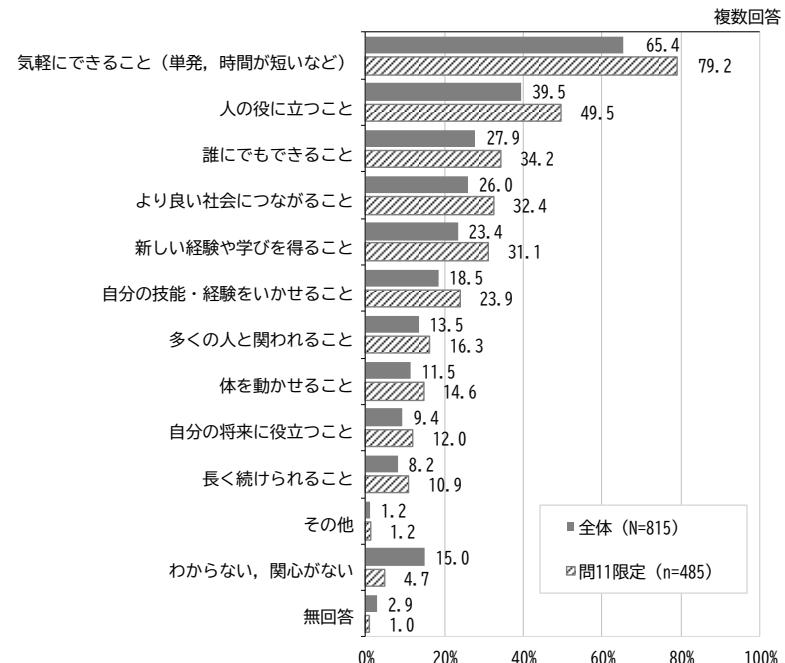
利用している身近な拠点

- 「図書館（29.1%）」「文化会館たづくり（19.4%）」、「小学校・中学校（10.3%）」が続いている。



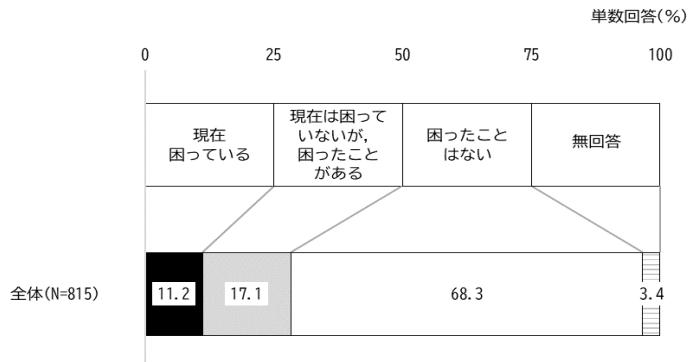
地域活動・ボランティア活動に参加する場合に重視すること

- 「気軽にできること（単発、時間が短いなど）（65.4%）」が最も多く、「人の役に立つこと（39.5%）」が続いている。
- 地域活動に一つも「取り組んでいない」人、かつ、活動に「興味あり」とした人は、全体と比べて「気軽にできること（単発、時間が短いなど）（79.2%）」が13.8ポイント、「人の役に立つこと（49.5%）」が10.0ポイント高くなっている。



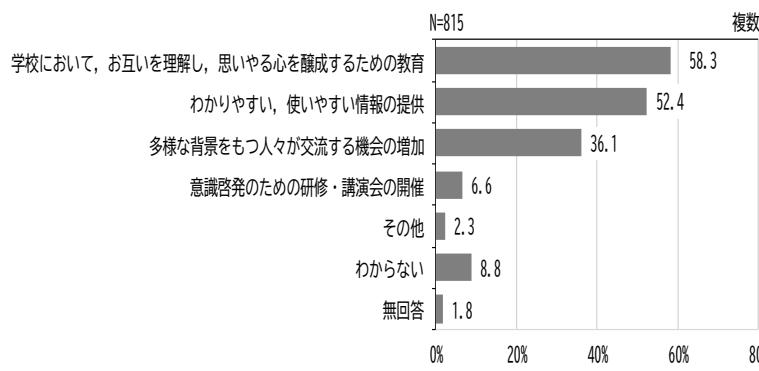
経済的な理由で困った経験

- 「現在困っている（11.2%）と「現在は困っていないが、困ったことがある（17.1%）」を合わせた『困ったことがある』は28.3%である。



心のバリアフリー化の取組

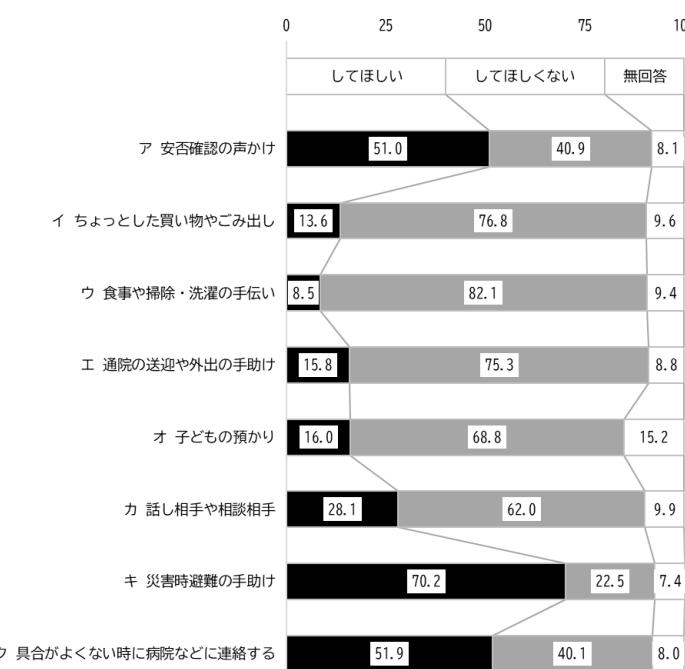
- 心のバリアフリー化（病気・障害・国籍・生活習慣などの違いによる心理的な障壁を取り除くこと）に向けた取組は、「学校において、お互いを理解し、思いやる心を醸成するための教育（58.3%）」が最も多く、「わかりやすい、使いやすい情報の提供（52.4%）」が続いている。



まわりの人から手助けをしてほしい

- 『災害時避難の手助け（70.2%）』
- 『具合がよくない時に病院などに連絡する（51.9%）』
- 『安否確認の声かけ（51.0%）』

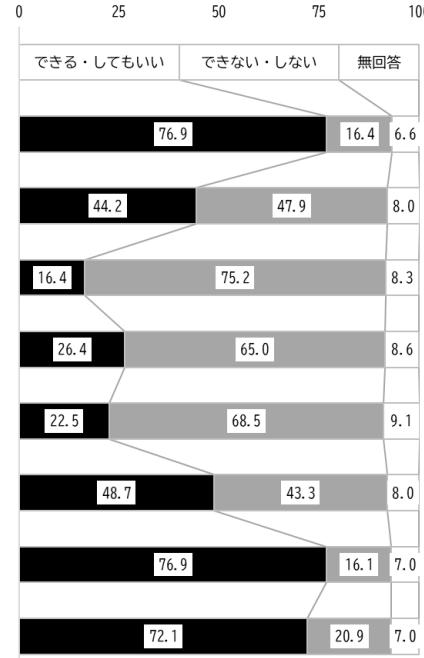
N=815 設問毎の単数回答(%)



自分が手助けできる・してもいい

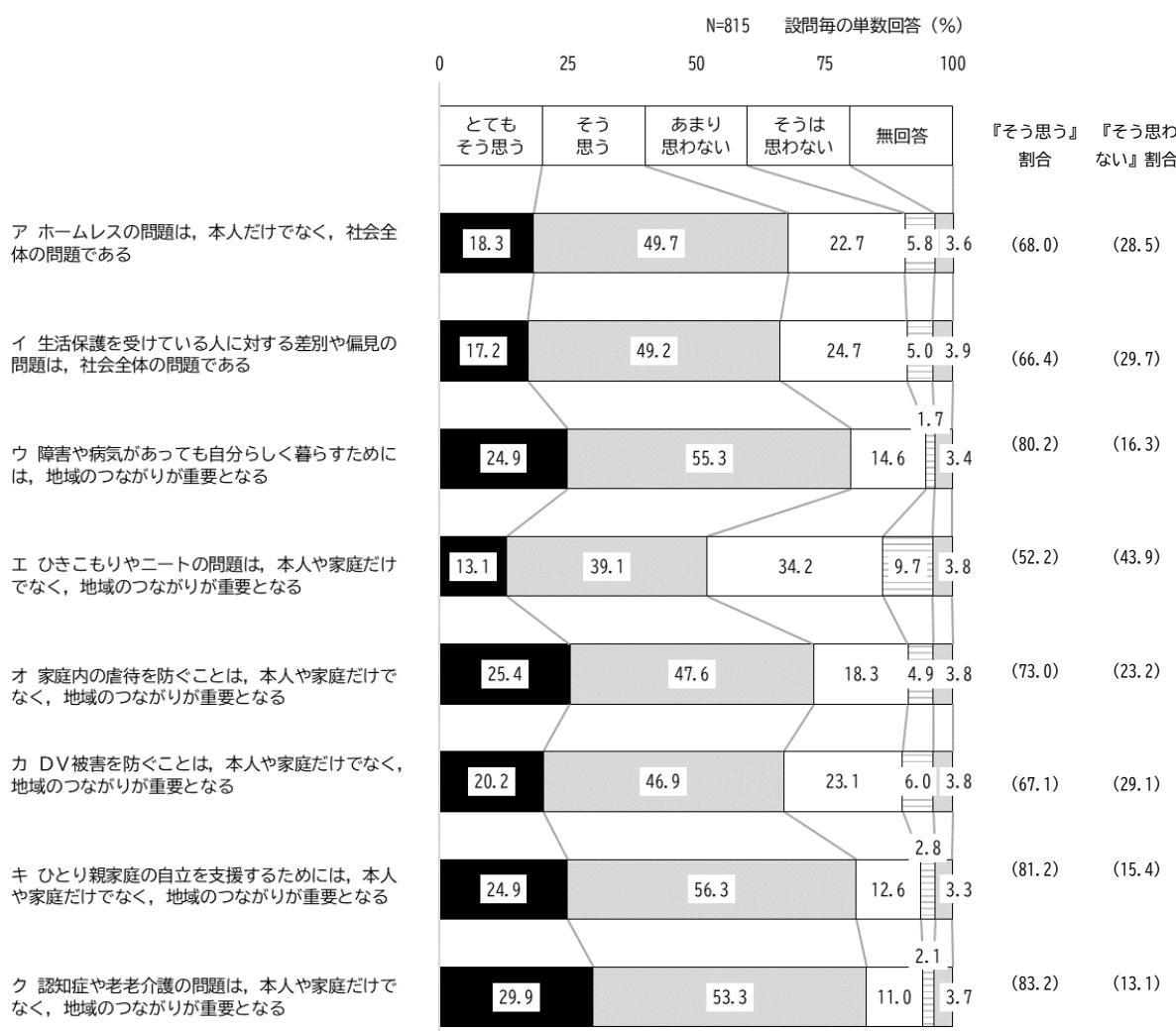
- 『安否確認の声かけ（76.9%）』
- 『災害時避難の手助け（76.9%）』
- 『具合がよくない時に病院などに連絡する（72.1%）』

N=815 設問毎の単数回答(%)



地域のつながりが重要な状況

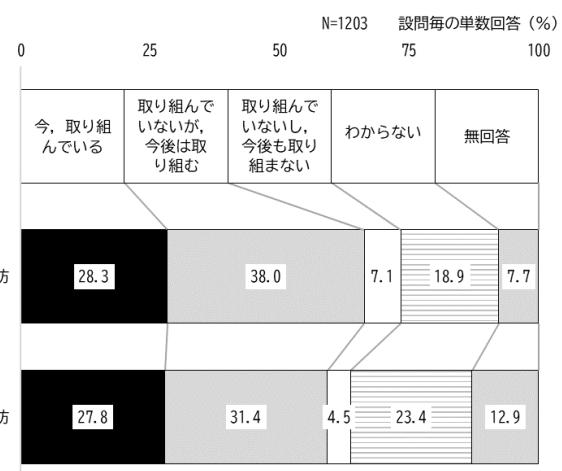
- 「とてもそう思う」と「そう思う」を合わせた『そう思う』の割合は、『認知症や老老介護の問題は、本人や家庭だけでなく、地域のつながりが重要となる(83.2%)』が最も多く、『ひとり親家庭の自立を支援するためには、本人や家庭だけでなく、地域のつながりが重要となる(81.2%)』、『障害や病気があっても自分らしく暮らすためには、地域のつながりが重要となる(80.2%)』と続いている。



(2) 高齢者の福祉意識と地域生活について

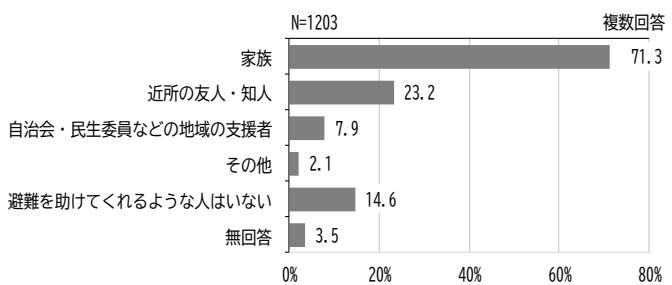
健やかに暮らすための取組

- 『認知症予防』は、「取り組んでいないが、今後は取り組む(38.0%)」が最も多く、「今、取り組んでいる(28.3%)」が続いている。
- 『フレイル予防』は、「取り組んでいないが、今後は取り組む(31.4%)」が最も多く、「今、取り組んでいる(27.8%)」が続いている。



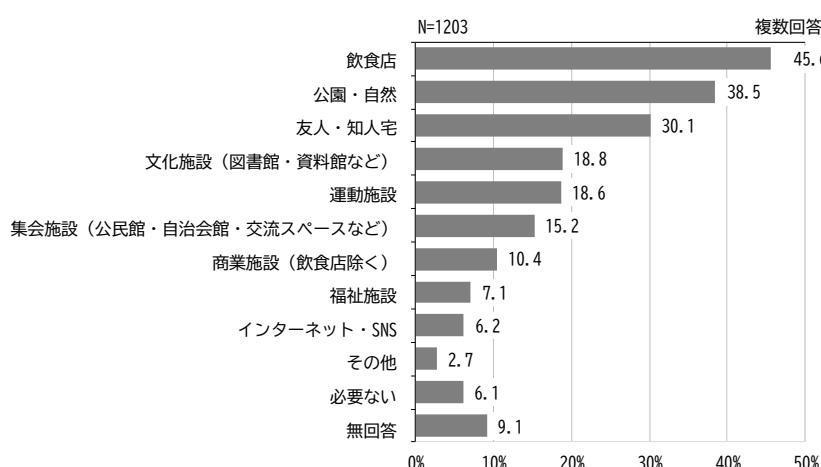
緊急時に避難を助けてくれる人

- 「家族(71.3%)」が最も多く、「近所の友人・知人(23.2%)」、「避難を助けてくれるような人はいない(14.6%)」が続いている。



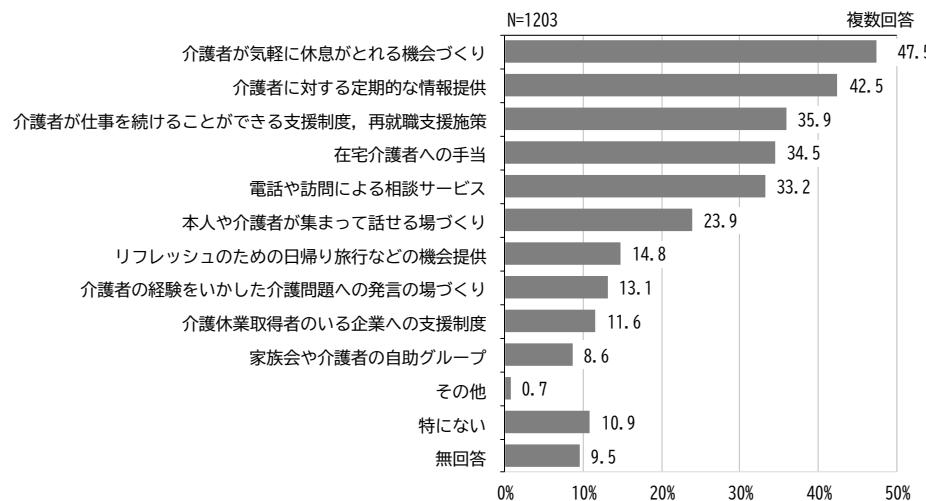
一人で、あるいは友人・知人と過ごしたい場所（自宅以外）

- 「飲食店(45.6%)」が最も多く、「公園・自然(38.5%)」、「友人・知人宅(30.1%)」が続いている。



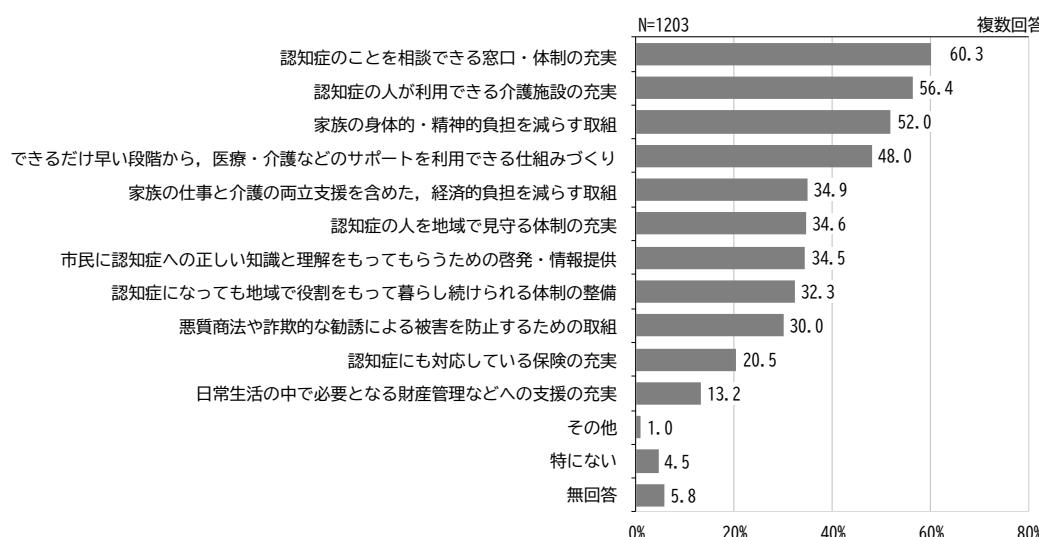
介護者への支援策

- 「介護者が気軽に休息がとれる機会づくり（47.5%）」が最も多く、「介護者に対する定期的な情報提供（42.5%）」、「介護者が仕事を続けることができる支援制度、再就職支援施策（35.9%）」が続いている。



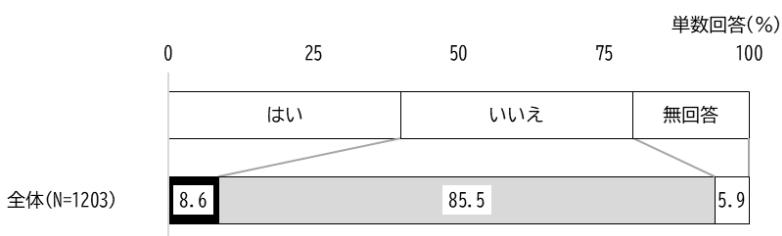
認知症の人やその家族を支える重点施策

- 「認知症のことを相談できる窓口・体制の充実（60.3%）」が最も多く、「認知症の人が利用できる介護施設の充実（56.4%）」、「家族の身体的・精神的負担を減らす取組（52.0%）」が続いている。

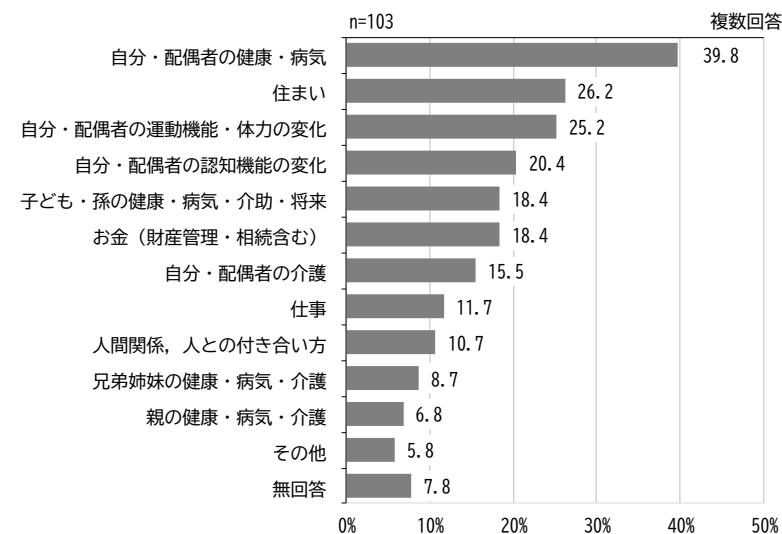


相談先がわからない生活上の困りごと

- 相談先がわからない生活上の困りごとの有無は、「はい(8.6%)」、「いいえ(85.5%)」である。



- 相談先がわからない生活上の困りごとを抱えている人の困りごとの内容は、「自分・配偶者の健康・病気(39.8%)」が最も多く、「住まい(26.2%)」、「自分・配偶者の運動機能・体力の変化(25.2%)」が続いている。



(3) 障害のある方の福祉意識と地域生活について

医療機関（歯科を含む）の受診で困ること

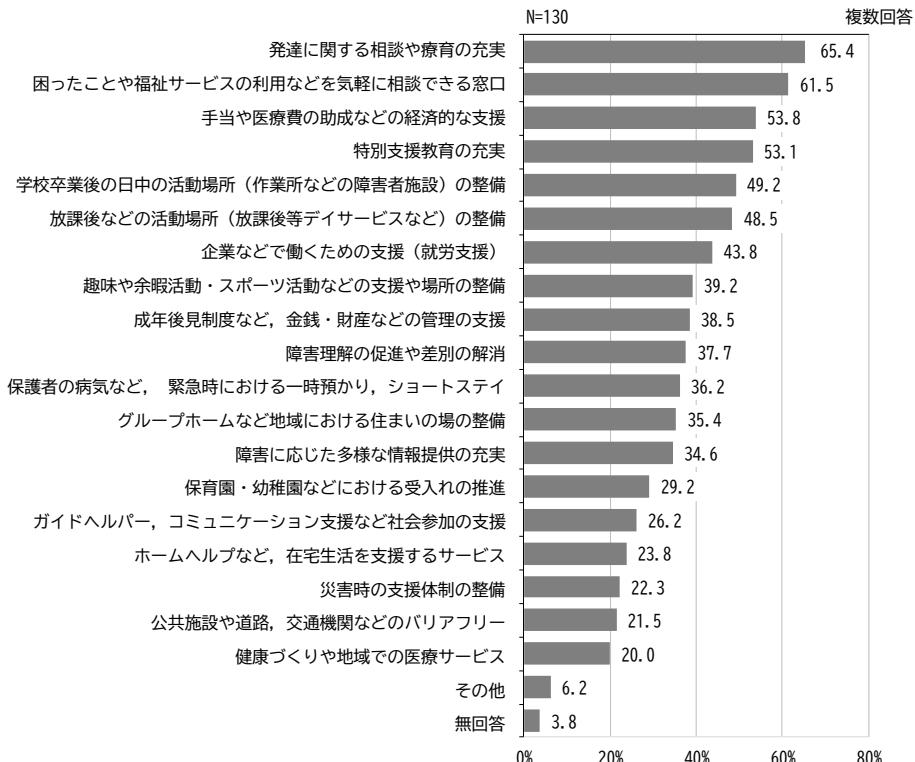
- 身体障害（64歳以下）、身体障害（65歳以上）、精神障害、難病、障害児保護者とともに「医療費や交通費の負担が大きい」、知的障害では「医師・歯科医師とコミュニケーションがとりづらい」ことを挙げている。

(%)

	かかる医療機関（日常的に健康について相談で）	かかりきる歯科医（がの健康や治療について）	定期的な健康診断を受けられない	定期的な歯科健診を受けられない	専門的な治療やリハビリを行う医療機関が身	が障害的理由に診療や健診などを断られたこと	通院するときに介助してくれる人がいない	医療費や交通費の負担が大きい	医師・歯科医師とコミュニケーションがとりづらい	その他	特になし	無回答
障害者 (18歳以上)	身体障害（64歳以下）(N=213)	9.4	4.7	3.3	2.8	9.9	2.8	5.6	16.0	8.0	8.0	46.0
	身体障害（65歳以上）(N=237)	6.3	6.8	2.5	2.5	4.2	1.3	3.0	9.7	4.6	3.0	57.8
	知的障害(N=182)	9.9	9.9	7.1	5.5	5.5	2.2	3.8	9.9	13.7	6.6	51.6
	精神障害(N=177)	7.3	9.0	8.5	6.2	6.8	1.7	5.1	18.6	9.0	10.7	44.6
	難病(N=172)	5.2	5.8	0.6	2.3	4.1	0.6	1.7	20.3	2.3	4.7	55.2
障害児保護者	(N=130)	6.9	10.8	3.1	4.6	15.4	7.7	5.4	16.2	8.5	11.5	40.8
												6.9

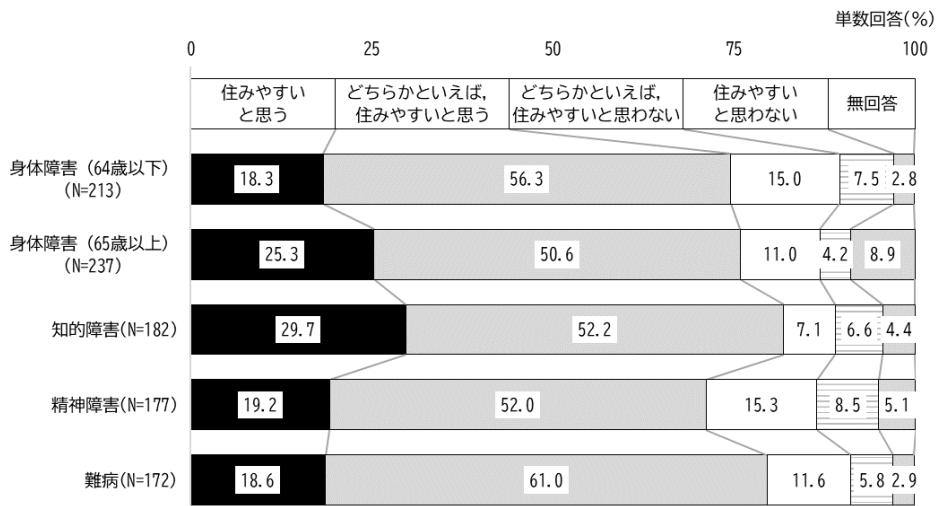
重要な市の障害児福祉施策（サービス）（障害児保護者）

- 「発達に関する相談や療育の充実（65.4%）」が最も多く、「困ったことや福祉サービスの利用などを気軽に相談できる窓口（61.5%）」、「手当や医療費の助成などの経済的な支援（53.8%）」が続いている。



調布のまちは、障害のある人にとって住みやすいまちと感じるか

- 身体障害（64歳以下）、身体障害（65歳以上）、知的障害、精神障害、難病で「住みやすいと思う」と「どちらかといえば住みやすいと思う」を合わせた『住みやすい』の割合が多く、それぞれの割合は7割から8割台となっている。



将来の暮らし方の意向

- 身体障害（64歳以下）、身体障害（65歳以上）、精神障害、難病は「ひとり暮らし、または自分の配偶者と一緒に生活する」が最も多くなっている。障害児保護者が希望するお子さんの暮らし方も「ひとり暮らし、または本人の配偶者と一緒に生活する」が最も多くなっている。
- 知的障害は「親や兄弟などの家族と一緒に生活する」が最も多い。また、「グループホームで生活する」が2割近くくなっている。

		る親や兄弟などの家族と一緒に生活す	とひとり暮らし、または自分の配偶者	グルーピングホームで生活する	入所施設で生活する	その他	わからない	無回答
障害者 (18歳以上)	身体障害(64歳以下) (N=213)	28.2	45.5	4.7	2.8	2.8	14.6	1.4
	身体障害(65歳以上) (N=237)	24.9	43.0	0.4	6.8	2.5	15.6	6.8
	知的障害 (N=182)	34.6	18.1	19.2	5.5	1.6	19.8	1.1
	精神障害 (N=177)	23.2	48.6	1.1	1.1	6.8	15.3	4.0
	難病 (N=172)	25.6	50.0	2.3	1.2	1.2	14.5	5.2
	障害児保護者 (N=130)	18.5	45.4	13.1	0.8	3.8	18.5	0.0

※障害児保護者アンケートの選択肢は「親やきょうだい（兄弟・姉妹）などの家族と一緒に生活する」

※※ 同 「ひとり暮らし、または本人の配偶者と一緒に生活する」

生活の中の活動機会

- 生活の中の活動機会について、「機会はあるが、十分ではない」と「機会がない」の合計をみると、身体障害（64歳以下）、知的障害、難病、障害児保護者は『美術・音楽などの文化芸術活動の機会』、身体障害（65歳以上）は『友人・知人と交流』、精神障害は『スポーツ・運動をする機会』が多くなっている。

<「機会はあるが、十分ではない」と「機会がない」の合計割合> (%)

		1位	2位
障害者 (18歳以上)	身体障害（64歳以下） (N=213)	美術・音楽などの文化芸術活動の機会 (53.5) ウ、工以外の趣味や習いごと (52.6)	
	身体障害（65歳以上） (N=237)	友人・知人と交流 (39.7) 美術・音楽などの文化芸術活動の機会 (38.8)	
	知的障害 (N=182)	美術・音楽などの文化芸術活動の機会 (54.9) スポーツ・運動をする機会 (53.8)	
	精神障害 (N=177)	スポーツ・運動をする機会 (63.3) 美術・音楽などの文化芸術活動の機会 (59.8)	
	難病 (N=172)	美術・音楽などの文化芸術活動の機会 (47.7) スポーツ・運動をする機会 (45.9)	
障害児保護者 (N=130)		美術・音楽などの文化芸術活動の機会 (74.6) 友人・知人と交流 (71.6)	

障害や病気への差別や偏見、配慮のなさを感じる場面

- 身体障害（64歳以下）は「交通機関や建物のつくりの配慮」、身体障害（65歳以上）と難病は「特に感じない」、知的障害は「まちなかでの人の視線」、精神障害は「仕事や収入」、障害児保護者は「教育・保育の機会」が最も多くなっている。

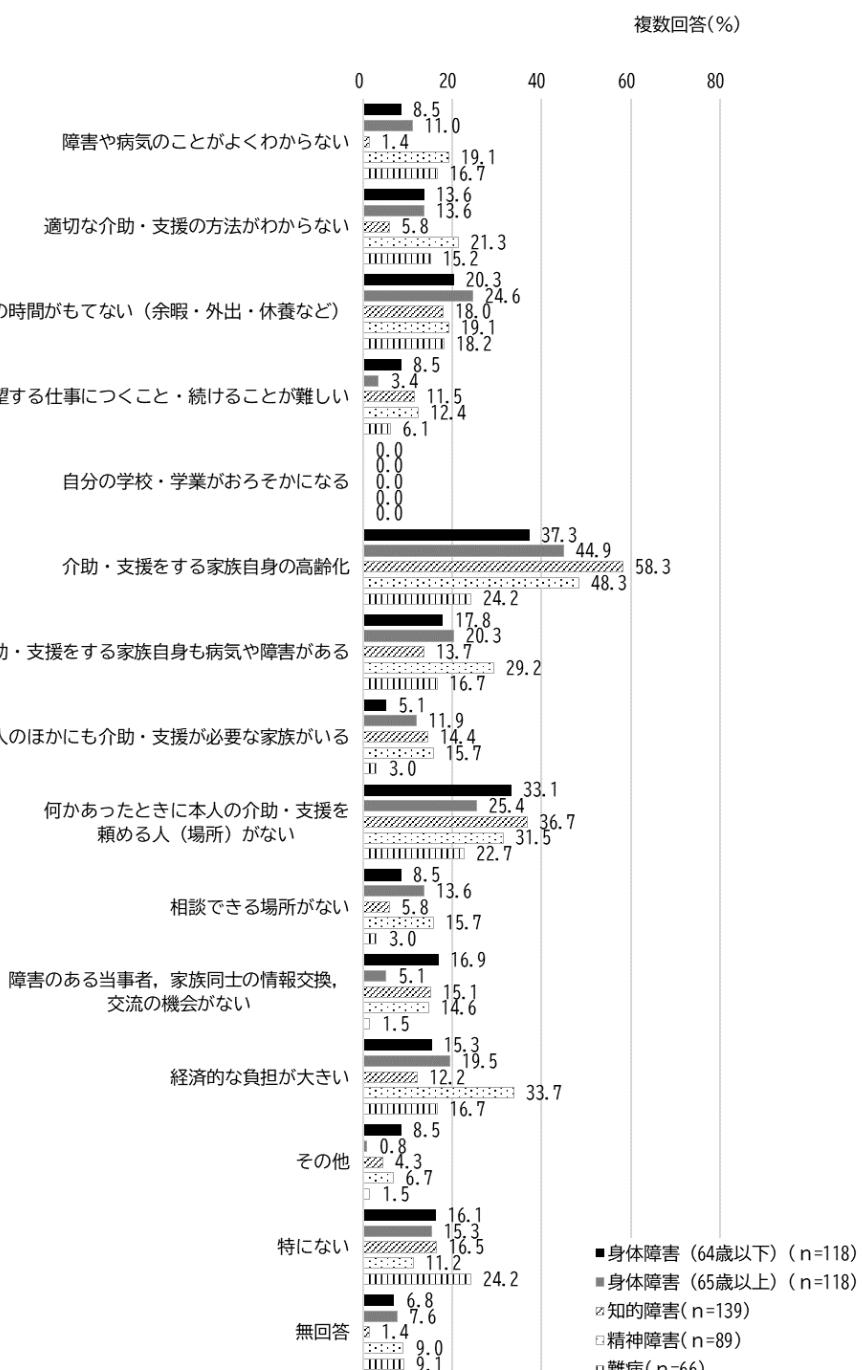
(%)

		教育の機会※	仕事や収入	民間の習いごと・教室	近所付き合いや地域の行事・活動	店での扱いや店員の応対・態度	まちなかでの人の視線	交通機関や建物のつくりの配慮	行政職員の応対・態度	その他	特に感じない	無回答
障害者 (18歳以上)	身体障害（64歳以下） (N=213)	8.9	23.0	-	4.7	16.9	23.0	29.1	9.9	8.5	28.6	7.5
	身体障害（65歳以上） (N=237)	3.0	4.2	-	4.6	8.4	6.3	19.0	5.1	2.1	53.2	16.5
	知的障害 (N=182)	15.9	29.7	-	15.4	14.8	32.4	11.0	8.2	1.6	29.7	13.7
	精神障害 (N=177)	10.2	37.9	-	11.9	13.0	17.5	15.3	8.5	6.8	29.4	11.9
	難病 (N=172)	5.8	11.6	-	4.7	6.4	9.3	19.8	5.8	2.9	47.7	17.4
障害児保護者 (N=130)		50.8	-	39.2	16.9	10.0	34.6	19.2	6.9	6.9	19.2	2.3

※障害児保護者アンケートの選択肢は「教育・保育の機会」

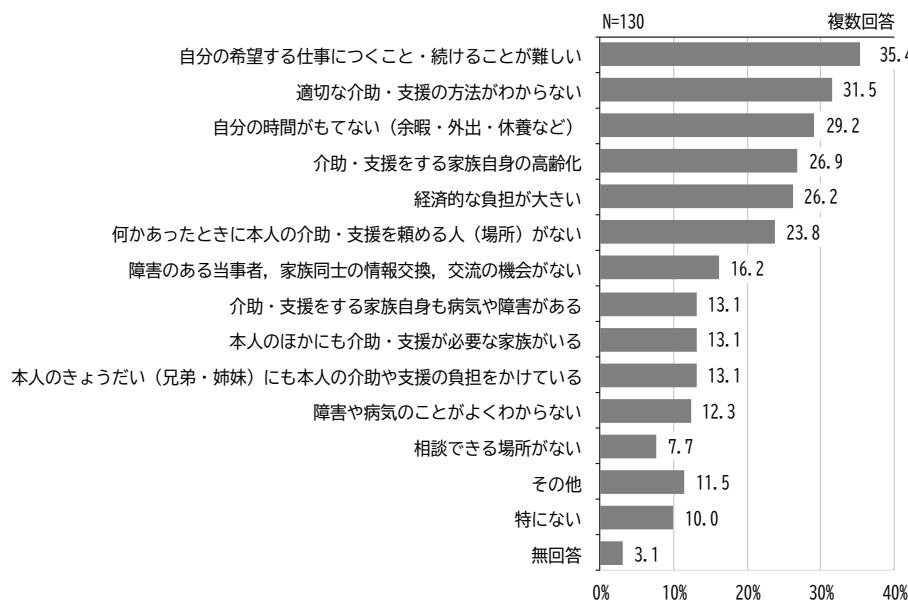
介護者の不安や困りごと

- 身体障害（64歳以下）、身体障害（65歳以上）、知的障害、精神障害、難病とともに「介助・支援をする家族自身の高齢化」が最も多く、それぞれの割合は3割から4割台となっている。難病は「介助・支援をする家族自身の高齢化」と「特にない」が同率の数値となっている。
- 「何かあったときに本人の介助・支援を頼める人（場所）がない」がすべての障害等別で2割から3割台となっている。



介護者の不安や困りごと（障害児保護者）

- 「自分の希望する仕事につくこと・続けることが難しい（35.4%）」が最も多く、「適切な介助・支援の方法がわからない（31.5%）」、「自分の時間がもてない（余暇・外出・休養など）（29.2%）」が続いている。



避難場所・避難経路・警戒区域などの確認状況

- 避難場所・避難経路・警戒区域などの確認状況について、「確認している」割合は、難病は7割、身体障害（64歳以下）と身体障害（65歳以上）は6割、障害児保護者は8割を超えており。
- 知的障害、精神障害は「確認していない」の割合が5割前後と多くなっている。

(%)

		確 認 し て い る	確 認 し て い 	無 回 答
高齢者 (N=1203)		71.8	24.3	3.9
障害者 (18歳以上)	身体障害（64歳以下） (N=213)	63.8	33.3	2.8
	身体障害（65歳以上） (N=237)	66.7	30.4	3.0
	知的障害 (N=182)	45.6	50.5	3.8
	精神障害 (N=177)	45.8	47.5	6.8
	難病 (N=172)	74.4	20.9	4.7
障害児保護者 (N=130)		84.6	13.8	1.5

(4) 新型コロナウイルス感染症の流行による暮らしへの影響について（調査共通）

新型コロナウイルス感染症の流行によって「増えた」こと

- 「増えた」ことの割合が最も多い項目は以下のとおりである。
- 市民は『興味や関心のあることに充てる時間』
- 高齢者は『自宅での趣味・学習・教養などに充てる時間』
- 身体障害（64歳以下）、身体障害（65歳以上）、精神障害、難病は『人と電話やラインなどで話す頻度』
- 知的障害と障害児保護者は『趣味や好きなことをする時間』

<「増えた」項目> (%)

		1位	2位
市民	(N=815)	興味や関心のあることに充てる時間 (28.2)	人と電話やLINEなどで話す頻度 (22.5)
高齢者	(N=1203)	自宅での趣味・学習・教養などに充てる時間 (21.5)	家族との会話や連絡の頻度 (電話などを含む) (18.6)
障害者 (18歳以上)	身体障害（64歳以下） (N=213)	人と電話やラインなどで話す頻度 (17.8)	趣味や好きなことをする時間 (13.6)
	身体障害（65歳以上） (N=237)	人と電話やラインなどで話す頻度 (12.2)	趣味や好きなことをする時間 (3.8)
	知的障害 (N=182)	趣味や好きなことをする時間 (12.6)	人と電話やラインなどで話す頻度 (9.3)
	精神障害 (N=177)	人と電話やラインなどで話す頻度 (17.5)	趣味や好きなことをする時間 (14.1)
	難病 (N=172)	人と電話やラインなどで話す頻度 (13.4)	趣味や好きなことをする時間 (9.9)
障害児保護者 (N=130)		趣味や好きなことをする時間 (16.2)	スポーツ・運動などで体を動かす時間 (3.8) 保護者の休息（レスパイト）の機会 (3.8)

新型コロナウイルス感染症の流行によって「減った」こと

- 「減った」ことの割合が最も多い項目は以下のとおりである。
- 市民、身体障害（64歳以下）、身体障害（65歳以上）、知的障害、精神障害、難病は『人と直接会って話す頻度』。
- 高齢者は『体力・筋力』、障害児保護者は『保護者の休息（レスパイト）の機会』。

<「減った」項目> (%)

		1位	2位
市民	(N=815)	人と直接会って話す頻度 (70.6)	興味や関心のあることに充てる時間 (16.9)
高齢者	(N=1203)	体力・筋力 (50.1)	趣味活動や社会参加の外出の頻度（スポーツ・ボランティア・通いの場など）(47.9)
障害者 (18歳以上)	身体障害（64歳以下） (N=213)	人と直接会って話す機会の頻度 (61.5)	スポーツ・運動などで体を動かす時間 (34.3)
	身体障害（65歳以上） (N=237)	人と直接会って話す機会の頻度 (58.2)	人と電話やラインなどで話す頻度 (30.8)
	知的障害 (N=182)	人と直接会って話す機会の頻度 (41.8)	仕事や通所以外での外出回数 (34.1)
	精神障害 (N=177)	人と直接会って話す機会の頻度 (55.9)	仕事や通所以外での外出回数 (40.1)
	難病 (N=172)	人と直接会って話す機会の頻度 (62.2)	仕事や通所以外での外出回数 (31.4) スポーツ・運動などで体を動かす時間 (31.4)
障害児保護者 (N=130)		保護者の休息（レスパイト）の機会 (48.5)	スポーツ・運動などで体を動かす時間 (44.6)

(5) デジタルの活用について（調査共通）

市の保健福祉施策（サービス）に関する情報の入手先

- 市民、身体障害（64歳以下）、精神障害、難病、障害児保護者とともに「市の広報紙・チラシ」が最も多く、次いで「市のホームページ」となっている。
- 身体障害（65歳以上）、知的障害は「市の広報紙・チラシ」が最も多く、次いで「特にない、情報は入手していない」となっている。

(%)

	市のホームページ	市の広報紙・チラシ	市役所・相談機関などの窓口	テレビ（ケーブルテレビを含む）	家族・友人・知人からの口コミ	SNS	その他	特にない、情報は入手していない	無回答		
市民	(N=815)	32.0	61.7	3.2	4.4	12.5	8.0	0.5	20.9	1.7	
障害者 (18歳以上)	身体障害（64歳以下）	(N=213)	37.1	46.5	17.4	3.8	12.7	8.9	3.8	21.6	3.8
	身体障害（65歳以上）	(N=237)	18.6	49.4	11.4	1.3	16.5	2.1	1.3	26.2	10.1
	知的障害	(N=182)	13.7	36.3	11.0	4.9	22.5	4.9	2.2	29.1	12.1
	精神障害	(N=177)	26.0	45.8	27.1	5.6	11.9	6.8	4.5	22.6	6.2
	難病	(N=172)	37.2	49.4	7.0	4.1	9.3	10.5	0.6	17.4	7.6
障害児保護者	(N=130)	50.8	56.9	16.2	3.1	29.2	14.6	5.4	7.7	0.8	

オンラインで開催する講座やイベントへの意向

- 市や調布市社会福祉協議会の講座やイベントのオンライン開催について、市民、身体障害（64歳以下）、精神障害、難病で「参加しやすくなる」が2割を超えており、障害児保護者は約5割と多くなっている。身体障害（65歳以上）と知的障害は1割台にとどまる。

(%)

		参加しやすくなる	変わらない	参加しづらくなる	無回答	
市民	(N=815)	32.1	57.7	7.0	3.2	
障害者 (18歳以上)	身体障害（64歳以下）	(N=213)	28.6	57.3	6.1	8.0
	身体障害（65歳以上）	(N=237)	14.3	52.7	11.8	21.1
	知的障害	(N=182)	11.5	57.1	14.8	16.5
	精神障害	(N=177)	30.5	52.5	6.8	10.2
	難病	(N=172)	27.3	53.5	3.5	15.7
障害児保護者	(N=130)	49.2	46.9	3.1	0.8	

資料4 計画の策定経過

年月日	項目	主な内容
令和4年度		
6月8日	第1回地域福祉推進会議	1 調布市民福祉ニーズ調査について 2 令和4年度地域福祉コーディネーター事業概要について 3 その他
7月20日	第2回地域福祉推進会議	1 調布市民福祉ニーズ調査調査票（案）について 2 調布市民福祉ニーズ調査住民懇談会の概要について 3 その他
8月23日	第3回地域福祉推進会議	1 調布市民福祉ニーズ調査調査票（案）について 2 調布市民福祉ニーズ調査住民懇談会の概要について 3 その他
10月13日 ～10月31日	調布市民福祉ニーズ調査 アンケート調査	1 誰もが暮らしやすいまちづくりのための福祉に関するアンケート（18歳以上の市民） 2 高齢者が暮らしやすいまちづくりのための福祉に関するアンケート（65歳以上の市民） 3 障害のある人が暮らしやすいまちづくりのための福祉に関するアンケート（18歳以上の障害者） 4 子どもと保護者が暮らしやすいまちづくりのための福祉に関するアンケート（18歳未満の障害児の保護者）
10月29日 ～11月19日	調布市民福祉ニーズ調査 住民懇談会	市内8圏域を対象に全4回（1回×2圏域）開催
12月23日	第4回地域福祉推進会議	1 調布市民福祉ニーズ調査アンケート調査結果（速報版）について 2 調布市民福祉ニーズ調査住民懇談会実施結果について 3 その他

音声
コード音声
コード

年月日	項目	主な内容
令和5年 2月9日	第5回地域福祉推進会議	1 調布市民福祉ニーズ調査結果について 2 調布市民福祉ニーズ調査住民懇談会実施結果について 3 その他
3月23日	第6回地域福祉推進会議	1 調布市民福祉ニーズ調査アンケート調査結果について 2 調布市民福祉ニーズ調査住民懇談会実施結果について 3 令和4年度地域福祉コーディネーター事業の報告及び評価について 4 その他
令和5年度		
5月24日	第1回地域福祉推進会議	1 地域福祉計画策定関連スケジュールについて 2 「調布市地域福祉計画及び福祉のまちづくり推進計画」(現計画)の概要について 3 現計画策定後の地域福祉に関する主な国等の動向について 4 次期計画の基本理念(案)について 5 令和5年度地域福祉コーディネーター事業概要について 6 その他
6月25日	第2回地域福祉推進会議	1 次期福祉3計画の理念(修正案)について 2 地域福祉計画を取り巻く現状等について(統計データ) 3 地域福祉計画及び福祉のまちづくり計画の構成案 4 グループインタビューの実施について 5 その他
7月21日	第3回地域福祉推進会議	1 次期福祉3計画の理念(最終案)について 2 次期地域福祉計画の骨子案について 3 その他
8月24日	第4回地域福祉推進会議	1 次期地域福祉計画の骨子案について 2 その他
9月29日	第5回地域福祉推進会議	1 次期地域福祉計画の素案について 2 令和4年度地域福祉コーディネーター活動報告書及び事業評価書について 3 その他

年月日	項目	主な内容
11月14日	第6回地域福祉推進会議	1 次期地域福祉計画の素案について 2 次期福祉のまちづくり推進計画の素案について 3 その他
12月20日～ 令和6年 1月19日	パブリック・コメント	市のホームページ及び公共施設にて公開
12月23日	福祉3計画合同説明会	総合福祉センターにて開催
令和6年 2月15日	第7回地域福祉推進会議	1 調布市地域福祉計画案について 2 調布市福祉のまちづくり推進計画案について 3 その他
3月19日	第8回地域福祉推進会議	1 調布市地域福祉計画案について 2 調布市福祉のまちづくり推進計画案について 3 令和5年度地域福祉コーディネーター事業の報告及び評価について 4 その他

資料5 調布市地域福祉推進会議

(Ⅰ) 調布市地域福祉推進会議規則（平成16年3月25日規則第9号）

改正

平成18年6月23日規則第91号
 平成19年3月30日規則第15号
 平成21年6月22日規則第87号
 平成24年2月3日規則第2号
 平成27年3月31日規則第37号

(目的)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定により策定した調布市地域福祉計画に基づく地域福祉を市民参加により、総合的に推進するため、調布市地域福祉推進会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 会議は、前条に規定する目的を達成するため、地域福祉の推進について必要な事項を検討する。

(構成)

第3条 会議は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が依頼し、又は任命するもの（以下「委員」という。）25人以内をもって構成する。

- (1) 市民 5人以内
- (2) 高齢者団体等が推薦する者 2人以内
- (3) 障害者団体等が推薦する者 2人以内
- (4) 子ども関係団体が推薦する者 2人以内
- (5) 保健医療関係団体が推薦する者 2人以内
- (6) 地域福祉団体が推薦する者 5人以内
- (7) 自治会、町内会その他の地域住民が組織する団体が推薦する者 2人以内
- (8) 商工会が推薦する者 1人
- (9) 学識経験者 4人以内

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 会議は、会長が招集する。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、福祉健康部福祉総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成21年10月1日以後に最初に依頼又は任命される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則（平成18年6月23日規則第91号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第15号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月22日規則第87号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年2月3日規則第2号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第37号）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

- 2 この規則による改正後の調布市地域福祉推進会議規則（以下「改正後の規則」という。）第4条の規定にかかわらず、改正後の規則第3条の規定により、この規則の施行の日から平成30年3月30日までの間に市長が依頼し、又は任命した委員の任期は、同月31日までとする。

(2) 調布市地域福祉推進会議委員名簿

(掲載予定)

調布市地域福祉計画

令和6（2024）年度～令和11（2029）年度

発行日 令和6（2024）年3月

刊行物番号

発 行 調布市

20***-***

編 集 調布市 福祉健康部 福祉総務課

〒182-8511 東京都調布市小島町2-35-1

(電話) 042-481-7101

(ファクス) 042-481-7058

URL <http://www.city.chofu.lg.jp/>

音声
コード

音声
コード